

令和5年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

令和5年 9月5日 開会

令和5年 9月19日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和五年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和5年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

第 1 号 (9月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	8
一般質問	8
森 久 君	8
山 田 久 子 君	23
根 本 年 生 君	44
報告第9号の上程、説明	63
報告第10号の上程、説明	65
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
散会の宣告	71

第 2 号 (9月6日)

出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定による出席説明者	73
本会議に職務のため出席した者の職氏名	73
議事日程	74
開議の宣告	75

議事日程の報告	76
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第54号～議案第60号、報告第11号～報告第13号の一括上程、説明	98
散会の宣告	130

第 3 号 (9月19日)

出席議員	133
欠席議員	133
地方自治法第121条の規定による出席説明者	133
本会議に職務のため出席した者の職氏名	133
議事日程	134
開議の宣告	135
行政報告	135
諸般の報告	136
議事日程の報告	136
議案第54号の質疑、討論、採決	136
議案第55号の質疑、討論、採決	139
議案第56号の質疑、討論、採決	140
議案第57号の質疑、討論、採決	141
議案第58号の質疑、討論、採決	141
議案第59号の質疑、討論、採決	142
議案第60号の質疑、討論、採決	143
選挙管理委員及び補充員の選挙について	143
日程の追加	145
報告第14号の上程、説明	146
日程の追加	147
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	148

休会について	151
散会の宣告	151
署名議員	153

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和5年9月5日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	市原芳則君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	小高一哉君	財政課主幹	木島丈佳君
会計室長	須藤明実君	教育課長	吉野正展君
生涯学習課長	和泉陽一君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 9号 継続費精算報告書について

日程第 4 報告第10号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第47号 大多喜町面白峡遊歩道の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 6 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第49号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

本日は、令和5年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席いただきまして誠に苦労さまでございます。

また、滝口代表監査委員には、ご出席をいただきまして誠に御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

本日は、休会の日ですが、議事の都合により令和5年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思えます。

令和5年第1回議会定例会9月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、令和5年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には、大変お忙しい中ご臨席を賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございます。これによりましてご了承賜りたいと思っております。

初めに、大変喜ばしいことではございますが、本町の大多喜中学校の柔道部が、昨年の秋の県大会新人戦ですね、優勝という快挙を成し遂げたことを報告させて以前いただきましたが、この春、夏の県大会においての団体戦、3連続優勝という快挙を成し遂げてくれました。個人戦においても、優勝が2名、準優勝が1名と3位が2名と、それぞれの階級ですばらしい成績を収めてくれました。そして千葉県代表といたしまして出場した埼玉県で行われました関東大会では、団体戦で第5位となり、敢闘賞をいただくことになりました。その後の徳

島県で行われた全国大会では、団体戦初戦を5人とも一本勝ち、大勝しましたが、その後の試合で2対1と残念ながら惜敗をしてしまい、ベスト16には届きませんでした。個人戦の66キロ級で千葉県代表として出場した生徒が見事に第5位になりまして、本当に素晴らしい成績を残してくれました。このことは本町にとって大変誇らしい、また喜ばしいことであり、本町の宝であります子供たちから、とても大きなプレゼントをしていただいた、また勇気や希望をいただけたことへの感謝を学校の先生方や、ご家族の方、また指導等をしていただいております全ての関係者の皆様に改めて心より御礼を申し上げたいと思っております。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われます。継続費精算報告、専決処分の報告、新規条例の制定、条例の一部改正を2件、提出させていただき、明日6日は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計の補正予算を提出させていただいております。

議事日程の最終日には、令和4年度の各会計の決算認定をいただきたく、提出をさせていただきます。

ここで、令和4年度の決算概要について若干述べさせていただきたいと存じます。

一般会計の主要事業といたしましては、地域通貨事業、物価高騰に伴う事業も含む新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、また、マイナンバーカード取得促進事業、子育て世帯等臨時特別支援事業、子ども医療対策事業、子育て支援給付金事業、妊娠出産包括支援事業、有害鳥獣駆除対策事業、面白峡遊歩道整備事業、町道改良事業では、継続して実施した新坂泉水線などの道路改良工事を実施し、橋梁長寿命化事業では2橋の橋梁修繕工事を行っております。

教育関係では、繰り越して実施した大多喜お城の森公園の整備工事などを実施させていただきました。さらに被災した公共土木施設及び農地農業用施設の災害復旧費が主なものでございます。

このように臨時的な事業も含め、一般会計の歳出決算額は、対前年度比2.3パーセント減の59億4,052万3,000円となりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。水道事業会計では、水を安定供給するため、老朽化した配水管の布設替え工事を実施したところでございます。

また、特別養護老人ホーム事業は、令和4年度をもちまして廃止したところでございますが、今回が最終の決算報告となっております。

なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準の範囲であり、財政の健全化が図られているところでございます。

結びに、各議案ともご承認くださいますよう心よりお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ありがとうございました。

これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、8月8日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されました。

この件につきまして、2番麻生勇君から報告願います。

麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） それでは、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本臨時会は、議長をはじめ、監査委員等々の選挙・選任が主な議題で、議案は1件でありました。

この春に執行された統一地方選挙により、半数以上の議員が替わられたことから、開会后、議席の指定を行い、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、5月8日に広域連合長の選挙で再任された流山市、井崎義治市長から挨拶がありました。

引き続き、議長選挙が行われ、船橋市議会議長である渡辺賢次議員が議長に当選されました。ちなみにこの人は、新田野の出身だそうです。

次に、副議長の選挙が行われ、鋸南町議長である青木悦子議員が副議長に当選されました。

本臨時会の連合長提出議案は1件で、議案第1号として、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてが提案され、千葉市議会議員の麻生紀雄議員が全会一致で同意されました。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙が行われ、これまでの経緯、慣例により、千葉市選挙管理委員である大野雄子氏ほか3名が当選されました。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙が行われ、選挙管理委員同様、千葉市選挙管理委員補充員の中島美恵子氏ほか3名が当選しました。

最後に、千葉県後期高齢者医療広域連合会の申合せの一部改正について意見聴取があったが、原案どおり全会一致で決定いたしました。改正の内容は、現在、6月から9月とされているクールビズの期間を5月から10月に改めるものです。

なお、議案の詳細については、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご確認いただければと思います。

以上、簡単でございますが報告させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、8月28日に、第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、11番吉野一男君から報告願います。

○11番（吉野一男君） それでは、令和5年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が8月28日10時に広域の会議室において招集され、渡邊泰宣議長、野村賢一議員、私との3人で出席しましたので、報告させていただきます。

開会前に報告がありまして、勝浦市議会議員の任期満了による改選が行われたことに伴い、佐藤啓史議員、鈴木克己議員、岩瀬義信議員が組合議員に選出されました。

続いて、議長の選挙が行われ、指名推選により、勝浦市の岩瀬義信議員が議会議長に当選されました。

次に、議案第7号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備するとともに、喫煙等の標識に関する規定について所要の整備を行うため一部を改正するものです。

続いて、議案第8号 令和5年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に723万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,866万9,000円にするものです。

内容は、人事異動等による人件費の組替え並びに消防本部大多喜分署空調設備更新工事に関わる工事請負経費を増額し、歳出予算においては、総務費の一般管理費に590万9,000円、常備消防費に132万9,000円を追加し、財源として繰越金に723万8,000円を追加するものです。

債務負担行為の補正については、ちば消防共同指令センターにおいて、令和5年度から令

和8年度にわたり、指令システムの全体更新整備事業を実施するため、その費用負担を債務負担行為として追加し、事業費として令和6年度に4,839万円、令和7年度に1億3,479万9,000円、令和8年度に971万6,000円、総額1億9,290万5,000円であります。

続いて、議案第9号 令和4年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は20億5,949万5,737円、歳出総額は19億7,292万4,973円で、歳入歳出差引き額は8,657万764円となっております。

次に、本案に関し、監査委員の花崎喜好氏から令和4年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計の歳入歳出決算について、去る7月20日に実施した審査結果の報告があり、適法、適正に執行されており、かつ計数も正確でありました。よって、令和4年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算は適正であると認めたところです。

続いて、議案第10号 財産の取得については、大多喜分署に配備している災害対応特殊救急自動車は10年を経過したため、更新整備をするためであります。

契約につきましては、5月12日に指名競争入札を執行し、物品購入の仮契約を締結いたしました。契約の金額は3,573万9,000円、契約の相手方は、千葉市中央区本千葉町9番21号、千葉日産自動車株式会社、代表取締役、横田好之であります。

続いて、報告第1号 令和4年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書については、大原消防署受電設備更新工事で繰越額は843万2,760円であります。

全議案とも全員賛成で可決及び承認、認定されました。

以上で、令和5年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、6月26日、7月26日及び8月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本9月会議の審議期間は、本日から9月19日までとします。本日と明日6日、明後日7日、そして19日を本会議開催日とし、この間、12日と13日は、総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定です。

12日には総務文教常任委員会が所管する事務、13日には福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容説明を行うこととします。執行部の皆様には、よろしく願います。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 末 吉 昭 男 君

5番 根 本 年 生 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 森 久 君

○議長（渡邊泰宣君） 初めに、10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。

議長にお許しいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、前回までの5回とは異なり、統一テーマはなく、地域おこし協力隊、町並み整備事業、景観維持、文化財保護という4つの分野で取り上げることにいたします。

なお、今回は長文ですので、少し早口で質問させていただきます。

第1の質問は、地域おこし協力隊の退任後の定住・定着を促進するために、今後、大多喜町は隊員をどのように支援しようとしているのかということであります。

現在、日本は危機的な人口減少、少子高齢化が進んでいます。2040年には65歳以上の人口が全人口の約35パーセントとなり、2070年には総人口が9,000万人を下回り高齢化率は39パーセントになると推計されています。

しかし、これは日本全体のことであり、地方の過疎地域ではこれ以上の速さで人口減少、

少子高齢化が進んでいます。これに対応してつくられたのが地域おこし協力隊制度であります。総務省の地域おこし協力隊推進要綱では、その趣旨を次のように明らかにしています。

「趣旨。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。」

ここで最も重視されているのは、都市住民の地方での定住・定着を図ることであり、地域の維持・強化にもつながる制度となっていることでもあります。

大多喜町でも、総務省の地域おこし協力隊推進要綱に符合するように、大多喜町地域おこし協力隊設置要綱を次のように制定しています。

「（設置）第1条、人口減少及び少子高齢化が進行する本町において、町外から移住する若者の定住及び定着を図り、もって地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱に基づき、大多喜町地域おこし協力隊を設置する。」

地域おこし協力隊の目的が人口減少、少子高齢化への対応として、町外者に定住・定着をしてもらい、地域の活性化を図るということが明確に述べられています。

以上で見ましたように、総務省によれば、地域おこし協力隊の目的は、地域協力活動を行いつつ、地域の定住・定着を図り、それにより地域の活性化を図ることであり、それは大多喜町でも同様であります。

それでは、地域おこし協力隊はどのような事業をしながら定住・定着への道を歩むのでしょうか。

総務省によれば、地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者をいうとのことでもあります。

地域おこし協力隊が担う活動については、大多喜町では、大多喜町地域おこし協力隊設置要綱第3条において、次のように規定しています。

「（協力隊の活動）第3条、協力隊は、町及び地域住民等と連携を密にし、次に掲げる地域おこし活動を行う。（1）新規移住者の誘致促進。（2）産業（農業・観光商工業）の活性化支援。（3）地域コミュニティの活性化支援。（4）地域資源（特産品、歴史・文化）の発掘。（5）町の重要施策の推進支援。（6）前各号に掲げる事項の継続的情報発信。（7）その他町長が必要と認めた活動。」

ここで分かりますように、地域おこし協力隊は大多喜町にとりまして大切にすべき方たち

であります。地域協力活動に従事しながら定住・定着を図り、それが大多喜町の活性化にもつながっていく存在だからであります。

さて、総務省が調査した結果によれば、制度開始から令和4年3月31日までに任期を終了した隊員は、累計で計9,656人、そのうち定住者は計6,318人で、任期終了後、約65パーセントの隊員が同じ地域に定住していることでもあります。

また、任期終了後に起業した隊員は約42パーセント、2,174人、就業したのが約38パーセント、1,970人とのことです。

平成5年、2023年6月7日付で頂戴した地域おこし協力隊に係る資料によりますと、現在までに地域おこし協力隊を退任したのは11名ですが、町内に在住しているのはそのうちの4名であります。また、現時点の隊員数は13名とのことです。

住民票を移動してまで、都会から大多喜町に移り住んで地域協力活動に従事し、退任後は起業・就業することにより、定住・定着を図るということは、地域おこし協力隊員にとってはさぞかし大きな決断であったろうと思います。

私は、この13名の決断に対して敬意を表すとともに、隊員の定住・定着を実現させるために、隊員を業務面、生活面でしっかりと支援していくことは、大多喜町にとっての大きな責務であると考えております。

地域おこし協力隊の事業を地方自治体が推進するために、総務省は、2つの重要な事項を挙げています。一つは、隊員が退任後に地域に定住・定着できるよう、生活支援、就職支援等を同時に進めることであり、もう一つは、年間プログラム作成、地域協力活動のコーディネート、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保などであります。とても重要なことですので、本文全体を読み上げさせていただきます。なお、(1)は年齢性別に関わりなく機会を与えるべきことを述べています。

「第5、その他事業推進に当たっての留意事項。(2)地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受け入れを同時に行うとともに、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるよう地域おこし協力隊員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいこと。(3)地方自治体は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊員を受け入れること。また、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を

行うこと。」

それでは、大多喜町は具体的にどのような点に留意しつつ、地域おこし協力隊を受け入れるべきなのでしょうか。

総務省は、地域おこし協力隊の受入れに関する手引き第4版を発表し、その中でチェックリストを示し、計34項目を挙げ、さらに、それぞれの項目に数行の説明をしています。時間的に34項目全てを上げることはできませんので、退任後も視野に入れた丁寧で細やかな支援という視点から、17項目をご紹介します。

「ステージ1、地域おこし協力隊募集前。受入れ地域は地域おこし協力隊の趣旨・目的を十分に理解していますか。隊員の任期終了後（定住するかどうかなど）について、受入自治体と受入地域とで認識を共有できていますか。」

「ステージ2、地域おこし協力隊募集・採用時。隊員の生活設計に配慮した活動体制を検討されていますか。」

今、助詞「を」と申し上げましたが、正しくは「が」だと思います。原文を当たりましたら、「を」でございます。

「隊員の活動に要する経費について十分に検討されていますか。隊員の活動に対するサポート体制は検討されていますか。受入れ自治体をはじめとした関係主体と、隊員との定期的な情報交換の仕組みがつくられていますか」。

「ステージ3、地域おこし協力隊活動開始～任期中。市町村長をはじめ、行政内部で改めて地域おこし協力隊の意義や狙い、活動内容などが十分共有できていますか。受入れ地域と隊員の連携状況について、把握やフォローなどはされていますか。活動開始時のガイダンスは実施しましたか。研修や交流の機会は確保できていますか。隊員が活動や日常生活について相談できる体制は整っていますか。隊員の任期終了後の地域支援の方策について、受入れ地域とともに検討していますか。隊員の定住意向（就業・就農・起業等）が実現できるような活動体制になっていますか。」

ところで、現在の地域おこし協力隊に問題はないのでありましょうか。

田口太郎氏は、地域おこし協力隊の課題を提示しています。田口氏によれば、取りあえず募集することもでき、手軽に移住者の獲得が可能であるので、実態として安易に募集が多数行われているとのことでもあります。また、同氏によれば、隊員から寄せられる課題、（1）放置、（2）束縛、（3）ずれの3つがあると言います。

以上を踏まえて、第1のお尋ねをさせていただきます。

地域おこし協力隊の退任後の定住・定着を促進するために、今後、大多喜町は隊員をどのように支援しようとしているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまの森議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、新たな地域の担い手として、平成28年度から地域おこし協力隊の受入れを始め、これまで委嘱した隊員は計24名、このうち11名が既に退任し、現在は13名の隊員がそれぞれの分野で活動を展開しております。

隊員の任期は3年をめぐり、起業、定住に向け取り組んでおるところですが、森議員おっしゃられるように、起業や定住に向けた隊員へのサポート体制、活動支援は大変重要であると認識しております。

特に、初めての地域での活動を展開するに当たっては、各担当部署、担当者を通じて、地域のキーパーソンや関係団体、例えば林業や特殊伐採をなりわいとしている、個人や事業主、猟友会、農業、商工業者など、それぞれの分野でのネットワークを広げられるよう、隊員と地域の人をつなぐお手伝いをさせていただいております。

さらに、クレーンなど重機等の運転技能講習や、鳥獣管理士養成講座など、それぞれの分野で起業、就業に必要となる研修のほか、地域おこし協力隊の初任者研修や、起業支援セミナーなど、隊員の希望に合わせた各種研修に参加いただいております。

また、ご質問にあります隊員の定着率65パーセントにつきましては、総務省公表の令和4年度実績での数値で、任期を終了した隊員で、同一または近隣市町村に定住した隊員の割合を示しております。

同様に、本町で任期を終了し、定住した方の割合は60パーセントで、全国平均に比べやや低い状況ではありますが、徐々に定着率も向上しつつあります。

今後、さらに地域おこし協力隊の地域での定着が進むよう、隊員の自主性を尊重しながらも、それぞれがどんなサポートを必要とされるのか、改めて実情をよく把握し、地域での人口減少や少子高齢化が進む中で、地域おこし協力隊の制度を活用し、地域力の維持・強化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご回答ありがとうございました。

次に、町並み整備の推進に関連してお尋ねいたします。

第2番目の質問は、大多喜町としては平成5年度の大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）をどのように位置づけて町並み整備を推進しようとしているのかということであります。

大多喜町商工観光課が平成12（2000）年3月に発行した大多喜町町並み環境整備方針策定事業報告書（平成12年3月）が、平成12年度から平成21年度までの10年間にわたる町並み整備事業の最終的計画となりました。

そこでは、まず、関連上位計画として、①大多喜町総合計画、基本構想・基本計画（目標年次1986年から2001年まで）、②大多喜町商工会地域ビジョン（H3）、③大多喜町町並み整備基本構想（H5年度）、④房総の城下町大多喜町並み整備計画書（H8年度）、⑤いすみ鉄道活性化基本計画（H8年度）が挙げられています。

しかしながら、実質的には③大多喜町町並み整備基本構想（H5年度）と、④房総の城下町大多喜町並み整備計画書（H8年度）を受けたと判断されます。

なお、本日、この2つの報告書と計画書を配付させていただきました。

大多喜町町並み環境整備方針策定事業報告書（平成12年3月）では、自らの位置づけについて次のように述べています。

「以上の上位関連計画によると、いうまでもなく当該調査区域は本町の中心市街地として位置づけられており、町並み環境整備の基本的な方針計画は策定されており、特に平成8年度の房総の城下町大多喜町並み整備計画書においては、具体的な事業案が提案されている。したがって本計画は町並み環境整備の実質的な事業計画に近い位置づけとなる。また、上位関連計画では、町並み環境整備の基本的な方針計画はほぼ抽出されており、具体的な事業を検討するものとなっている」という表現もしています。大多喜町2000は、実質的には平成8（1996）年度の房総の城下町大多喜町並み整備計画書を承継したものであります。

さらに、大多喜町2000で挙げられている、③大多喜町町並み整備基本構想（H5年度）以下では、大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）、あるいは大多喜町1993と示すことにします。④房総の城下町大多喜町並み整備計画書（H8年度）、以下では房総の城下町大多喜町並み整備計画書（平成8年度）、あるいは大多喜町1996と示すことにします。この③と④は強く結びついています。

次ページに綴じ込んである一覧表をご覧いただければ、その類似性は明確であります。

大多喜町1993と大多喜町1996の根本がこのように類似しているということは、大多喜町1996は、大多喜町1993の考え方に基づいて作成されたと考えざるを得ません。大多喜町1996

の第1章は極めて短く、配付した大多喜町1996を見て分かりますように、計画の組立てとトータルコンセプトが10行程度で述べられているのみであります。

しかも、既に見ましたように、大多喜町1993とほぼ同じであり、第2章から最後の第9章までは、各種の整備計画を示している14ページの短い整備計画書です。理念、目的、構想の部分は極めて簡単で、主として整備計画が述べられているのは、目的、理念、構想など抽象的部分は、大多喜町1993年に依拠しており、その実行のための具体的整備計画をまとめたものであるからだと言ってよいでしょう。

大多喜町1996は14ページという短い計画書ですが、大多喜町1993は86ページにも及ぶ報告書です。今回お配りしましたけれども、現時点での表紙の色もそのとおりにしてあります。

第一部、町並み整備基本構想と第2部、構想の前提となった諸条件等の二部構成ですが、中心は当然第一部であります。その第一部は、第1章、構想立案の基本構想、第2章、観光地としての整備構想、第3章、商店街活性化の基本構想、第4章、市街地整備の基本構想で構成されています。

整備構想、基本構想とありますが、その叙述は、例えば、観光地としての整備構想総括、商品開発、町内周遊観光ルート、個性的な道づくりなどの詳細にまでわたっています。

以上、見てきて明らかなように、平成12（2000）年度から平成21（2009）年度までの10年間にわたって実施された町並み整備推進事業の構想は、平成5年（1993年）に出された大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）大多喜町1993にあります。

私は、本日は、この報告書の重要性を訴えたいのであります。

整備事業終了後の平成24（2012）年7月25日火曜日に開催された会議、13時から観光本陣会議室、におきまして、会議名ではなくなぜか、町並み整備視察研修資料と題された資料が配付されました。

また、そこでは、課題という表現ではなく、視察研修内容という言葉が使われています。視察研修内容の1は、大多喜町の町並み整備に関する取組についてで、その中で、産業振興課商工観光係より、大多喜町町並み環境整備についてと題する文書に基づき説明がありました。

その文書によりますと、1、事業の趣旨（基本計画）では次のように述べられています。

「近世以降、城下町として繁栄してきた歴史と文化を積極的に生かしながら、地域固有の歴史的景観を守り、育て、つくることにより、町民が親しみと愛着と誇りの持てる大多喜らしい歴史的町並みをつくる。商工業の振興と地域の活性化を図り、親しみと愛着と誇りの持

てる郷土を目指す。」

10年間の町並み整備事業を振り返るとともに、今後の環境整備事業に対する意気込みも感じられます。

この大多喜町2012は、平成12（2000）年度から平成21（2009）年度まで10年間の町並み環境整備実績も示しているところから、10年間の町並み整備について総括をしたのでありますよう。

なお、平成12年度から平成20年度までの町並み環境整備実績については、本日配付原稿の最後に綴じ込んであります。なお、平成21年度分が示されていない理由は不明であります。

町並み環境整備事業は、平成21（2009）年度で終了しますが、その考え方は、大多喜町第3次総合計画に継承されていると思われます。第3次総合計画は、町並み環境整備事業終了後、終了後7年目でございます。終了後7年目である平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間にわたる総合計画であります。

このうち、大多喜町第3次総合計画基本構想前期基本計画では、土地利用構想の中心市街地形成地域の中で、次のように述べています。房総の小江戸を目指し、町並み環境整備事業に基づく既存商店街の再生整備や、文化資産を取り入れた環境づくりを進めます。

これまで、町並み整備事業を活用したポケットパークや集客施設の建設、一般住宅の外観修景を進めてきたほか、あるいは大多喜町城下商店街は、町並み整備事業を活用し、商店街の環境整備を引き続き行うことにより、地域全体としての魅力向上を目指します。私には、大多喜町第3次総合計画基本構想前期基本計画には、この大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）の考え方をしっかりと継承しているように思われます。

したがって、私には、現在も大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）、大多喜町1993の考え方が放擲されたとは思えません。

現に、昨年設置されたお城を中心としたまちづくり委員会会議録においても、事務局は町並み整備事業について前向きに次のように述べています。「平成12年度から実施している町並み整備事業が終了し、その後、景観形成地区内においては単独費で事業の推進を続けているが、様々な理由で停滞しており、」ここでは停滞も述べられていますが、町並み整備事業の推進を続けていると述べているのであり、停滞理由の存在をもって、町並み整備事業否定しているわけではありません。

また、町並み整備事業の範囲についての若干の反省も述べられています。「町並みについて、平成12年から10年間、町並み整備事業として実施したが、当初の計画では国から広過ぎ

るとの指摘があったものの、住民の希望でそのまま事業を始めた。その結果、やはり広過ぎて虫食い状態になっている。その対策で重点地区を決めて、国に打診し、付け加えた経緯があり、スタートが広過ぎたというはある。」これについても、町並み整備事業の範囲が広過ぎて10年間では十分に整備できなかったということを行っているだけで、たとえ規模が小さくなくても、長期にわたって計画的に進めればよいだけのことであり、私には、大多喜町1993の構想を放棄しているとは思われません。

もちろん、大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）、大多喜町1993の内容をそのまま墨守するのではなく、時代の進展とともに、内容の進化も必要とされます。

私が本日申し上げたいのは、同報告書大多喜町1993を踏まえた町並み整備事業の推進であります。大多喜町1993は10年間の町並み整備事業に伴って放擲されるべきものではなく、時代の進展とともに、修正を加えつつ実現すべきものであります。

そして、その精神は、既に申し上げましたように、大多喜町第3次総合計画にまで継承されていると考えられます。

以上を踏まえて、第2のお尋ねをさせていただきます。

大多喜町としては、大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書（平成5年度）をどのように位置づけて町並み整備を推進しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 森議員のご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

初めに、町の策定した計画の位置づけについて、ご説明をさせていただきます。

町の最上位計画に位置づけられる総合計画は、本町の全ての計画の基本であり、長期的な展望を持つ計画的なまちづくり、効率的な行政運営の指針が盛り込まれ、本町では基本構想と基本計画は、議会の議決を得ることとなっております。

一方、平成5年度大多喜町町並み整備基本構想策定事業報告書は、平成12年度から21年度まで実施され、採択となりました国庫補助事業、町並み環境整備事業の基となった町並み整備計画、城下町の町並みに関する構想でございます。

この構想の位置づけといたしましては、総合計画の基本方針を受けて、その目的、内容等に適合するように定めたものだと認識しております。

なお、現在の観光に関する計画としましては、最上位の総合計画の次に、大多喜町観光総

合戦略があり、その個別計画の一つとして、大多喜城下の再興による観光活性化基本計画、以下大多喜城下活性化計画と略称させていただきます、を策定しており、この大多喜城下活性化計画に基づき、3つの重点プロジェクトの一つ、町並み整備事業の見直し及び推進として位置づけ、町並み環境整備事業に携わった多くの皆様にご意見を伺い、協議等を行いながら策定し、釜屋の改修、屋号看板の設置、竹灯籠などを実施しております。

今後につきましても、大多喜城下活性化計画を基に、住民団体や事業者、そして地域のことを一番ご存じである地元の皆様と連携しながら、歴史的な町並みの景観整備に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご回答ありがとうございました。

次に第3の質問に入ります。

第3のお尋ねは、大多喜町歴史的景観条例が存在しているにもかかわらず、景観を維持できないのであれば、現在の景観条例を再検討すべきではないかということであります。

まず、景観という言葉の意味ですが、北原保雄編明鏡国語辞典によれば、景観とは「見る人を引きつけるすばらしい眺め」とのことです。

大多喜町町並み環境整備方針策定事業報告書（平成12年3月）、大多喜町2000においては、最後に、大多喜町形成（重点）地区・指定歴史的建造物位置図が掲載されています。その図は、次ページに綴じ込んであり、そこでは歴史的指定建造物、景観形成重点地区、景観形成地区、促進区域が示されています。ところが、現在、景観形成地区、あるいは促進区域だけでなく、城下町通りの景観形成重点地区にもソーラーパネルが設置されています。

景観は見る人を引きつけるすばらしい眺めとのことであり、私はソーラーパネルを見ても決してすばらしい眺めとは思えず、著しく景観を損ねているように思われます。

大多喜町には、大多喜町歴史的景観条例があります。この条例の目的に、私は完全な賛同をいたします。

条例の目的を述べている第1条では、次のように定めています。「この条例は、歴史的景観の保全、その他の景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、大多喜町らしい歴史的景観を守り、育て、つくり、町民が親しみと愛着と誇りの持てるまちづくりに資することを目的とする。」大多喜町歴史的景観条例では、第3条で、町の責務、第4条で、町民及び事業者の責務が明らかにされています。

そして町長は、第10条で、助言及び指導、第11条で、空地の管理に関する要請ができることになっています。

ところが、大多喜町の城下町通りの住民を対象としたと思われる千葉工業大学のアンケート調査では、70パーセントの住民が景観に対して何かしらの不満を持っているとのことであり、記述回答中には、空き家が目立つ、統一感があるようでない等の空き家や空き店舗、町並みに関する不満が多いとのことでもあります。

また、房総の小江戸である認識では73パーセントの住民が、あまり、あるいは全く感じないという結果になっているといえます。

同じく、千葉工業大学の別の研究では、いすみ鉄道ガード下から三口橋までの城下町通りをAからFまでの6つの地域に区分し、そこにおける建造物を伝統的、準伝統的、非伝統的の3つに分類しました。AからFまでの6つの地域については、次ページに取り込んである図をご覧くださいと思います。

調査の結果を片岡大道他2023では、次のように述べています。「景観構成要素及び連続性の評価により、最も伝統的な意匠の構造物による景観的まとまりがあるエリアCであり、次いでAであることが明らかとなった。城下町通り全体の評価として、伝統的な意匠による統一感のある町並み整備が行われているとは言い難く、特にAとCの連続性がBにより途切れており、極めて重要な課題である。以上から、重点的にBを整備し、城下のまちづくりを進めることが歴史を生かした城下町通りの町並みの形成に有用であることが示唆された。」

大学生の研究とはいえ、貴重な成果が得られ得られていると思います。

以上、城下町通りの景観についてソーラーパネルと、千葉工業大学の学生による調査結果を踏まえて問題提起をしてみました。

そこで、第3番目のお尋ねをいたします。

第3番目の質問は、大多喜町歴史的景観条例が存在しているにもかかわらず、景観を維持できないのであれば、現在の景観条例を再検討すべきではないでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 初めに、ご質問にある太陽光発電についてご説明申し上げます。

太陽光発電は電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法、以下FIT法と略称します。このFIT法が平成24年4月に施行され、固定価格買取制度、FIT

制度が導入され、再生可能エネルギー源を用いて発電した電気を事業者が買い取ることを義務づけた制度であり、この制度により、太陽光発電が件数、発電量とともに、飛躍的に伸びることとなりました。

その後、平成29年4月にFIT法の一部が改正され、事業内容の表示を義務化するとともに、事業者向けのガイドラインが作成されました。その中には、地域への配慮や、近隣住民との関係構築、自治体に対する適切な関係法令手続の実施などが盛り込まれております。

一方、大多喜町歴史景観条例は、平成11年に制定された条例で、歴史的景観を守り、育て、つくり、町民が親しみと愛着と誇りを持てるまちづくりを目的とするもので、個人や事業者の所有する建物等の景観形成基準を定め、景観形成地区における届出等を定めておりますが、実行する場合には関係者にご協力をいただくことで実施してきております。

また、この条例では、太陽光発電設備を想定した内容となっておらず、太陽光発電設備に関し、行為の届出対象とはなっていないものと解釈しております。

なお、仮に届出対象となっていたとしても、土地の所有者の景観形成について理解していただくことができますが、太陽光発電設備の設置を強制的に止めることは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご回答ありがとうございました。

最後の第4番目のお尋ねは、文化財保護についてであります。

大多喜町は、現在、どのような文化財保護活動を行っており、今後の文化財保護の在り方についてはどのように考えているのかということであります。

そもそも文化財とはどのようなものなのでしょうか。

一般的には、狭義に解釈して、文化財保護法で定義されているものを指すとのことであります。文化財保護法では、文化財の定義として、第2条第1項に、1、有形文化財、2、無形文化財、3、民俗文化財、4、記念物、5、文化的景観、6、伝統的建造物が示されております。

それでは、大多喜町にはどれくらいの文化財が存在するのでしょうか。

大多喜町文化財審議会編2012によれば、大多喜町には古墳時代から明治時代まで多くの文化財があり、そのうち国指定1件、国登録9件、県指定8件、町指定169件が文化財の指定を受けています。また、旧石器時代から室町時代までの遺跡は175か所確認されていますと

のことであります。

大多喜町では、その後に文化財として新しく指定されたものがあるとのことですが、大多喜町としては、今後、新たな文化財の調査、保存に積極的に取り組んでいくべきと思われます。

大多喜町文化財審議会編2012の後書きでも、当町にはなお文化財として指定すべき貴重な遺産が多くあり、今後、調査研究が期待される場所と述べておられ、大多喜町として、先人が残してきた歴史的資産をさらに発掘し、後世にしっかりと継承していくべきであります。

ところで、大多喜町には489点もの中央公民館所蔵民俗資料があり、それらは、大多喜町教育委員会編「田代分校の民俗資料」で紹介されています。

そこで紹介されているものは、戦後の生活や生業の変化に伴い、折に触れ、町民から寄せられた民俗資料は次第に数を増し、旧西畑村の田代分校に集められ、大多喜町文化財保護協会の会員によって維持・管理がなされてきたものであります。そして、田代分校の民俗資料は、田代分校から中央公民館脇の施設に移す際に、文化財としての整理作業を行い、その概要を紹介するために作成されました。

なお、私は、睦沢町と同様に、この民俗資料を母体にして、大多喜町立歴史民俗資料館を造るべきであると思っております。

それでは、文化財はなぜ大切なのでしょうか。

文化財を広義で解釈して、その重要性を訴えたものには次のようなものがあります。文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産である。また、我が国の歴史、文化等の理解に欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、その適切な保存活用を図ることが極めて重要である。

しかし、文化財には多くの劣化要因があります。文化財劣化の要因には、1、温度・熱、2、湿気・水分、3、光、4、空気汚染、5、生物、6、振動・衝撃、7、火災・地震・水害、8、盗難・破壊があります。こうした劣化要因の影響をなるべく小さくして、良好な状態で保存していくためには、劣化要因を科学的に調査・把握し、適切な保存対策を取らなければなりません。

大多喜町の第3次総合計画前期基本計画、後期基本計画においては、文化財について、5-4、芸術・文化の項目の中で、大多喜町には多数の文化財が残されており、次世代に確実

に継承していくために適切な保護と保存が必要であること。保護と継承の仕組みの創出、観光資源でもあることから、文化財の効果的広報と戦略的な活用、まちづくりへの活用が述べられています。

この総合計画の確実な遂行を願うばかりであります。

文化財を保護する上での課題について試みにチャットGPTに回答させてみました。その結果、1、資金調達、2、専門知識と技術、3、維持・管理、4、地震や自然災害への対策、5、地域の関心と参加という至極当然の回答が出てきました。それぞれについて数行の説明がありましたが、ここでは3、維持・管理についての説明をご紹介します。

文化財は、時間の経過とともに、劣化や損傷が進む可能性があります。大多喜町は、定期的な点検と保全活動を行い、文化財の状態を監視し、必要な修理や補修を迅速に行う必要があります。適切な維持・管理が行われない場合、文化財が失われたり、修復が困難な状態になる可能性があります。

終わりに、主として有形文化財を中心に検討してまいりましたが、無形文化財、民俗文化財なども全く同様であることを申し添えたいと思います。

以上を踏まえて最後の質問をいたします。

第4番目のお尋ねは、大多喜町は、現在、どのような文化財保護活動を行っており、今後の文化財保護の在り方については、どのように考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 森議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

まず、現在行っている文化財保護活動ですが、指定文化財修繕事業補助金として、指定文化財の所有者の申出により、大多喜町文化財補助金交付要綱の規定に基づき、必要に応じて修繕費の一部を助成しています。

次に、お囃子などの無形文化財につきましては、活動に対する補助金を交付し、その伝統芸能の継承に努めています。

また、指定されていない文化財、貴重な文化財があれば、大多喜町文化財の保護に関する条例の規定に基づき、関係者の所有権や財産権を尊重し、所有者からの申請により文化財審議会や関係団体の意見を考慮した上で指定しているところであります。

先ほど、森議員のお話にありましたが、2012年の冊子「大多喜町の文化財」作成後、国の

登録文化財につきましては、大多喜町役場中庁舎など2件が追加され、現在は11件となっています。

また、町の指定文化財につきましても、1件追加され、現在170件となっています。

次に、今後の文化財保護活動の在り方についてですが、文化財保護を取り巻く環境は、保存のための助成制度はあるものの、所有者の費用負担もあり、文化財を適切に修繕する費用を捻出することが困難なケースや、文化財所有者の高齢化、後継者不在、文化財の保護知識、ノウハウなどの不足により、年々厳しくなっています。

文化財の保護、修繕等におきましては、所有者の意向を尊重し、町におきましても、適切な管理方法や記録の方法など、どのようなものがあるか情報収集に努めてまいりたいと思います。

また、文化財は所有者の宝であるとともに、地域が誇るべき宝であるという観点から、町に残る文化財を一番身近な地域住民の方に知っていただく機会を設け、文化財に関心を持っていただくことが重要なことだと考えます。

また、本町の文化財だけでなく、他市町村の文化財に接することで、文化財を見る目を養うことも重要なことだと考えます。そうすることによって文化財への親しみ、愛着、大切に守り育てようとする思いや姿勢を育み、町と町民が一体となって文化財の保護、保存、啓発活動に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） すばらしいご説明ありがとうございました。

本日の私の一般質問は、統一テーマを設けず、地域おこし協力隊、町並み整備事業、景観維持、文化財保護という4つの異なる分野を取り上げました。

ただ、今、統一テーマを設けなかったと申し上げましたが、あえて申し上げれば、私の議員としての根本的主張である雇用と所得の増大につながると申し上げてよいかもしれません。

大多喜町は、総力を挙げて雇用と所得の増大に取り組むべきであり、大多喜を希望に満ちた郷土にという私の政治スローガンは、雇用と所得の増大に向かってしっかりと上げるべきであるということを意図しております。

本日は、このような一般質問の機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。

これにて私の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時15分から再開します。

(午前11時05分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 山 田 久 子 君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問をさせていただきます。

なお、以前にも一般質問をさせていただいております内容もございますことから、質問に際し、詳細説明を省略させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、子ども政策について質問をさせていただきます。

現在は、少子高齢化の時代となっておりますが、子供たちを取り巻く環境も様々な変化が見られるようです。本日は、千葉県等で実施されました各調査の本町における結果や支援策などをお伺いいたします。

また、子育て環境の充実における進捗状況と、子供の意見を取り入れた政策を進めるための町の考えについてお伺いをしたいと思っております。

初めに、中項1、ヤングケアラー支援についてお伺いをいたします。

昨年、県で実施いたしましたヤングケアラーの実態調査の本町の結果と、その後の対応はどのように取り組んでいただいたのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 山田議員からの質問について、教育課からお答えをさせていただきます。

千葉県では、令和4年度にヤングケアラー実態調査を実施いたしました。この調査の中の

小中高校生アンケートは、県内の小学生、中学生及び高校生におけるヤングケアラーの実態を把握するとともに、県のヤングケアラーに対する今後の支援策を検討する際の参考とすることを目的として、家庭や家族の状況、ヤングケアラーの認識等について尋ねるものであります。

この結果、世話をしている家族がいると回答した割合は、小学6年生は14.6パーセント、中学2年生は13.6パーセント、高校2年生は10.5パーセントとなっております。

この調査の対象は、小学6年生については、千葉市市立を除く全公立小学校6年生全員、及び、協力を得られた市立小学校の6年生としており、中学2年生、高校2年生も同様の調査対象としております。

なお、この調査では市町村別の公表はされておられません。

次に、本町の対応ですが、ヤングケアラーを早期に発見し、望まれる支援につなげるため、福祉、教育、介護、医療など、様々な関係団体と連携強化に努め、支援体制の一層の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ただいまの県の結果では、町として公表がされていないというようなお答えをいただきましたが、実は私のところに、大多喜町さんでもいらっしゃったと、ヤングケアラーに該当するような方がいらっしゃったというようなことが聞こえてきておりますが、これらの調査時点のものではなく、その後のことになるのかどうか。その辺、町としてはどのように把握をされているのかお伺いをできたらと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 大多喜町ではどうかというふうな話があったと思いますけれども、以前の議会の答弁で1名程度疑われるという方がいらっしゃるといような話は、以前の会議でもご紹介させていただいたというふうに認識しております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） その方の場合は、どのような対策というか対応を、町として行っていただくことができたのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 申し訳ありませんが、ちょっと今、手元に資料ございませんので後ほどまたご回答させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

ヤングケアラーの実態というところで、これをまず把握をしていただくということが今大事だということがひとつ言われていると思うんですが、やはり私は、この町が今までの部分がどうのこうのというところは追求しようとか、そういう思いはございません。これからが大切だと思っております。

その上で、ヤングケアラーの支援には、早期の発見、それから把握、支援策の推進、社会的認知度の向上などが大切であると言われていていると思います。本当に本町ではこの辺についてどのように今取り組んでおられるのか。学校現場でも先生方のほうに研修などもしていただいているというのは、お声も聞いたことがございます。本当に、大変ありがたいと思っておりますけれども、今後どのように取り組んでいくお考えであるのか、この辺をお伺いできたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 山田議員の言われたとおり、ヤングケアラーへの支援には早期発見、把握また支援策の推進、社会的認知度の向上などが大切と思います。

さきに千葉県が公表したヤングケアラーの実態調査とその支援に対する調査研究でも、支援に向けた推進方策が示されております。

1つとしまして、早期発見、早くからの支援につなげるための方策。2番、子供、家庭に対する支援。3、迅速かつ適切な支援を実現する連携体制。4、ヤングケアラーの認知度、理解度、対応力向上のための方策。5、各組織団体等の役割の明確化。6、人材の育成などが挙げられております。

ヤングケアラーの早期発見、把握や支援につなげる場として最も重要な役割を担うのは、子供たちにとって一番身近な学校現場であると認識しております。

各小学校においては、早期発見、把握に努めるため、定期的な個人面談、保護者面談、また生活アンケートなどを実施しているほか、児童生徒や、教職員のヤングケアラーの理解を深めるため、事業や研修を実施しているところでございます。

今後も、よりよい対応ができるよう、関係者が一体となり、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ヤングケアラー支援に対する取組ということですので、健康福祉課からもお答えさせていただきたいと思います。

ヤングケアラーを把握するために、町として積極的な全体調査は行っていませんが、ヤングケアラーと思われる児童生徒の把握には、本人、家族からの相談があった場合はもとより、関係する機関等からの把握に努めております。

具体的には、学校、保育園、教育現場との情報共有のほか、介護や障害福祉、児童福祉など、それぞれの支援の関わりの中で、その家庭内にヤングケアラーがいないかも含めて、状況把握に努めています。

各地域で、家庭の状況を比較的把握しやすい民生委員・児童委員にも、ヤングケアラーと思われる事案を見聞きした場合は、速やかに情報提供をしていただけるよう、定期的に協力依頼を行っています。

また、実際にヤングケアラーと思われる児童生徒がいた場合は、ケアを受けている対象者や家庭にどのような支援をどの程度すればよいのか、関係者で支援会議等を行い、負担の軽減や障害となっている部分を取り除き、よりよい支援につながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

大多喜町では、本当に基本的なところは今もやっただいてというふうに認識をさせていただきました。

その中で、やはりヤングケアラーというのは、子供自身からの自発的相談というのはなかなか難しいと伺っております。そういう中におきまして、やっぱり今度、これから町としても取り組んでいただいているんですけれども、しっかりとした位置づけを設けてもらうことが大事ではないかなと思っております。

その中では、今後策定されます子ども・子育て支援事業の計画の中に、位置づけとしてしっかりとヤングケアラー対策を盛り込んでいただく。また、介護のほうですかね、これから3か年計画をつくっていただくこともあると思うんですけれども、その中で、今、福祉課長のほうからお話でしたが、地域包括さんの方が介護の認定に行ったときに、そこで初めて、お子さんや家庭にそういったヤングケアラーの方がいるということ把握できるといったところもあるようでございます。

当然、学校現場ではしていただいているところがございますけれども、こういったところ

にもしっかりと盛り込んでいただきながら、ヤングケアラーを明確に位置づけていただいて、今後のヤングケアラーの把握や支援、こういったところにスピーディーに取り組んでいただけるようにご対応いただければと思いますけれども、どのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいま議員さんのおっしゃったように、次年度からの計画、そちらには、その辺のヤングケアラーについても盛り込むよう、国のほうからもあったところでございますので、その辺をうまく取り入れて十分な支援につながるよう考えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 教育課から、今度示されるであろう、こども家庭庁のほうから示されるであろういろいろな指示等踏まえながら、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。明確なお答え、また前向きにお答えをいただきまして、ありがとうございます。

このヤングケアラーの問題というのは、本当に家庭やお世話をする人の状況、また年齢によって抱える問題というのは、本当に個々によって違うと言われております。

また、小学生、中学生、高校生、それぞれの立場によりまして、求められている、求めているシーンも違うというふうに伺っております。きめ細かい対応策をご審議いただければと思っております。

また、このヤングケアラーの問題は、働きながら家族を介護されているビジネスケアラー課題と絡んでいるというところもあるのではないかと考えているところでございます。

これからも、子供たちだけでなく、家族介護者への支援という観点も含めまして、お力添えをいただき、お支えいただけたらと思うところでございます。よろしく願いいたします。

次に、中項2、不登校児童生徒の現状と支援についてお伺いをいたします。

少子高齢化が社会問題となっている日本で、子供の数、学生数は減少しておりますが、不登校児の数は年々増加の一途をたどっていると言われております。

そこで、本町の不登校児童生徒の現状はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 文部科学省の調査では、「不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義をされております。

本町のこの定義に該当する者は10名おり、学校とともに支援、対応をしておるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） これ、数が多いのか少ないのかというのは、それぞれの判断のところではあるかと思うんですけれども、本当に人ごとではない、本町にとっても大きな問題だなというふうに思っております。

その中で、この不登校の児童生徒さんに対して、どのような支援策を行っていただいているのか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 現在、学校では、担任、学年主任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、支援員等と連携をして、保護者や児童生徒と連絡を取り合い、必要に応じて面談や家庭訪問するなど、児童生徒へ適切な支援を考えながら対応をしているところでございます。

具体的には、児童生徒の体調や心理状態に合った登校方法の相談、家庭でできる課題の提供、オンライン学習、校外学習支援センターでの学習や、スクールカウンセラーとの面談の実施などが挙げられます。

また、必要に応じて、学校職員、健康福祉課、スクールソーシャルワーカー、民生委員、児童相談所などによるケース会議を開催して、児童生徒に適した対応策を講じております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） それでは、ただいま課長のほうから答弁がございましたけれども、その中で、状況に応じてケース会議を開催するという文言があったと思います。若干、それについて、私のほうから補足をさせていただきます。

これについては、不登校児童生徒に限るものではございません。支援を必要とする児童生徒を対象に開催し、よりよい支援方法について協議をいたします。

特に、虐待やネグレクト等が疑われ、このまま放置すると命の危険を生ずると予想される場合は、その対応策や、保護者に対しての指導を行い、その指導に対して改善の見込みが見られないときには、児童相談所が一時保護をし、児童生徒の安全確保と、さらに保護者への指導をすることがございます。

また、児童福祉法の位置づけにあります要保護児童対策地域協議会、俗に要対協と言いますけれども、そちらでも同様の協議や支援が行われております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

今、教育長がお話を、ご答弁いただきましたことは、大多喜町で実際にご対応いただいている内容ということで、ちょっと私も衝撃を受けて、ただ単純に学校に行きたくないとか、勉強が嫌だとか、人間関係が嫌じゃなくて、もう本当にニュースで取り上げられているようなことが本町でも実態としてあるんだなというところを、本当に今ちょっと考えさせられたところがございます。本当に大きな問題になっているということは感じました。本当によろしく願いいたします。

その中で、子供さん、先ほど保護者の方、今いろいろと面談などしていただいているということでございましたけれども、昔は私どもが母親として若い頃は、子供を学校に行かせる、学校に行かなくなったお子さんを学校に行かせるという取組、それが当たり前だみたいな感覚があったんですけれども、今はそうではなくて、多様な考え方の中で、この不登校になったお子様にも対応していただき、また、ご家庭でもいろんな情報提供しながら考えているというようなことをちょっと伺ったんですけれども、今どのような対応というものになったら出てきているのか、もし教えていただければありがたいなと思いますし、そういったものを保護者にも情報提供をしていただけている機会があるのかどうか、この辺をお伺いできればと思います。どうでしょうか。教えていただける、また、ご回答いただけるようなものがございますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） 答えになるかどうか分かりませんが、不登校と一概に言っても、いろんな段階というか、ケースがございます。

まず、家から出られないお子さんもいます。そういう場合には、例えば訪問相談担当教員というのがおまして、実際は教員なんですけど、専門的に各家に回って、教員という立場で

はなく接して、その家族または本人と接しながら登校を促すというような、そういう場合も
ございます。

次の段階になってくると、先ほど議員がおっしゃったように、学校に行けばいいという問
題ではもちろんなくて、多様に判断はするわけですが、学校に行った場合も、そこで
本人の居場所をしっかりとつくってあげるといこと、あわせて、学習権の保障というこ
とで、教室には入らなくても、適応指導教室、学校に設置してある適応指導教室、そちらで、
例えば授業もビデオをそこで鑑賞しながら、学習を自分で進めるというものがございま
す。

さらに言うと、学校外、例えば2市2町で設置しているほっとスクールというものがござ
います。そちらで、本町というか、その学校の子供たちだけではなくて、異年齢の子供たち
と交わることによって、コミュニケーション、人と接するということの大切さ、またその中
からそれぞれが登校、また進路についても新たな発見をしたり、考えたりする機会もあつて、
最終的には、私の考えですが、学校に最後は戻って卒業してもらいたいというような、そ
ういう望みもございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そういったことは、お母様方というか保護者には、こういういろん
な取組がある、こういう状況であるということは、お母様方にご存じであるというか、情報
提供というのはされているという感じなんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） これについては、各学校が保護者に対して話をしているところ
でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

大多喜町では、今、先進的にこういう校内フリースクールだとか、いろんなものを取り組
んだらどうだということが、全国的にも解決策、対応策の一つと言われている中で、そうい
ったものを先進的にもうやっただいている、細々と対応していただいているということ
を本当に感じました。

また、デジタルの1人1台端末の支給もしていただいたところでございますけれども、そ
ういったものも活用しながら、いろいろ本当にあの手この手で支援をしていただいていると
いうことを感じさせていただきました。今後どうぞよろしく願いいたします。

やはり一番心強く思いましたのは、校長先生が最後は学校にという思いを持っていてくださっているという、しょうがないよねじゃなくて、それを強く思っただけだということも心強いなど、本当に感じたところでございます。

不登校になる原因は様々であると聞きます。中には発達障害が隠れていることもあるようですが、必ずしも問題行動や疾患があるとは限らないようです。

一般的に、夏休み明けは不登校のお子さんが増える傾向があると言われておりますが、命を守るという対応も重要でございます。

教員の働き方改革が取り上げられる中、学校においては、お一人お一人の児童生徒さんに寄り添ったご対応をしていただいていることと思っております。

町としても、既に導入をしていただいておりますスクールサポートスタッフや学習指導員など、支援の強化などもまたご検討いただきながら、町の大切な子供の支援として、より一層のお力添えをお願いできたらと思うところでございます。

次に、中項3、大多喜町第3次総合計画に記されております病児・病後児保育事業の進捗状況について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 病児・病後児保育事業は、地域の児童を対象に、当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院、保育所等に設置された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室において、看護師等が緊急的な対応等を行う事業でございます。

令和2年3月に策定した第2期大多喜町子ども・子育て支援事業計画では、町内の実態やニーズ等を注視し、実施に向けた検討を行いますとされております。

この間、対応が可能であろう施設と幾度か打合せを行いました。事業実施までには至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） この子育て支援策の部分におきましては、私も大多喜町は本当に手厚い政策をいろいろと打っていただいているという認識をさせていただいております。

その中で、子育ての支援の流れの中で唯一切れてしまっているのが、この病児・病後児保育のところではないかなとそのように思っております。

そして、この子育て支援策のサービスの一連の流れが見通せるということが、やはりこれ

から子育てに挑戦しようという若いお母様方、お父様方にとって、やはり展望ができるということが大事なのではないか、これが希望につながっていくことになるのではないかと考えております。

そして、子育てというのは本当に日々の戦いです。育てているときは分かりませんが、育ってしまうとあっという間だったねという、本当にそのぐらい目まぐるしい子供たちの成長があるわけですのでございますけれども、やはりこれはできるだけ早い事業の実施を目指していただきたいと考えております。

町では、今後どのようなスタンスで、ここを取り組んでいただけるように思っておられるのか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） この病児・病後児保育につきましては、学校、診療所への委託や、保育園内の専用施設での実施など、様々な対応が考えられます。その形態によって、当然、設備整備や人員配置等により、経費の多さも変わってくるものと考えております。

今後ですけれども、今後は、町外で実施している機関や、町内の医療関係機関など、関係課等を連携して協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

私は、ほかの自治体でやっているような大きな、大がかりな事業として取り組んでいただかなくても、大多喜町スタイルで病児・病後児保育に取り組んでいただけたらよろしいのかなと思います。

病院さんとか、お力を借りられれば一番いいわけでございますけれども、空き教室を使わせていただいたり、もしかしたら、空いているお宅をお借りなどする中で、看護師さんですか、そういった形の方のお力なんかも借りながら、大多喜町スタイルで考えていただくことができればよろしいのかなと思うんですけれども。

その中で、できるだけ早い対策をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 今、山田議員の言われているとおり、近隣では、病院に委託をしたり、また保育所の施設の中にそういう施設を設けてやっているところもあるようでございます。

そういうものもいろいろ情報収集をして、また議員の言われたとおり、大多喜でできるもの、ニーズに応えられるもの、そういうものを一応検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。

次に、中項4、中学生議会における一般質問を、町の政策に積極的に取り入れる考えについてお伺いをいたします。

国では、子ども政策に子供の意見を聞き、取り入れていくと打ち出しておりましたが、本町でも、子供の意見を取り入れたまちづくりを進めたらどうかと考えます。

現在、実施していただいております中学生議会における一般質問を、町の政策に積極的に取り入れてはどうでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

中学生議会で、過去に一般質問として取り上げられた質問は何件あるのか。その中で、行政施策に反映されたものは、どのようなものが幾つあったのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） ただいまの質問に、教育課からお答えをさせていただきます。

中学生議会は、正確な記録は残っておりませんが、平成18年から実施されていると思われ、令和2年は、新型コロナウイルス感染症のため中止となりましたが、昨年まで16回開催されたものと認識しております。

この間、質問いただいた中学生議員は1回当たり8名から10名であり、昨年は10名の中学生議員が質問されたことを考えると、これまで160人、160件程度の質問があったと思われま

す。

この中で行政施策に反映されたものは幾つあったかのご質問でございますが、申し訳ありませんが、具体的な数字については把握しておらないところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 中学生議会、私どもも大変傍聴させていただいて、本当に私が中学生に一般質問を教わりたいと思うような、本当にすばらしい内容でございます。本当に子供の目線だけでなく、毎回町のことをしっかりと勉強して考えていただいているなど思わせていただき、すばらしい内容でもって質問していただいております。

なので、せっかくなので、この質問を積極的に町の政策立案に取り入れていくという考え方、この辺はどうなのかなと私は思ったところでございます。

子供の視線、決して、本当に素晴らしい視点でございますので、未来を担う子供たちの視点も取り入れながら、まちづくりをしてはどうかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 初めに教育課から、中学生議会の開催の目的についてご説明をしたいと思います。

中学生議会の開催目的は、次の4つの事項を掲げております。

1つ目として、生徒たちがまちづくりに積極的に関わる機会を提供し、明日の大多喜町を創造する意識を高める。

2つ目として、生徒たちに議会の仕組みや地域行政を知ってもらう機会を提供し、まちづくりの楽しさを体験することで、民主的な政治がどのように進められているかについて理解を深める。

3つ目として、町行政に対する中学生の疑問に答えるとともに、意見や提言を聴取する機会とする。

4つ目として、町執行部が答弁することにより、実際の議会に近い臨場感を中学生に体験をしていただく。

このように、生徒たちに議会の仕組みを理解していただくとともに、郷土大多喜の未来を考えていただくよい機会となっているものと思われまます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課からは、町総合計画、基本計画などを所管する立場からお答えさせていただきます。

これらの計画につきましては、議会をはじめ住民公聴会や各種団体、また、中高生へのアンケート調査など、広く意見提案を伺いながら、施策立案、計画作成に当たっておるところです。

これまでも中学生議会におきましては、身近なものから、中学生目線ならではのアイデアなどをいただいていたところですが、町の各種計画作成にあたっては、同様に貴重なご意見、ご提案として認識しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 貴重なご意見として認識をしていただいているというご答弁でございましたけれども、この中学生議会の一般質問を町として積極的に、積極的にといたしても、子供たちが提案していただくものですから、政策としてすぐに実行できるというものではないと思います。正直な話が、この子供たちがご提案いただいたものを、町執行部の皆様が本当に実現をするというものの中においては、掘り下げていただきまして、実際にやるとしたらどのように事業展開をしていくのか、起こしていくのかというところまで考えていただかないとできないものではあると私は思うんですけれども、この中学生議会、本当に町の行政に積極的に取り入れていく、ないときもあるとは思いますが、そういう考え方としてはどのように思われますか。そこの答弁をちょっといただきたいなと思っております。

例えば、新聞等にもありまして、子供たちだけじゃなくて、女性の議員さんが少ないというところで、女性で議会を開いて女性の意見を把握するとか、いろんなことが今行われていると思います。大多喜町では子供さんの意見をしっかりとやっていたらいいこの議会がありますので、より一層取り入れてみたらどうかと思っているんですけれども、町としてはどう思われますか。大変失礼な聞き方なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいまのご意見でしたけれども、私も中学生議会へ昨年出させていただきました。確かにおっしゃるとおりのこともありますけれども、別に中学生議会の意見だからとかそういうことなく、広く町民の方たちの意見は取り入れようということは、多分我々スタッフ側は皆さん持っていると思います。

ですから、中学生議会の中でも取り上げたすばらしいことがあれば、それは取り上げていただきたい。たしか昨年でしたっけ、根本さんがその辺のことでも取り上げていただいたかと思いますが、我々側だけでなく議会としても取り上げていただいて、深掘りした形で、再度ご提案いただくというようなこと、そういうことでもよろしいんじゃないかなと思いますので、中学生議会、それから女性目線、それから高齢者目線、全ての方たちの意見は、平等に、我々も吸い上げさせていただこうというような姿勢ではおりますので、今後もそういう形で進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 町長、ありがとうございます。

広く何か取り上げていただけるという回答をいただいてしまって、私はうれしかったなと思ったんですけども。

中学生議会における質問というところにおきましては、これが教育的な一環として行われるということではなくて、まちづくりに対して大変すばらしい視点で、いつも質問していただいておりますので、これはこの教育の一環だけのもので終わるということではなくて、しっかりと、今、町長がおっしゃいました、議会側もしっかりと受け止めていきながら、対応していきたいなというふうに思ったところでございますけれども、町におきましても、今後、この意見はというようなものがございましたときには、前向きにご検討いただくことができると思うところでございます。すみません。ありがとうございます。

以上で、大綱1を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） それでは、山田君の一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後1時から会議を再開します。よろしくをお願いします。

（午前11時53分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（渡邊泰宣君） 山田久子君の一般質問を続けます。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 次に、大綱2、高齢者等の政策について質問させていただきます。

町では、高齢者等の健康づくり、介護予防の推進と在宅生活支援に取り組んでいただいております。さらなる支援の拡充に向けて取り組んではどうかと考えますことから、以下、お伺いをさせていただきます。

初めに、中項1、町健康診査に聴力検査を導入することについてお伺いをいたします。

本町では、聞こえに不自由を感じておられるというお声が少なからずあるかと思えます。中等度難聴と言われる41から60デシベルの聴力の方は、普通会話が難しい、近い距離でも聞こえないことがあるようです。また、聴覚の衰えは認知機能を低下させるとの報告も、最近では増えております。

難聴がありますと、集中力の低下につながるばかりでなく、心理的な苦痛に加え、ストレスになります。聞くことに神経を集中しているので、話の内容を記録し、理解する余裕が少なくなるからだと思います。聴力が落ちたことをご本人は気づきにくいこともあるそうです。

ご自分の聞こえのレベルを認識し、早めの対策を検討していただき、生活の質の維持や認知症予防につなげていくことも大切ではないかと考えます。

そこで、町健康診査に聴力検査を導入してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に、健康福祉課からお答えさせていただきます。

現在の町の健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者や予備軍を減少させることを目的に、40歳から74歳に行う特定健診と、75歳以上に対して生活習慣病の予防と重症化を防ぐこと、さらに、フレイルと呼ばれる虚弱予防を目的とした後期高齢者健診として行っています。

よって、聴力検査は検査項目に含まれない上、本来の趣旨とは異なるものとなります。

仮に、オプションとして聴力検査の実施が可能かどうか、検査機関に確認をしたところ、実施すること自体は可能であるが、健康診査会場の環境では雑音等が多く、精度の低い検査となるとのことであります。

また、現在の環境と体制では、検査結果で聴力に問題ありの方に対して十分なフォローができないなど、検査をするだけのものになってしまうおそれがあるため、町が実施する検査としては適当でないと考えます。

以上のことから、現段階で聴力検査を導入する考えがないことにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ご理解をさせていただければいいんですけども、やはり質問させていただきました以上、ちょっとごねてみようかなと思っているところでございます。本当に課長がおっしゃられたとおりになんだろうなとお伺いして思いましたけれども、やはり大多喜町は高齢化率も高く、一つはやはりその中で最近課題となってきましたのが、認知症というところが大きな課題として挙げられてきているところではないかなと思っています。

本当に今多くのところで、この難聴ということが生活の質を下げるとともに、その認知症、認知機能を進めてしまうものであるということは、本当に多くのところで報道されてきているところだと思うんですね。

まず、健診会場につきましては、例えば、今ですと、B & Gの体育館を使わせていただいておりますけれども、ありがたいことにあそこには小部屋が幾つかあったりとか、2階の部屋なんかも、ちょっと2階上がるの大変かもしれませんが、ありますので、そういったところで、少し離れて健診、ヘッドホンみたいなのをつけるんでしょうかね、できるのかなというふうにはちょっと思ったりとかするところがございます。

その後も、健診した後のフォローが町ではできないよねというところが、本当にそのとおりだと思います。町ではできないと思います。でも、もしかしたら耳の聞こえが悪いのかなと思うことで、お医者さんに通っていただいたり、またそういう病院とかで相談をしていただいたりという意識づけにはなってくるのかなと思います。

ですので、全健康診断の対象者、皆さんやるということは難しいものもあるかもしれないんですけれども、ある程度の年齢を召された方、もしくは説明で受けていただくとか、希望される方に対してやっていただくとかということも踏まえて、聴覚聴力検査やっていただくことができればと思います。

大多喜町は、本当にありがたいことに、眼科の先生もできたんですけれども、残念ながらちょっと耳鼻科の先生がいらっしゃいませんので、耳の聴力については、健診を受ける機会というのを町で提供されたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

再度の質問という形にさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かに、議員さんの言われるとおり、早いうちから聴力の衰えというのを感じるように検査実施できるというのも、一つ方法かと思っておりますけれども、ただ、介護認定の調査等に伺うときには、もちろん聞き取りとかをして、その聴力の衰えとかももちろん判断の材料の一つとなっておりますので、そこでまず、スクリーニングというんですかね、絞り出すこともできている状況だと思いますので、重症になる前にある程度早い段階で介護認定の調査をした方は、その辺で少しリストアップというか、絞り出すことができると思います。

ですので、現在のところ、集団検診の中で実施というのはまだ考えていないところがございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

介護認定の中で聞こえの調査をしていただいているというのは、以前の質問のときにも、課長のほうでご対応いただきまして、半数ぐらいの方は聞こえにちょっと不便があるかなというのは、若干アバウトですけれども、ありますみたいなご回答いただいたところだと思います。

でも、介護認定を受けていないんだけど、聞こえに不便を感じているという方は多いのかなと、いらっしゃるのかなというふうに思っております。ですので、そのところを検査の機会、認識をしてもらう機会というのを持ってもらおうというのも大事なかなというふうに思っております。

あまり言いますと押し問答になってしまいますので、控えさせていただきますけれども、早めの対策、それから生活の質の維持、また認知症予防ということにおいては、この聞こえということはとても大切だと思います。日常生活における家族との会話でも、やはり若い人がいららするのは、何言っているのか分からない、聞こえているんだか聞こえていないんだか分からない、お父さんとお母さんも会話でもそうだと思いますので、聞こえを認識していく機会をしっかりと設けていただくということも大事なかなと思いますので、今後も検討していただくことができればと思っております。

ちなみに、私がちょっと調べたところでは、標準純音聴力検査というものが3,500円ぐらいと言われていています。いろんな聞こえの検査があるようなんですけれども、一般的な簡単な検査ということでは、そのようなところだそうですので、ちょっと参考までにお話をさせていただきます。

それでは、この健康診査につきましては、今後ともご検討いただきたいということで、次に進ませていただきます。

次に、補聴器購入費の助成を実施することについて、お伺いをさせていただきます。

以前も質問させていただきましたけれども、その後の助成に対するお問合せをいただいております。前回質問させていただいたものから、補助対象者が狭まる形になりますけれども、住民税非課税世帯の65歳以上の方などから、助成の実施ができないものかと考えますけれども、町のほうもご検討、ご回答をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 高齢者の聞こえに対する不便さと生活上の問題点については、昨年の山田議員さんの一般質問の答弁、また先ほどの答弁というかご質問の中にもあったとおりでございます。

外出時には、車や自転車等の接近に気づかないことから、事故等の危険性が増加したり、スムーズな意思疎通ができないことから、外出や介護サービス等の利用を避けるようになってきたりと、生活の質が低下しています。本人はもちろん、家族も少なからずストレスを感じることもあると思われます。

現在の大多喜町軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金制度については、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方が対象となっています。

また、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、障害福祉サービスの一つであります補装具費の支給制度により、補聴器等の購入に対する対応が可能です。

それ以外の方に対する助成については、現在のところ考えていませんが、聞こえ方に不便さを感じている方からの相談等があったり、該当者を把握した場合には、その方に応じた個別の対応を考えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今、課長からご答弁ありました、その方に応じた個別の対応を考えるというのは、例えばどういうことがしていただけるのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 結局、有償とはなりますけれども、ご本人さんの負担があるということになりますけれども、その方に応じて、例えば集音器の提案をしたりとか、あるいは補聴器のサービス等を勧めさせていただくとかということになる予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

そういったご提案をいただけるということは、別の意味でありがたいかと思えます。

その一方で、やはり購入するにはどうしても金がかかるという問題があるかと思えます。今のお話しさせていただきました65歳以上の住民税非課税世帯の方というのは、なかなか収入面でも、年金暮らしの方が多かったりということで、日常のいろんな部分での非課税ですから、当然税も納めていないわけですがけれども、なかなか厳しい、ましてこの物価高になり

まして厳しい状況があるかと思えます。その中で、日常生活を進めていただくために、今課長がおっしゃってくださった集音器だとか、補聴器とかの購入を勧めていただくのであれば、そこに少しでも助成をしていただくことができればありがたいのかなと思うところがございます。

場合によって、その補聴器とか集音器によりましては、ただ、大多喜町の町内で扱っているお店も何店かあると思うんですね。もしそこでご購入をいただいた場合にはどのような、ある程度かせをかけるというんですかね、そういう中での助成という形でも考えていただく、検討していただくことができればありがたいかなと思ったりとかしますが、その辺どうでしょうか。再度、本当しつこくて申し訳ありませんが。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かに聞こえにくさ、ご本人さんが不便を非常に感じている方については、多分ご本人さんも最後まで補聴器を使うための挑戦というかですね、続けると思うんですけれども、あるドクターに相談したところ、やはり聞こえづらさをご本人さんがそれほど重くというか感じていない、また、補聴器の調整が非常にシビアで、慣れるまでに時間がかかってしまうので、それほど重症とご本人が認識していない場合は途中で諦めてしまうパターンが多いので、あまり補聴器は、重症でない方というのは、継続使用に結びついていないということなどがあると伺っておりますので、今のところ重症でない方、重症の方につきましては障害福祉サービスで購入が可能ですが、重症でない方については、まだ助成のほうは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 課長のおっしゃるところはよく理解できます。

でも、先ほど私も申し上げましたが、なかなかご本人が聞こえていないということが認識しづらいというところがあるところが、この難聴というところだと思います。

また、雑音が入るということは非常にあるということで、高度の重症の方がお使いになれるような補聴器の場合には、その専門の方の微調整をしていただきながらお使いになるというところも必要だということも認識はしております。

しかしながら、やはり日常生活の中での聞こえというものに対しても、これから皆さん多くの方が自分もそうなっちゃったねということを迎えるような形になります。ご家庭でもそうなってくると思います。自分で買える方は、もう自分でお買いになると思います。問題は

買いたくても買えない方に、どうやって日常生活を維持していただくことができるのかというところを考えていっていただくことができればなと思っております。

これにつきましては、ここでは、多分さっきと一緒に押し問答になってしまいますので、これ以上の質問を避けますけれども、引き続き、町として温かい支援をいただけるように、ご検討いただくことができればと思います。よろしく願いいたします。

次に、中項2、デジタル社会に対応するため、スマートフォン教室の実施について伺います。

スマートフォンの登場以来、日常生活にデジタル化の波が一気に押し寄せてきました。インターネットでの買物や予約が一般的となりつつあります。このような状況を不安に感じる高齢者のデジタル弱者は少なからずおられるのではないのでしょうか。高齢者だけではなく、私もちょっと不安に思っている一人です。

本町でも、電子通貨やおおたき通信、マイナンバーカードをはじめ、デジタル化の推進が図られているところです。今後も、オンラインによる行政手続なども多く用いられることと思います。

しかしながら、ついていけない、電話とLINEはできるけれども、アプリがどうのとは分からないとの声もございます。

そこで、スマートフォンの操作に悩める高齢者に向けて、町でスマートフォン教室を開催し、使いこなすための理解の手助けと、デジタル使用者を増やす取組をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議員の言われるとおり、これからのデジタル社会に対応するためには、年代問わず多くの方がIT機器を利用できることが望ましいと考えます。

中でも、比較的身近な存在となりつつあるスマートフォンについては、これまでになかった新しい機能やアプリの充実など、使い方次第では、かなり便利なツールになっています。

現在、町で導入している大多喜町電子地域通貨のアプリ「chicca」や、大多喜町情報配信アプリ「おおたき通信」については、役場職員による使用方法の説明は実施しているところではありますが、それ以外については、スマートフォンといえども、メーカーや機種によって細かい設定に違いがあり、役場職員による対応は難しいと考えます。

スマートフォン教室については、大手通信事業者に問合せをしたところ、全ての事業者において、定期あるいは不定期で無料のスマホ教室を開催しているとのことでありました。ま

た、コロナウイルス感染症の流行以降開催されていないようですが、出張によるスマホ教室を実施していた事業者もありました。

地域において、スマホ教室の要望があれば、教室開催の協力をいただけるとのことです。今後スマホ教室の開催についても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、最後になりますが、中項3、外出支援タクシーの利用者要件の拡大についてお伺ひをいたします。

外出支援タクシーは、本年、毎月の使用上限回数を撤廃していただきました。そして利用者の利便性の向上に努めていただいておりますが、そのような中、高齢者のひとり暮らしの方が骨折をしてしまったことがございました。ふだんは自動車を所有し、自分で運転しておりますが、運転が困難となりました。特に、いすみ医療センターに定期的に通院しておりましたが、おたっくルでの通院はできませんでした。また、車を所持していたことから、外出支援タクシーも利用できませんでした。このようなケースはこの方だけでなく、町内どこに住んでいる方にも起こり得るものではないかと考えます。

そこで、外出支援タクシー短期利用証などを設け、突然の病気やけがの治療に、通院などをするときだけでも、自動車を所有していても使えるように、要件拡大ができないものかと考えますが、町の見解をお伺ひいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 外出支援サービス事業は、在宅の高齢者及び障害者に対して、外出支援サービスを提供することにより、当該利用者の利便性の向上及び家族介護者の負担軽減を図ることを目的としています。利用可能な方は、要介護認定を受けている方や一定以上の障害のある方で、世帯に自動車を所有していないなど、明確な制限が設けられています。

ご質問にあるような、一時的なけがや病気で運転できない方の利用については、利用可能な期間や対象者の線引きに明確な基準を設けづらいなど判断が難しいことや、本来の外出支援サービス事業の趣旨とは異なることから、利用については困難だと判断いたします。

そのような相談があった場合は、利用可能な自費サービス等の情報提供や、相談機関を紹介するなどの対応を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 再質問としたいところですが、お時間もございますので、この交通施策の問題につきましては、年齢を重ねても大多喜町に住み続けることができるように、この制度だけでなく、これからもご検討をお願いしたいと思うところがございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。今日はありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で山田久子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩を取りたいと思います。

1時半から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午後 1時22分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（渡邊泰宣君） 先ほど、山田久子議員の一般質問の途中で保留してありましたヤングケアラーの対応について、答弁をしたいとの申出がありました。許可したので、答弁をお願いします。

教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 先ほど、保留としておりました、現在のヤングケアラーに対する対応についてご答弁させていただきます。

現在の対応につきましては、定期的な個人面談、また保護者面談、これを学校職員のほうで実施しているとともに、学校または教育委員会、健康福祉課と連携して対応しているところでございます。

以上でございます。

◇ 根本年生君

○議長（渡邊泰宣君） それでは、次に5番根本年生君の一般質問を行います。

○5番（根本年生君） 根本です。一般質問させていただきます。

今回、私は、前回と同じように高齢者の福祉関係について、それである分野に絞って行いたいと思っております。

前回の議会の席上でも言いましたけれども、今、大多喜町、約2人に1人が65歳以上、そ

れで80歳以上の方が1,300人いらっしゃいます。

やはり高齢者の方々に元気で長生きしてもらおうということが一つの町の活性化につながるんじゃないかと。地域が元気でなければ、なかなか町、活性化しませんのでね。なかなか若い人を増やす政策もどんどんやってもらわなくちゃいけない、それは当然なんですけれども、なかなか若い方々を増やすといっても、右から左にいかないのが実情だと思います。

それだったら、どうして町の活性化を図るのかということだと、やはり高齢者の方々がですね、健康で長生きしてもらって、地域のために一生懸命頑張ってもらおう。大変だと思いますけれども、そのような観点から質問させていただきます。

高齢化が急激に進む大多喜町にとって、高齢者福祉対策は全庁を挙げて、これは健康福祉課さんだけではなくて、全部署を挙げて取り組まなければならない施策であると考えます。その中で、全部やるわけにはいきませんので、今回は、そのうち主に買物弱者の対策、これについて質問させていただきます。

まず、大多喜町では、今後、買物弱者が増加することが予想されます。その対策については、相当の危機感を持っていると思います。その見解を伺いたいと思います。

これをやるに当たっていろいろ調べさせてもらいましたが、一般質問の中で平成22年12月議会で、老川地区、西畑地区の議員さんが、やはりこれに非常に危機感を持っていて、地域から商店がどんどんなくなっていっちゃうよ、人もだんだん少なくなってきちゃう、若い人も少なくなってきちゃう。特に西畑、老川方面はですね、集落が点在しています。やはり本当に点在していて、本当に大変だなと思います。そういったところの人たちが非常に買物に困っていると、そういったことを挙げて質問していることが分かりました、平成22年からですね。

それで、その答弁の中で、さらにもう10年ぐらい前から買物弱者対策は何かしなくちゃいけないよということで、町のほうが行っているという答弁も入っています。

それで、まず相当な危機感を持っていると思いますけれども、どのぐらいの危機感を持って対応しているのか。また、買物弱者とはどのような人々を指すのか、それについて教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの根本議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

まず、町内の4月時点での65歳以上の人口比率は、総人口8,265人に対して、男が1,658人

で40.7%、女性が1,963人で48%であり、今後、高齢化による運転免許の返納や身体的に影響される方などが多くなり、買物弱者は減少することはないと思います。

また、買物弱者とは、経済産業省の定義によれば、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々を指すとされています。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

私も買物弱者問題、何回となく質問させていただいております。そのたびに本当に危機感を持って、何とかしなくちゃいけないんだという強い熱い思いで皆さんが答弁してくださっていることについては、本当に感謝いたします。本当に真剣に考えてくださっているんだなということを強く感じています。

それで、特に大多喜町の場合ですが、山林が70%以上を占めています。都市部とか市街地のほうはそういったことはなくて、ほとんど住宅地が多いと、非常に買物弱者対策も、ある程度スムーズにいくんじゃないかという思いがあります。

先ほど言いましたように、西畑、老川地区は点在しているんです。老川も市街地からその点在しているところに行くと、結構かかっちゃうんですね。それで、集落にも、正直申し訳ないけれども、何人もいないというのが現状です。だから、大多喜町の対策は非常に難しいものがあると私も認識しています。だからこそ、みんなで一致協力してやらなければならない、そう思っています。

今まで、ずっともう15年、20年、買物弱者対策、何とかしなくちゃいけないという強い熱い思いで皆さんが答弁してくださっている。その中で、今までどのような対策を行ってきたのか、また現在、どのような対策を熱い思いを持ってやっていただいていますか、ご答弁ください。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 商工観光課では、事業者への支援の状況とはなりますけれども、現在行っている対策はございません。

過去には、移動販売事業者から町内の運行経路の相談を受け、協力しました。また、令和4年度に行った、大多喜町の中小企業事業者等物価高騰対策支援事業による移動販売車の燃料費の支援については行っております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） それで、買物弱者対策、私を含めて何人かの方が今まで壇上に上がって質問しています。そのたびにいろんなことを言って、それでこういったふうにしたほうがいいんじゃないか、何とかなんないのかという質問をしたときに、ほとんど全部が検討しますと、協議しますと、非常に分かるので協議しますと言いながらですね、15年、20年、ずっと検討します、協議しますなんです。いつまで検討して協議すればいいんですか。

もうそろそろ具体的な案を出して、町の政策、買物弱者対策はこういった感じで、こういうふうにやって対応していくんだというですね、そういったものをはっきりそろそろ示さないと、15年、20年たっても検討します、協議しますで、今も全然対策は行っていませんというような答弁もありました。それでいいんですかね。何か検討とは15年、20年もずっとしておくものなんですか。

今、全然対策やっていないということでした。だから、さっき言いましたように、議会の中では熱い思いで対応するよと言っておきながら、何もやっていない状況です。何とか具体的な策を出すんだということはありませんか、買物弱者対策に対して。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問なんですけれども、町民から相談があった場合につきましては、ご相談に乗りますし、具体的には、ほかの民間移動販売事業者が展開している買物弱者対策の事業等の利用を紹介していければと、そういうことを考えております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） それでは、3番にいきます。

先ほど、移動販売車に対して、ガソリンの高騰の際にいろいろな補助をしたという答弁がありました。それで、移動販売車が走っていることは事実で、それについて町も燃料費の高騰について補助しているよという答弁でございました。

買物弱者対策、いろいろあると思います。まず、移動販売車の運行、買物場の開設、一時的にそこに臨時の買物場を設ける。移動手段の提供、これは先ほど言いましたように外出支援サービス、これが当たるのかと思います。買物代行、積極的に代行して買物に行つてやるよと、その方が代理で買物に行つてやるという施策。あと、宅配、ネットスーパーなど、いろいろなケースがあると思いますけれども、その辺について、今、全てこういったことの施策は町としては行っていないのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問なんですけれども、商工観光課としては、先ほど答弁したとおり、住民の方からそういったご相談があったときには、ほかのサービスの事業者を紹介するなどのことを行っていければと考えております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 困っている人がいるというのは強く認識している。だけれども、具体的にその人たちをどうしようという施策がないような気がしてなりません。

困っている人がいるというのを認識していれば、何とかできる範囲で、その人たちを何とかしてやりたいなと思えばですね、何らかの対策を行うんじゃないかと思っておりますけれども、相談に来たのは対応するよじゃなくてですね、何らかの形で、それは10やれと行って、10できるものではないと思います。一つでも二つでも三つでもやってみて、それでもしあんばいがあんまり悪かったら、ではほかの方法にするとかですね。

何とかその辺で対策を動き出す、相談を待っているだけではなくて、もう困っている人がいるというのはもう皆さん、100人いれば100人分かっているわけですから、何らかの対策を行う気持ちはありますか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 相談があったときにそういった事実を把握しますので、その都度、その相談内容について協議はしなきゃいけないとは考えております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） それでは、すみません、次にいきます。

多くの高齢者が抱く大きな不安、これは国のほうも公表していますけれども、お金と健康と孤独、この三つの大きな不安は、買物弱者対策を行うことによって、ある程度解消できるんじゃないかというふうに思っています。

お金は、特に高齢者の方々は年金暮らしの方々が非常に多い。そうすると、少しでも安価なものをですね、本当に交通費とかかけないで、先ほど外出支援サービスで買物対策をしているということなんですけれども、これ、定率の補助金になっているんじゃないかと思っています。

だから、大多喜の町内の人たちはワンメーターで行けるんだけど、老川、西畑の人た

ちは定率ですから、老川のほうから大多喜となれば2,000円、3,000円、多くては4,000円、5,000円かかっちゃうわけですよ。では、そういったものを使って、たまにはいいでしょう、たまにはいいと思いますけれども、日用品とか食べる物はですね、毎日のようなものですから、それが果たして買物弱者対策に当たるのか。

あと、健康ですよ。やはり食事、日用品、本当に町のほうも健康、何か計画立てて健康でおいしいものを食育みたいなことで一生懸命やっていますよね。やはり毎日食べる物、新鮮な物を食べる、それにはやっぱり買物弱者対策ということで、毎日のことですから、健康もそれで大分よくなるんじゃないかならうかと。

あと、孤独ですよ。これは国のほうも最近、孤独を何とかしようということで、独居高齢者と孤独死問題とかというような講習会をやったり、参議院でも高齢者の孤独化について、これは地域全体で、行政全体で、町民挙げて何とかしようよ。その中で、今後、独居の老人が当たり前になってくる、そういった世界が来るんだよと。

今まで、ご夫婦2人で元気でやっています、子供たちは申し訳ないけれども、一緒にいる家庭、さほど多くありません。そうすると、独り暮らしが多くなる、孤独になる、そういった過程を何とか防いで、お年寄りを孤独から守ろうという政策です。

これもですね、買物弱者対策をやることによっていろんな方と会うわけですね。先ほど言いましたように、いろんな買物場の開設とか買物代行とか、宅配、ネットスーパー、移動販売もそうでしょう、人と会うわけですね。そこでコミュニケーションを働かせるわけですよ。そうすると、非常に元気になるところもあるんじゃないだろうかと。

仮に、買物弱者対策ですと1週間に一遍ですから、何かの理由で移動販売車が来ないと、1週間、誰とも会わない、話をしないという老人の方も何人かいると思っています。やっぱりそういった方々にも買物弱者対策をして、人と人が交わる機会を増やしてやるということは非常に大切なことではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

平成27年度内閣府一人暮らし高齢者に関する意識調査結果によりますと、高齢者が抱える生活上の不安について一番多かった答えは、健康や病気のこと。次に、寝たきりや体が不自由になり、介護が必要な状態になること。そして、次に自然災害、さらに収入のことの順番で不安をお持ちとのこととあります。

議員の言われるように、お金、健康、孤独は高齢者の抱える大きな不安であることには違いはないと考えます。しかし、いつでも好きなときに好きなものを自由に購入できる環境があり、買物弱者とは言えない方でもそれらの不安が解消されることにはならず、買物弱者対策と密接な関係があるとは言えないと思われます。

買物弱者対策が高齢者の抱く不安を全て取り除くことにはつながらず、お金、健康、孤独、それぞれの別の対策が必要と考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の答弁の中で、密接な関係にあるとは言えない。では、どのような関係にあると認識しているんですか。買物弱者対策が、高齢者が抱くいろいろな不安を解消する手段にはならないと、関係ないんだとそういった見解なんですか、密接な関係がないということは。あってもなくてもいいんだと、そういった見解であるということによろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 全く関係がないということではなく、この買物弱者対策が高齢者の不安を取り除くことにつながるわけでは、直接ないということを示しただけでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） この間、現場のほうを役場の方々も一緒に、高齢者の方々のところを見て回ったと思います。どんな方々が買物弱者で、どういった感じで買物しているのかということも回ったと思いますよ。

そのときの雰囲気、本当にお年寄りの方々ですね、明るく元気で、多分独りでいるときにあんなに明るく元気じゃないんじゃないかなと思います。本当に明るく元気に、何人かの方が来ては楽しそうに話をして、お互いにこれがいいんじゃない、これを買いなよとか、どうなの、最近どうなのとかと色々な話をして、非常に楽しく買物しているんですね。

それで、ああいった風景を見て、密接な関係がない。ただ買物弱者対策をしても、高齢者の抱く孤独とか健康とかをあまり関係ないんだみたいな答弁なんですよね、どうなんでしょうかね。

町全体がそのような感覚で高齢者対策を、何かある事業をやりますよね、高齢者対策。そ

うしたら、それはあまり関係ないんだみたいな雰囲気になんて受け取られて、大変寂しい思いがするんですけれども。

あの現場を見て、本当にお年寄りの方が楽しそうに明るい雰囲気で、和気あいあいと買物をしている。ああいったことを続ければですね、本当に元気になるんじゃないかなと思います。現場を見た感想、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 私のほうは、移動販売の現場に立ち合わせていただいて、確認させていただきました。コミュニティーの形成とかそういったものには、非常に寄与するかなと思うんですけれども、利用者の一人にお話を聞いたところ、移動販売車の買物も楽しみなんですけれども、ほかにたまには町内のほうに出て、直接、買物等をするのも一つの楽しみだということでもありますので、移動販売車も含めて、移動販売車は移動販売車でそういったコミュニティーの形成に寄与はしていると思うんですけれども、利用者のほうがですね、そういった直接買物に行くのも楽しみにしているのかなというふうに感じました。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほども言いましたように、買物弱者対策とは一つじゃないですよ、移動販売車もその一つだし、買物場の開設、移動手段の提供、これはやはり外出支援タクシーでたまにはオリブさんとかいろんなどころへ出かけて、楽しく買物することも必要でしょう。ですから、全てではないと思いますけれども、気軽に買物できるということになると限られてくるんじゃないんでしょうかね。

だから、本当に買物弱者対策をやることによって、皆さんが毎日の食事を自分で選んで買える、1週間のうちの1回しか来ませんけれどもね。そこで人と会える、コミュニケーションを取る。高齢者の方々が健康で暮らすための一助になるんじゃないかと私は強く思っていますけれども、何かそうじゃねえんだよなというような答弁で、どうなのかなと思います。

次にいきます。

何年前かに、多分、これ、国のほうから要請があって、各自治体に買物弱者対策についてはどう思いますかと、あなたの町は買物弱者、困っていませんか、どうですか。もし、困っているのであれば、国のほうでも助成する準備がありますというようなことがあって、町も国に対してある程度書類を提出したと思います。その提出した内容についてお聞かせください。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 国の事業でございます、地域自立型買物弱者対策支援事業につきましては、平成25年6月に要望書を提出しまして、同年4月に採択されました。その際に、推薦書及び地区からの要望書が併せて提出されました。

町からの推薦書につきましては、営業予定地域における買物弱者の状況、それから提案事業者の申請事業の買物弱者対策としての効果、意義について、当該事業の連携、支援などの内容でございます。

また、商工会の推薦書の内容につきましては、事業実施者を推薦する理由、事業実施者と商店街などとの関係及び協力体制、当該事業への意見などの内容でございます。

また、要望書につきましては、地域の高齢化や過疎化、交通手段の不便さなどを表記した内容で提出されております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。本当に危機感を持って、国に要望書なり意見書を出されたものと思います。

だから、要望書なり意見書を出したということは、買物弱者対策が高齢者のためになるんだよと、先ほどの高齢者の健康とか、孤独の解消につながるんだよと、そういった思いがあるから要望書とかを出したものと考えます。

ですから、買物弱者対策が高齢者の健康とかいろいろな面でいいんだよという見解で提出されたと思いますけれども、先ほどの答弁を聞いてみるとですね、いや、買物弱者対策とあまり密接な関係はないんだよというような答弁をいただいているんですけれども、出した理由が、買物弱者対策は高齢者のためになるんだよという思いで提出したんだと思いますが、それでいいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 地域自立型の買物弱者対策支援事業につきましては、私が過去のちょっと経緯を調べたところ、そういった買物弱者支援対策の協議の中でなかなかいい方策がなかったところで、事業者のほうからですね、こういった事業をやりたいという申出があった中で、町のほうで移動ルートの協議を受けたり、書類で分からないところは協力したというところで、そういった意味での支援をしたということを聞いています。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、確認になります。

要望書を出したということは、高齢者対策に非常に効果があるということで要望書を出したということでよろしいですね。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ですので、事業者のほうから申出がありましたので、そこは町としてできるところは支援をしたということでございます。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、事業者がやりたいから支援を出したということで、町としてはこれが高齢者のためになるんだよと、そういった思いで出したんじゃないんだということですか。今、事業者が出してくれてと言ったから、出したというようなお話でしたけれども。

町のほうとしては、これが高齢者対策の非常に大切な一助になるのかなという思いではないという、事業者から出せと言われたから出したと。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 町のほうでできることを支援した先には、そういった高齢者の支援にもつながると考えております。

以上になります。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

本当に、ちょっと、私、言葉が強くなっちゃったかも分かりませんが、私はこの買物弱者対策にずっともう関わっていて、移動販売車の方とはもう何回となく、もうずっと一緒について回っているんですよ。

また、そのたびに、本当、おじいさん、おばあさんですね、見ていると本当におじいさん、おばあさんも足が悪くて、とても歩いていけるような状態ではない。周りにうちはあるんだけれども、みんな空き家なんです。それで、とてもどこかに行けるような状態ではない、そういう人たちが多いんですね。

だから、そういった人たちは僅かかも分かりませんが、全体的に言えばですね、その数が僅かだから、なかなか支援しても効果がないんだよというのかも分かりません。しかし、本当に困っている人のところに手を差し伸べてもらえればなと思っています。

それで、もう一つ、今日この質問するに当たってもう一つ大きな理由がですね、各地区の

人たちから相談を受けました。買物弱者対策をもう少し充実させてもらえないかというような声を多数受けました。その中には、多くの民生委員の方からも相談を受けました。

民生委員の会議でも、毎月1回会議があるということでしたけれども、買物弱者対策についていろんな意見の交換会が行われたと聞いています。

やはりですね、私は、申し訳ないけれども、ちょっと町場のほうにいますので、本当にあんなようなことを言ったって、本当におまえ、買物に困っている人の気持ち、分かるのかよと言われちゃえば、それは申し訳ないけれども、本当に切実な問題として受け止めるのとかと言われれば、私も本当に申し訳ないなという思いでおりますけれども、やはり多くの方々がですね、非常に困っている方がいるんだと。

特に民生委員の方々は、本当に地域に根差して活動されていますので、これについてですね、恐らく民生委員の会議とか役場のほうも出席していると思いますので、そういった声も多々上がっているのではなかろうかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議員さんの確かにおっしゃられるとおり、民生委員さんの中でも話題に上っている議題というか案件でもございます。

ただ、いろいろな意見がございまして、困っているのも移動販売、そのまま続けてくれればいいという意見もちろんありますけれども、吸い上げていただいている意見の中には、やはり移動販売車はどうしても、回ってくるときにはもう商品がないとか、来ていただいているので、せっかくだから購入しているとかという意見も、いろいろな意見がございまして、一概にどうしても続けてほしいという意見だけではなかったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 多くの事案の場合ですね、若い世代で介護するお年寄りがいないところは、介護については、正直、どうだっていいということはないけれども、あまり関心がないんです。一般的にそうです。何でかといったら、本当に自分の身近になると何とかしたいという気持ちが起きてきます。

本当に買物に困っていない人については、買物弱者対策、何なのというふうに思う方もいるかも知れません。ですから、本当に困っている方がいるということは認識していると思いますので、そういった方々に手を差し伸べてもらえるようなことはできないんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 買物だけに困っているというか、いずれのですね、例えば買物をする手段がないような、買物弱者と呼ばれているような方のほとんどは、買物だけに困っているわけではなくて、生活をしていく上でほかにも多くの問題を抱えていらっしゃる方がほとんどです。

ですので、福祉として買物部分にのみ支援をしても十分な対策とはいえないため、それらの方、買物弱者といわれる、本当に困っている方々に対しては、個々の状況に応じた、その人その人に応じた必要な支援を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 確かに買物に困っている人だけではないと思います。お年寄りになると、様々なことで困っていると思います。その中の一つに、買物弱者対策もあると思っています。

ですから、今、お年寄りが困っていることを挙げたら切りがないと思いますけれども、今、お年寄りの方々はこういったことで困っているんだよと。それについては、こういった対策を行っているんだよということを、全部じゃなくてもいいですけども、具体的に対策を行っているようなことがありましたら教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 例えば、それらの買物弱者でほかにも困っている方、困っていることがある場合には、例えばその方が使える介護サービスですとか、ヘルパーも含めて、あと最終的には施設に入所とか、キーパーソンとなるような協力者だとか、キーパーソンとなるような方々を洗い出して、その方が生活していくことに必要なものを探し出して、支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、今の介護サービスの一環として、この中で買物弱者対策もしているということによろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 介護保険サービスというか、介護サービスが使える方には介護サービス、介護保険が使えない方については、自費でのサービス等になります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

（「先へ行けよ」の声あり）

○5番（根本年生君） すみません。過去の質問の中で、ほとんどが必要な問題だから検討します、協議します、何とかしますという答弁が多いんですね。それが、15年も20年もたっても具体的な案が出てこないというのは、どうなのかなというふうな気持ちでいっぱいです。

次に、7番と8番、ちょっと関係が強いので、まとめてやります。

今、国のほうでも様々な施策を行っている中で、買物弱者対策がなぜ必要かという大きな柱の中に、地域のコミュニティーの活性化につながるんだと。地域のコミュニティーを活性化するためには、そこに多くの方が住んでもらわなくちゃいけない。人が少なければコミュニティーは発達しませんので。

その中の大きな柱の中に、買物に困っていて、ここに住んでいると買物に不自由だから、ほかへ出ていってしまうという方も数多くいると伺っています。

ですから、これは農林水産省等でやっているんですけども、地域のコミュニティーを活性化するために買物弱者対策をして、そこに住んでいる方が何不自由なく買物ができて、そこに住んでもらうんだということが農林水産省の考え方です。

あと、経済産業省、厚労省、様々な、経済産業省なんかは、町で今、買物弱者対策をやるといっても、人員の問題とかノウハウの問題があって、町ではもう難しいでしょうと。そうしたら、そういったところを応援してくれる事業者を探しなさいと。それで、行政、地域住民、町、協力してそういった対策に当たりなさいということで、買物弱者応援マニュアルとか、国のほうは様々な支援の形を見せてくれています。

ですから、買物弱者対策と地域コミュニティーの関係、あと国で様々な支援を行っている、その辺についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、最初の質問ですけども、移動販売車を運行させることによりまして、地域の住民同士が同じ場所で同じ時間に集まり、買物を通じて住民同士の交流の場として、コミュニティーの形成に期待ができると考えております。

買物弱者対策は、移動販売車による方法も有効な対策の一つでございますけれども、ほかにご家族の協力が可能な場合は、ご家族にネット注文やカタログ注文を行っていただくことも有効な方法であると思います。

さらに、ご家族が別居等により近くにいない場合については、インターネットを活用した遠隔操作による注文もできますので、これらも有効な対策と考えております。

政策については、ちょっと私、本日は把握していないもので、申し訳ございません。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今、前向きな答えをいただいたのかなと思っています。

先ほど、いろんな買物弱者対策、いろいろあるということで、これもずっと買物弱者対策でずっといろんなところを歩いていると、家族で住んでいても、お年寄りが出てきて買物を楽しんでいる。

目で見えて自分で買うという方々もいらっしゃれば、いつも子供たちのために、世話になっているので、少しでも子供たちの手間を省きたい。土日になると子供たちが来て買物はしてくれるけれども、やはりそれも毎週のようにしてもらうには、子供たちにとって迷惑じゃないかとか、いろいろな面で遠慮すると言っては申し訳ないけれども、そういったことで感じて、買物弱者というか、買物してくださっている方々もいらっしゃるということを強く認識しています。

ですから、自分一人で自立するためには、やっぱり買物というのが非常にウエートを占めているんじゃないかと思う。誰かに頼んで買ってもらうとか、いろんな方法もあるでしょうけれども、やっぱり自立して生活するには、買物を自分でできるような状況をつかってやるというのが非常に大切ではないかと思います。

それと、先ほどの地域のコミュニティーの活性化と、農林水産省は地域のコミュニティーの活性化と非常に強いつながりがあるということの答弁が何か薄かったというか、なかったような気がするんですけども、買物弱者対策と地域のコミュニティーの活性化については、改めてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 先ほど答弁したとおり、移動販売車の運行につきましては、コミュニティーの形成には寄与していると考えます。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、次にいきます。

以前の議会の答弁の中で、町も非常に危機感を持って、プロジェクトチームを立ち上げて、

買物弱者対策を行っているとの答弁がありました。関係者がお互い連携して、このときは各課の課長さんたち、郵便局とか商工会とか一般住民とか民生委員の方も入っていたと。あと、商工会も入っていたと認識しています。

それで、みんなでどうしようかということ具体的に話合いをしていたという答弁があり、実際にそういうふうにしていただきたいと思います。

現在、このプロジェクトチームというのは、どのような状況で、どのような活動をしているのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） このプロジェクトチームにつきましては、平成24年4月に買物弱者対策に係る協議を行うために立ち上げました。平成24年度に4回、平成25年度に1回、会議を開催いたしまして、アンケート調査の実施や、他自治体の買物弱者支援の取組などともに協議してまいりました。

そういった中で、現在の事業者が移動販売車の運行事業を実施したい旨の相談がございまして、実施に向けて進めていくこととなりました。そして、事業者から自主的に国庫事業の地域自立型買物弱者対策支援事業の申請が行われて、平成25年7月に採択され、平成26年1月から事業がスタートしました。

このように、プロジェクトチームの目的につきましては達成されたことから、解散して現在に至っておるところでございます。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 分かりました。

今の9番、ちょっと10番とも関連するので、10番の質問にいきます。

近隣の市町村では、買物弱者対策について非常にやはり危機感を持っています。大多喜町と同様、非常に強い危機感を持っています。

それで、買物弱者支援要綱を作成して、具体的に買物弱者対策を行っています。その要綱を作成して、町、関係団体、民間業者、NPO法人、商工会、地域住民、その他の関係団体が常に協議して、その対策を練っているというふうになっています。

ですから、先ほどプロジェクトチームは解散したということですがけれども、当時より買物弱者の方々是非常に増えていたり、非常に困難な方が増えているというふうに認識しています。買物弱者支援要綱等を作成して、町を挙げてこの対策に乗り出すべきだと思いますけれ

ども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 近隣の自治体で行っている買物弱者対策に対しては、移動販売車事業者へ支援する事業につきましては、実情などを勘案して実施していることは大変すばらしいことだと思います。

本町では、やはりその環境であったり地理であったり経済状況など、同様なものではないことから、同じように実施はできるものではないと考えております。

本町では、公平性の観点を重視いたしまして、広く全ての住民にサービスを提供することを方針としておりますので、現在のところ、要綱の作成についても行う予定はございませんけれども、町として、先ほどから申し上げていますが、事業者からの相談についてはお受けいたしますし、できることについては協力したいと考えております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） この要綱をつくった結果、どうなったかということ、私、近隣の市町村に行って聞いてきました。

今まで、移動販売車に特定すると、そのほかのいろんなあれもやっているんですけども、今まで1社だったのが3社に増えたそうです。みんなでやろうと、町を挙げてやろうということで、そういった我々は買物弱者対策をやるんだということをアピールしたら、3社になったそうです。それで、今、3社で手分けをしてやっているというような状況です。

これ、移動販売だけじゃないです、いろんな面でも、各地区の商工会さん、一般の商店の方々も、困っている人がいるならそれを助けようという機運になって、町を挙げてこの対策を行っているというふうに伺っています。私、これ、近隣の市町村に行って聞いてきましたので、それは確かです。

それで、近隣の市町村である程度成果を上げているわけですから、こういったことをやって、少しでも買物弱者対策を前に進めたい、進めようという気持ちにはなりませんかね。

だから、町を挙げて、そうしたらさっき言ったように、隣の市町村は1社だったのが3社になったそうですよ。うれしいじゃないですか。それはなぜ、理由かということ、地域に貢献したいんだそうです。地域に貢献したいと。ふだん、地域の住民にお世話になっているから、少しでもお役に立てればというような意味合いでやったというふうに聞いています。

どうでしょうかね、そういった要綱をつくって広く町民に声をかけて、買物弱者対策だけ

じゃなくて、福祉関係も含めて何かやったら、協力してくれる方々はあるんじゃないかなと
思いますけれども、いかがでしょうかね。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） すみません、根本議員の今、すごく熱い話を聞きました。

それで、ちょっと今、話の中に買物弱者とか何かいろいろとお話が出ていますけれども、
かなり話があちこちぶれちゃっているかなあと、福祉に行っちゃったり、買物弱者だとか。
本当は買物弱者じゃないのに、ただ楽しんで買っているとか申し訳ないからということで、
非常にピン트가ずれていて、何か作為的にどこかの方向に持っていきたいような話をされて
いるように、ちょっと僕はどうしても聞き取れるんですけども。

正直言います、私も実は商工観光課とも話はしています。例えば、日常の食べたりする
ようなものだけじゃなく、例えば冬場になると燃料の、要するに今、配達をしてくれるとこ
ろがなくなってしまったということもあります。それは、いろいろ話した結果、農協さんで
やっていただけるという話がおおむねまとまっておりましたので、それはそれでよしと。

実際に食べたりする物はどうでしょうか、いろいろ確認しました。今、正直言ってレオさん
が頑張っていてやっています。ですから、あそこの商圈はなるべく侵さないようにし
ようねということは、当然、もうパイオニアでやっていますので、なるべくだっ
たら応援はしてあげたいと。

だけれども、どうしても向こうの採算上の問題で行ける場所、それから回数が決まってい
てしまう。そういうことであれば、そこから漏れたところについては、生協さんをご紹介し
てはいかがかということ、実はまだ話をしております。

生協さんは、生協加入に、お一人の方で、あれ、500円だっけ、550円だっけ。

（「いや、200円」の声あり）

○町長（平林 昇君） 200円か、200円を例えば根本さんが生協に、要するに買物できないの
で加入したいというのと、200円だけ払っていきますと、今の生協さんのシステムですと大多
喜中、どこでも行ってくれます。それはもう全部、確認が取れています。

ですから、そういうところで漏れたところは、私どものほうで200円をお支払いしてあげ
てでもやれば、それは基本的には非常に満遍なくいろんなところに公平な、要するに我々か
らの手が差し伸べられるかなとかというふうには思っております。

ただ、今までやっていたところがありますので、そこはやっぱり十分重んじな
ければいけないというところのせめぎ合いを、正直言っているというのが本音です。

ただ、私も実は商工会長をやっているときに、実はこれに、いいじゃんか、ばんっと判こを押しました。このときは、ここに書いてあるんですけども、5番のところにあります、商工会として推薦の理由は、事業実施者を推薦する理由としては、事業実施者と商店街等の関係及び協力体制、ここが非常に私としてはオーケーだったんです。

何かというと、今やっていただいているところが、例えば自分が売っているものじゃないもの、例えば肌着をおばあちゃんが欲しいとか、寒くなってきたんでちゃんちゃんこが欲しいとか、そういうときには地元の業者さんにそれを買って来て、そして持ってきますと、そういうことを積極的にやりますので、商工会さんとしてもぜひバックアップをお願いしたいということなんです。それはもういいんじゃないかと。買う人もうれしい。それから、ご近所の商店の方たちのためにもなる。それで判こをばんと押した記憶があります。

現実問題、それが実施されているかということは一切されていません。そういうこともありません。

ですから、根本議員がどのような意味合いで、多分ピュアな気持ちからのお話だと思います。十分長い付き合いですから分かっておりますけれども、あまりそこに固執されてもですね、我々としても一線を先に越えられないところがありますので、その辺の配慮をちょっとしていただけるとうれしいかなというふうに考えております。

全く何も考えていないわけではございません。十分伏線は取ってございますので、その辺をご配慮した上でご発言いただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます、すみません。

○議長（渡邊泰宣君） 今、町長の言ったような内容が表面化というか、実際の問題は分かっていると思うんだよね。だから、その辺のことを含めて質問をお願いします。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 最初から町長に聞けばよかったですね。最初から町長に聞けば、5分、10分で終わっちゃったかも分からないですね。

確かにこの大きなきっかけが、今まで行けていたところが行けなくなっちゃったと。それで、行けなくなったところについては、本当に困っている人のところに行けなくなっちゃったんだそうです。それでいいのかなというところが、やっぱり強いものの一つにあったんです。

それが、行けなくなった人というのは、ご存じのように老川、西畑のほうは集落が飛んでいますので、そこに行くとならば往復で30分とか40分とかかかっちゃうと。そこに行かないでほか

に行けば、ほかで三つも四つもその時間で回れちゃうというようなことで。

本当に行けなくなったところについては、非常に困っている人が多いということで、それを何とか、これは民生委員さんの意見もそこが主です。本当に困っちゃっている人のところに何とかしてあげたいというような趣旨です。

ですから、1社を応援するということは当然できませんので、みんなで協力して、何とかこれを前に進めていただければなと思っています。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） だから、今の、行けるところに行って、いろいろな弊害が出てきたわけだから、それについて町のほうでやるということはちょっと難しいと思うんでね。それを含めて。

○5番（根本年生君） 分かりました。今の町長の答弁で十分分かりましたので。

それで、最後に11番、まとめになります。

前半は、いろいろ、高齢化になっていろいろ大変だなというところのあれです。

それで、先ほど冒頭言いましたように、高齢者に優しいまちづくりは、がんと一つ何かを打ち出して、我々は高齢者の対策を十分やっているんですよと。特に、健康福祉課さんなんかは何回も講習会をやっていただいて、認知症とか発達ボランティアさんの関係とか、私も毎回少し参加させていただいています。本当に一生懸命やっていることは認識しています。

今後は、高齢者に優しいまちづくりを前面に押し出すような施策をやっていただいて、町の活性化を図るべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 根本議員がおっしゃるとおり、高齢者に優しい町は、全ての町民が住みやすい町につながると思います。高齢者への対策につきましては、全国的な課題であり、国、県、市町村が連携を図り、それぞれの立場でできることを進めていくことが必要と考えております。

商工観光課としては、食品などを扱う食に関する事業者を含めて、全ての事業者を支援することが高齢者に優しい町につながると思いますので、商工会や関係機関などと連携し、対応していければと思います。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の件、高齢者に優しいまちづくりということで、これは健康福祉課さんも大きなウエートを占めていると思います。

健康福祉課長、何かいろいろちょっと言っちゃって申し訳なかったですけども、本当に一生懸命やられていることについては認識していますので、高齢者に優しいまちづくり、本当に率先して、課長さんはじめ職員の方々が率先してやっていることは強く認識しています。

今後は、そういった施策を前面に押し出して、積極的にもっといろんな形でやってもらえれば大変うれしいかと思っておりますけれども、最後に高齢者に優しいまちづくりについて、一言見解を述べていただけるとうれしいです。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 高齢者が住みやすいまちづくり、確かに町民全てにとって優しい町に、住みやすい町になるんじゃないかなと考えます。

コロナが明けてから、いろいろと事業、議員さんにも参加いただいている事業等ありますので、やはり今後もそういったいろいろな面から高齢者が住みやすい、また高齢者だけでなく周り、家族も含めて、高齢者がいるお宅が住みやすいような支援につながるような事業等を、今後も展開していきたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これで質問を終わりますけれども、本当に大変失礼な発言があったように思います。十分反省しています。何とぞ、本当に許してください。何か失礼な発言が多かったことをお詫びします。

ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

なお、2時40分から会議を再開します。

(午後 2時30分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時40分)

◎報告第9号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、報告第9号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第9号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費精算報告書について。

令和4年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお願いします。

令和4年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、一般事務費総務管理費。この事業は、地方公務員法を改正する法律が令和3年6月11日公布、令和5年4月1日施行されることにより必要な町条例等の整備を令和3年度、4年度の2か年で実施したものでございます。主な改正内容は、定年の引上げ、役職定年制の導入などでございます。

表内の全体計画の年割額は、令和3年度144万2,000円、令和4年度82万5,000円、合計226万7,000円。実額の支出済額は、令和3年度121万円、令和4年度77万円、合計198万円。年割額と支出済額との差は、令和3年度23万2,000円、令和4年度5万5,000円、合計28万7,000円で、財源は一般財源でございます。

その下、款項同じく、事業名、文書管理事業。この事業は、個人情報保護法を改正する法律が令和3年5月19日公布、令和5年4月1日施行されることにより必要な町条例の整備を令和3年度、4年度の2か年で実施したものでございます。

この改正は、取り扱う個人情報は、それぞれ地方公共団体が条例で定めることとされていましたが、改正により個人情報の取扱いが一元化されることとなったものでございます。

表内の全体計画の年割額は、令和3年度144万9,000円、令和4年度110万円、合計254万9,000円。実額の支出済額は、令和3年度132万円、令和4年度88万円、合計220万円。年割額と支出済額との差は、令和3年度12万9,000円、令和4年度22万円、合計で34万9,000円。財源は一般財源でございます。

以上で、報告第9号 継続費精算報告書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、報告第9号 継続費精算報告書についてを終わります。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（渡邊泰宜君） 日程第4、報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 議案つづり5ページをお開きください。

報告第10号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

報告第10号は、令和5年6月20日、大多喜町上原地先において、住居への床下浸水に係る損害賠償の額を定める専決処分となります。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年6月20日の午前9時32分、大多喜町上原581番のため池において、同ため池の廃止工事に係る測量業務の事前準備のため、農林課職員がため池の水抜きを実施しようとしたところ、ため池の斜樋が詰まっており排水ができない状況でございました。そこで、竹ざおで斜樋内を数回突いたところ詰まりが解消し、想定外の水が一気に排水され、排水施設の許容量を超える水が流れ出し、下流にある住居の床下に浸水したものでございます。そのため、床下の残留水を除去し、湿気による2次被害の防止措置を施したものでございます。

この中里ため池は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に係る特別措置法により、防災重点ため池の指定を受けており、ため池の測量を今年度実施し、今後、ため池の廃止工事を予定しているものでございます。

本件の事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険にて町100%の割合で、処置に要する費用の損害賠償額が既に示談成立しており、その専決処分の内容を報告させていただくものです。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり住居床下浸水による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方。千葉県夷隅郡大多喜町上原615番地、太田開。

2、事故の概要。令和5年6月20日午前9時32分に、大多喜町上原581番、中里ため池の排水作業時に想定外の貯留水が一気に排水され、下流に位置する相手方の住居に床下浸水し、

損害を与えた。

3、損害賠償額。10万2,025円。

今後、このような事故が起こらないよう努めてまいります。

以上で、損害賠償の額を定めることについての専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで、報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第47号 大多喜町面白峡遊歩道の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議案第47号 大多喜町面白峡遊歩道の設置及び管理に関する条例の制定について、議案つづり7ページをお開きください。

議案説明に入る前に、提案理由をご説明いたします。

面白峡遊歩道整備工事につきましては、令和3年2月1日から令和5年5月31日までの2年4か月間の工事期間を経て、総工事費1億1,110万円、総延長868.2メートル、滝めぐり遊歩道の延伸として完成いたしました。

この遊歩道の完成により、本町の景勝地である養老溪谷の観光振興及び交流人口の拡大を図れるとともに、地域経済の発展が見込まれます。

本案の大多喜町面白峡遊歩道については、公の施設としての位置づけ、適正な管理運営を行うため、地方自治法の規定に基づき条例を定めようとするものでございます。

内容につきましては、遊歩道の名称及び位置、管理、行為の禁止、制限、損害賠償など、遊歩道の管理運営に関する事項を定めるものでございます。

それでは、本文でございますが、条文の朗読を一部割愛させていただきますのでご了承ください。

大多喜町面白峡遊歩道の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

大多喜町面白峡遊歩道の設置及び管理に関する条例。

第1条は、条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、設置の目的について定めるものでございます。設置目的は、景勝地である養老

溪谷の観光振興及び交流人口の拡大を図るためのものがございます。

第3条は、遊歩道の名称及び位置について定めるものがございます。名称は、面白峡遊歩道、位置は大多喜町小沢又地先養老川河川内ほかでございます。

第4条は、遊歩道の施設を定めるものがございます。施設は、遊歩道及び看板でございます。

第5条は、遊歩道の管理の基本的な方針を定めるものがございます。

第6条は、遊歩道の禁止事項について定めるものがございます。1号から10号までございますが、主な事項は、竹木の伐採、採取、移植、施設の汚損、損傷、鳥獣類の捕獲等、施設の立入禁止区域の遵守、独占的使用の禁止などを定めるものがございます。

第7条は、遊歩道の使用の禁止または制限を定めるものがございます。

第8条は、使用料を定めるものがございます。

第9条は、遊歩道に損害を与えた場合の損害賠償について定めるものがございます。

第10条は、規則への委任について定めるものがございます。

附則は、施行期日を公布の日からと定めるものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課、木島主幹。

○財政課主幹（木島丈佳君） それでは、議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

議案つづりの11ページをご覧ください。

初めに、提案理由のご説明をさせていただきます。

大多喜町特別養護老人ホームにつきましては、令和5年6月23日に大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止し、事業を廃止したことから、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中、特別養護老人ホームに関する特別職の職員で非常勤のものに係る職名、報酬額を削る必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読は割愛させていただきます、改正概要のみ説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

特別養護老人ホームの事業廃止に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、特別養護老人ホーム嘱託医、報酬額、日額3万4,200円、特別養護老人ホーム機能訓練指導員、報酬額、日額7,400円、及び特別養護老人ホーム運営委員会委員、報酬額、半日額3,500円を削るものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第7、議案第49号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第49号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、高校生の医療費の無償化については、償還払いの方法にて対応しているところですが、それを中学生までの医療費助成と同じように、医療機関窓口等で保険診療に係る支払いをなくすよう受給券を発行し、現物給付方式にするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

本条例中の用語において、子供の定義を満15歳から満18歳に変更し、助成対象年齢を引き上げるものです。

第3条に次のただし書を加える。「ただし、当該子どもが就職し、保護者の扶養から外れ

たとき、又は婚姻したときは、この限りでない。」

これは、助成対象の子供が就職したり結婚した場合は、助成対象から外れることを規定したものであります。

次に、附則でございます。

第1項は、施行期日を定めたものであります。第2項は、経過措置について定めたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、ありがとうございます。

高校3年生までの医療費の拡充、それから現物給付ということで、ご対応いただきましてありがとうございます。

私のほうから、第3条のただし書につきましての関係でご質問をさせていただきたいと思っております。いずれも満18歳に達しないということの中で、次の3ケースの場合、どのような形になるのかということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、当該子供が一度就職したものの、満18歳に達する前に離職をし、再度保護者の扶養となった場合。

2番目が、婚姻をして、一度この対象から外れたんですが、離婚をされてまた保護者の扶養となった場合。

3点目が、2点目の者に対して、本人のみではなく、当該子供さんに自分のお子さんがいた場合、要するに赤ちゃんがいた場合で離婚をされて、親の扶養になったような場合は、この18歳、高校生の保険適用になるのかどうか、この辺をお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ご質問にございました、まず1点目の、一度就職して離職、そしてまた再び親の扶養に入った場合と、あと2点目の、婚姻されて、その後離婚されて再び親の扶養に入った場合、こちらはいずれももちろん対象になるかと考えております。

また、3点目、お子さんがいらした場合、こちらについてはひとり親医療の対象になる可能性もございますので、その場合はひとり親医療で対象となりますし、ひとり親でない場合、

対象とならない場合は、子ども医療費のほうで対象となると考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時03分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和5年9月6日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	市原芳則君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	小高一哉君	財政課主幹	木島丈佳君
会計室長	須藤明実君	教育課長	吉野正展君
生涯学習課長	和泉陽一君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第2号）

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 50号 | 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 2 | 議案第 51号 | 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 3 | 議案第 52号 | 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 4 | 議案第 53号 | 令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 議案第 54号 | 令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 6 | 議案第 55号 | 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 7 | 議案第 56号 | 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 8 | 議案第 57号 | 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 9 | 議案第 58号 | 令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 10 | 議案第 59号 | 令和4年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明） |
| 日程第 11 | 議案第 60号 | 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（提案説明） |
| 日程第 12 | 報告第 11号 | 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について |
| 日程第 13 | 報告第 12号 | 令和4年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について |
| 日程第 14 | 報告第 13号 | 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について |

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

開会前ですが、お配りしてあります令和4年度大多喜町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見について、滝口代表監査委員から報告があります。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） おはようございます。

今、議長のほうからお話ありましたけれども、皆さんのお手元にこういう1枚のA4の正誤表がいつていると思います。簡単に言いますと、今議長からお話ありましたとおり、決算審査意見及び基金の運用状況審査意見、これをお配りしてあると思いますけれども、この6ページの中段、それから20ページの7行目、ここに誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

内容を簡単に言いますと、6ページの中段の経常一般財源比率の7行目、このアンダーラインの箇所ですね。この上の100.134パーセント、これが正しいです。誤りは97.74パーセントになっておりまして、この誤りの内容は単純な転記ミスということでございます。私も見逃してしまいまして大変申し訳ありません。

それから20ページの7行目、これの支出済額、これの「前年度に比べ」という次に続く数字ですけれども、正しくは1億3,926万8,000円です。間違えているのが4,126万3,000円ですけれども、これは申し訳ありません、前年度、3年度の数字をそのまま持ってきてしまいましたので完全なボーンヘッドですけれども、間違えて申し訳ないですけれども、多少暑さで注意が足りなかったのかなという、言い訳ですけれども大変申し訳ありません。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

昨日の会議に引き続きご苦労さまです。

また、滝口監査委員には続いてご出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第50号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第50号の説明をさせていただきます。

議案つづり15ページをお開きください。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,016万円とする。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長、着座で説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） では、座ったまま説明を続けさせていただきます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表、繰越明許費から説明させていただきますので、19ページをお願いします。

第2表、繰越明許費。繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、一般事務費（総務管理費）697万3,000円は、総務課所管の公用車の購入で、納車までに1年半程度見込まれることから、年度内の完了が困難

なため、繰越明許費を設定するものでございます。

その下、第3表、地方債補正、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

上から農林業施設整備事業債、限度額4,990万円を5,370万円に380万円増額するもので、横山地先の排水路改修に充当するものでございます。

その下、道路整備事業債は、限度額1億2,010万円を1億5,010万円に3,000万円増額するもので、町道鍛冶住宅内岡台線の道路改良工事に充当するものでございます。

次の公共土木施設災害復旧事業債は、限度額470万円を3,270万円に2,800万円増額するもので、単独災害復旧事業として実施する町道弓木前台線へ2,400万円、補助災害復旧事業として実施する町道老津線と宇野辺当月川線及び弓木川の災害復旧事業へ400万円充当するものでございます。

一番下の臨時財政対策債は限度額5,000万円を2,200万円に2,800万円減額するもので、今年度の普通交付税の算定において、臨時財政対策債の発行可能額の決定による減でございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

22、23ページをお願いします。

2、歳入。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目5災害復旧事業費負担金127万6,000円の増額補正は、下大多喜と粟又地区の農地災害復旧に係る負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2万1,000円の増額補正は、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。

目2衛生費国庫負担金965万9,000円の増額補正は、今年度秋冬に実施する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金807万1,000円の増額補正は、町道老津線と宇野辺当月川線及び弓木川の災害復旧事業に対するものでございます。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金1,242万8,000円の増額補正は、今年度秋冬に実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金1万1,000円の増額補正は、介護保険の低所得者保険料軽減負担金でございます。

項2県補助金、目8教育費県補助金7万円の増額補正は、地域拠点校と指定されている西

小学校で実施する心のバリアフリー教育推進事業への補助金でございます。

目9農林水産施設災害復旧費補助金182万2,000円の増額補正は、下大多喜と粟又地区の農地災害復旧事業費補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと創生基金繰入金6万円の増額補正は、コミュニティ育成事業の補助の一部として繰り入れるものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億3,414万6,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入51万9,000円の増額補正は、竹粉碎機使用料と解散による事業取りやめに伴う返還金でございます。

次のページをお願いします。

款22町債、項1町債は、第3表の地方債補正でも説明させていただきましたが、目2農林水産業費は横山地先の排水路整備事業へ充当するもの、目4土木債は町道鍛冶内岡台線の道路改良工事へ充当するもの、目7災害復旧費は右の説明欄、単独災害復旧事業は町道弓木前台線、補助災害復旧事業は町道老津線と宇野辺当月川線及び弓木川の災害復旧工事でございます。

目8臨時財政対策債2,800万円の減額は、普通交付税算定時の発行限度額の減によるものでございます。

次に歳出ですが、今回の補正予算では職員の人事異動に伴う増減がございますので、先に給与費明細書の説明をさせていただきます。

46ページ、47ページをお願いします。

給与費明細書。

1、特別職の表、区分の欄、比較の項、期末手当の94万9,000円の減は、今年度4月に教育長に佐久間教育長が就任されたことにより在任期間の減による減額と、右のページの共済費の7,000円の増は、短期共済組合負担金の率の改正による増と期末手当の減による共済費の合算によるものでございます。

次のページをお願いします。

2、一般職の表の1号、総括の表、区分の欄、比較の項は職員数18名の減、短時間勤務職員3名増、報酬374万3,000円の増、給料3,619万4,000円の減、職員手当1,616万円の減、共済費319万9,000円の増、合計で4,541万2,000円の減額でございます。職員の退職、定年退職職員の再任用等を含む人事異動や、会計年度任用職員の増及び特別養護老人ホームの廃止な

どによる職員の減を含む報酬、給与費、共済費の増減でございます。

職員手当はその下の表、職員手当の内訳のとおりで、その次のア、会計年度任用職員以外の職員の表と、1枚めくっていただいて次のページのイ、会計年度任用職員の内容と、2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表は記載のとおりとなっております。1号、総括の表で説明したとおり、当初予算編成時に比較し、職員数の内訳の変動等により全体で4,541万2,000円の減となりました。以降の表については説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書に戻って歳出の説明をさせていただきます。人件費に関する補正については一部説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいるようお願いします。

それでは、26、27ページをお願いします。

26ページ、3、歳出。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費404万6,000円の減額補正は、職員の区分の変更に伴う人件費の減と備品購入費は冷蔵庫の購入でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費8万4,000円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の増減と説明欄右側のページ、一般事務費（総務管理費）はコピー機の更新によるコピー借上料の増と備品購入費は、第2表、繰越明許費で説明しました公用車の更新でございます。

目5 財産管理費501万1,000円の増額補正は、公有財産管理事業の事業費が今年の12月から義務化され、公用車の運転の前後に実施するアルコールチェッカーの購入と、旧宇筒原分校校庭にあるイチョウの木の手入れでございます。庁舎管理費は本庁舎のトップライトの開閉機器の点検と、次のページをお願いします。同じく本庁舎の浄化槽の部品交換、庁舎修繕工事は本庁舎屋根の雨漏り防止工事でございます。

目6 企画費499万5,000円の増額補正は、企画事務費の工事請負費はメキシコ友好記念碑の撤去移転工事、地域おこし協力隊事業は2名分の起業支援の補助金、地域交通対策事業は小湊鉄道の実施する国庫補助事業の大多喜町負担分でございます。地域通貨事業は地域通貨のチャージに係る取扱委託料の増でございます。

目8 諸費1,453万6,000円の増額補正は、コミュニティ育成事業は紙敷区の集会施設の修繕に対する補助金、その下の介護保険事業還付費、中山間地域等直接支払交付金事業還付費、子育て世帯生活支援特別給付金事業還付費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と対策事業還付費、養育医療給付事業還付費、感染症予防事業還付費は令和4年度の実績等による国・県への還付でございます。

項2 徴税費、目1 税務総務費50万1,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増、目2 賦課徴収費956万3,000円の増額補正は、公用車の修繕と大多喜町の航空写真の撮影と撮影データの設定及び地番図データの修正でございます。

次のページをお願いします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費と次の項5 統計調査費、目1 統計調査総務費は、短期共済負担金の率の改正によるものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費1,083万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う社会福祉関係職員人件費の増と社会福祉事務費の委託料は避難行動要支援者管理システムの導入、障害者福祉事業は自動車運転免許取得助成の申請が今年度実績が上がったことによって、今後の申請に対するための増額でございます。

次の民生委員活動事業は、君津市で開催される研修参加時のバス借り上げの不足分の増と新型コロナウイルス感染症の拡大等により、開催が見送られていた各種研修への参加補助でございます。戦没者追悼式関係事業の工事請負費は、西小学校にある忠魂碑の階段手すりの設置工事でございます。国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動による人件費の繰り出しでございます。

目2 国民年金費9万9,000円の増額補正は、共済費の増でございます。

目3 老人福祉費2,604万6,000円の減額補正は、特別養護老人ホームの閉鎖による人件費等の減でございます。

次のページをお願いします。

目5 介護保険事業費38万3,000円の増額補正は、介護支援員の研修参加負担金の増と人事異動等による人件費の増、対象者が増えたことによる低所得者保険料繰出金の増でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費17万2,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減と子ども医療対策事業は高校生の医療費助成に係るもので、受給券方式に移行し現物給付とするためのシステム改修と受給券送付の郵便料でございます。

目4 児童福祉施設費447万7,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員人件費の減と会計年度任用職員人件費の増、ページ一番下になりますが、保育園管理運営事業の修繕料はみつば保育園の滑り台とつぐみの森保育園のトイレの手洗い場の配管の修繕でございます。

次のページをお願いします。

ページ一番上の工事請負費は、つぐみの森保育園の2階の雨漏りの修繕でございます。児

童クラブ運営事業は、会計年度任用職員の増による報酬の増と放課後児童クラブたんぼぼの消火器の購入とAEDの借上料でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費552万4,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減でございます。

目2予防費2,208万7,000円の増額補正は、秋冬に実施する新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保と実施に必要な委託料などでございます。

目3環境衛生費407万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と環境衛生事務費の備品購入費は騒音や振動を測定する機器の購入、水道未普及地域対策事業補助金は今年度既に2件の申請があったため今後の申請に対応するための増額と、環境保全事業の害虫駆除業務委託料は主にスズメバチの巣の駆除で今年度既に4件、当初予算措置済みの支出が見込まれるために今後の駆除に対応するため増額するものでございます。

目6地域し尿処理施設管理費145万8,000円の増額補正は、令和4年度までのコミュニティ・プラントの使用料の収入と支出の差額を基金に積み立てるものでございます。

次のページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費8万5,000円の増額補正は、共済費の増でございます。

目2塵芥処理費268万2,000円の増額補正は、作業用車両と缶の搬送選別機械の修繕料、それと蛍光管と電池の処分に係る委託料でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費21万1,000円の増額補正は、共済費の増と農業者年金システム用のパソコンの購入でございます。

目2農業総務費106万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。

目4畜産業費1万6,000円の増額補正は、牛に係る伝染病の検査に対する補助金でございます。

目5農地費721万9,000円の増額補正は、鉍毒ダム対策事業はダム周辺へ設置する注意看板の購入とダム周辺の立木の伐採及び排水整備工事でございます。基幹農道整備事業は側溝の蓋と除草剤の購入でございます。土地改良関係団体事業は船子地先の測量と災害復旧で使用了大型の土のう袋の処分、工事請負費は横山地先2か所の排水整備工事、道路補修用材料は価格の高騰などによる材料費の増と新たに実施予定の用水路補修の材料費でございます。

目6農業施設費65万9,000円の増額補正は、基幹集落センターの消火器の更新と、次のページをお願いします。農村コミュニティーセンター管理運営事業の需用費は浄化槽のブローアの修繕、都市交流センター管理事業の委託料は施設裏の斜面にある竹の伐採でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費433万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と備品購入費は公用車の購入でございます。

目2 林業振興費356万2,000円の増額補正は、林道排水の補修工事と樹木の粉碎機の購入で、森林環境譲与税基金積立金は令和4年度の実績による積立て分の増と今回の補正の樹木粉碎機の購入の差引きによる減でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費289万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

目3 観光費47万円の増額補正は、観光施設管理事業の需用費は城下駐車場トイレの天井と大多喜城参道の街路灯の修繕、備品購入費は背負い式のエンジンプローアの購入、観光センター管理運営事業の需用費は観光本陣のエアコンの修繕でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費455万8,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減でございます。

次のページをお願いします。

目2 登記費6万2,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費5,389万円の増額補正は、工事請負費の排水整備工事が町道旧千葉勝浦線、久保大多喜線、天王釈迦堂線、黒原上野線の4路線、舗装打ち替え工事は、町道中野大多喜線、公有財産購入費は天王釈迦堂線の排水工事に必要な用地の取得でございます。

目2 道路新設改良費4,398万7,000円の増額補正は、職員の共済費の増と委託料は町道堀切線の用地測量、工事請負費は町道笛倉環状線と鍛冶住宅内岡台線の道路改良工事、補償補填及び賠償金は町道堀切線の電柱の移転でございます。

目3 交通安全対策費93万2,000円の増額補正は、町道黒原宮の台線の防護柵設置工事でございます。

項3 都市計画費、目2 公園費2万4,000円の増額補正は、大多喜お城の森公園の電気と水道料でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費、11万6,000円の増額補正は、町営住宅システムの改修でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費90万8,000円の増額補正は、おおたき通信と町のホームページを連携するための設定変更でございます。

次のページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費42万3,000円の減額補正は、人事異動に伴う

人件費の減と大多喜町部活動地域移行検討委員への謝礼でございます。

項2 小学校費、目2 教育振興費24万6,000円の増額補正は、教育振興事業（西小）は地域拠点校の指定を受けている西小学校で実施する心のバリアフリー教育推進事業でございます。小学校教育振興事業の扶助費は対象児童の増と物価高騰による給食費の値上げによる扶助費の増でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費94万2,000円の増額補正は、需用費は汚水の排水桝の修繕、役務費と備品購入費は老朽化した中学校の生徒用の椅子を更新するものでございます。

目2 教育振興費234万6,000円の増額補正は、柔道部の関東大会、全国大会出場及び陸上、剣道、卓球、ソフトテニス、バレーボール各部の県大会の出場に対する補助の増と対象生徒の増、物価高騰による給食費の値上げによる扶助費の増でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費347万9,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

目2 公民館費53万5,000円の増額補正は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償と中央公民館事務棟屋上の防水工事でございます。

次のページをお願いします。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費518万7,000円の減額補正は、人事異動による人件費の減でございます。

目2 体育施設費899万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員人件費の増と備品購入費は公用車、軽ダンプの購入、需用費は雨天練習場と多目的広場の表示文字、それとキュービクルの屋根の修繕など、工事請負費は野球場の防球ネットの増設工事の実施に当たり不足する工事費の増額でございます。

目3 学校給食費99万9,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減と学校給食センターの消毒保管器やボイラー等の修繕でございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目3 農地災害復旧費364万5,000円の増額補正は、下大多喜と栗又地先の農地災害復旧工事でございます。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費3,416万3,000円の増額補正は、地方債補正でも説明させていただきましたが、町道弓木前台線、老津線、宇野辺当月川線の災害復旧工事と、弓木前台線の用地取得費でございます。

目2 河川災害復旧費565万9,000円の増額補正は、弓木川の災害復旧工事でございます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいた

します。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本君。

○5番（根本年生君） ページ29ページの地域おこし協力隊起業支援事業補助金の件について、教えてください。

これ今年度起業した方への補助金ということなのか、来年度起業する予定の方に対するの補助金なのかということと、人とかはもう明確に決まっているものだと思うんですけども、どういった人のあれで、あと財源とか、あと補助額ということですので全体かかるのはもったかかるということなんでしょうか。そのうちの何割かを補助するということなんでしょうか。教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、補助対象になる時期につきましては、退任される1年前と退任してから翌年に受けられる補助となっています。今回お一人方は昨年度で退任された方です。もうお一方は今年度で退任を予定されている方です。

使途についてなんですが、昨年度退任された方につきましては有害獣対策を主に動いておられた方で、今回有害獣対策、捕獲であるとか解体であるとか、そういったことを中心に、川遊びだとかタケノコ掘りだとか、そういったものを組み合わせたパッケージツアーを考える旅行会社さんをやりたいということで、対象となる経費としては法人登録料であるとか旅行業の取得の関係、それから備品関係に対するの補助となっております。

もうお一方につきましては今現在活動されている方なんですが、やはり有害獣関係をやられている方です。この方につきましては通常の有害獣捕獲に加えまして、起業に当たっては特にニホンザルの群れの管理、これをやっていきたいということで、現在も町で取り組んでおるんですが、GPSを使用した群れの行動管理であるとか、大型おりの運用であるとか、そういった受託も含めて町と伴走していければなということなんです。

行く行くは猿の群れの管理については勝浦、鴨川辺りでも展開していきたいということで起業を予定しております。補助金の用途につきましてはやはり法人登録料であったり、事業用の車両であったり、備品もろもろに対して補助金を活用したいということです。

それと補助率というんですか、補助金交付要綱上、率ではなく定額補助となっておりますので、今回も起業に当たって必要な経費に対して全額というか定額補助ということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5番根本君。

○5番（根本年生君） 地域おこし隊の方が本当に一生懸命やっていただいて、起業して、大多喜町にまた引き続き住んでもらって、いろんなことをやっていくというのは非常にありがたいことだと思っています。

それで、今のところ2人同時にこの160万という補助額が出てきたことはあまり見たことないんですけれども、前年に比べて今後増えていくとか、それとも来年度、多分今年度で終わる協力隊の方も何人か、3人とか4人ぐらいいらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、その方についてはまだ来年度補助額、やめてからまたこういった補助ができるというような形なんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、この補助金につきましては起業する前の年と退任して起業するタイミングで、2年間にわたって補助活用できますので、今現在活動されていて今年度退任される方でも来年度活用することができます。

今後の見通しなんですが、特に林業関係の方、今結構人数的にはいらっしゃるんですが、既に退任されて起業されたOBの方の事業モデルであるとか、そういったものを参考に今後もOBの方とも連携してやっていくということですので、今後定着してこういった補助金を活用する機会というのは増えていくかなというところで考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

6番吉野君。

○6番（吉野僖一君） 今根本さんの質問と同じで確認ですけれども、今本町、大多喜町に地域おこし協力隊、何人おいでになっているんですか。

それとこれは国から補助金が1人幾ら出ているか、それと何年ぐらい国から補助金出ているか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） この地域おこし協力隊隊員に対する活動費、それと人件費といいますが、給与に相当するもの、またこの起業に対しての補助金に関しては特別交付税で措置されるものとなっております。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 加えてご質問にありました今現在何人かということなのですが、現在13名の方が活動しております。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野君。

○6番（吉野僖一君） たまたま昨日の7時半からNHKで、全国のそういう村おこし、地域おこしという番組やっています、何か国から1人450万で3年契約ということを知ったんですよね。その辺、だから町もうまく活用しているかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 地域おこしの活動費につきましては、先ほど財政課長も申し上げたとおり交付税措置されておりますので、お一人当たりということで、そこは交付税として措置されております。

3年ということなんですけれども、最大限3年というところで、中には1年で、2年でという方もおるんですが、今結構3年目の方も多くいらっしゃいます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

7番山田君。

○7番（山田久子君） 23ページ、歳入のページで申し訳ありません。ちょっと歳出が分からなかったもので、申し訳ございません。

23ページの県支出金のところの心のバリアフリー教育推進事業補助金でございますが、この事業内容、取組の仕方とか、どういったものをおられるのか、やっていくのかということで、分かりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 歳出のほうですとページ43ページ、教育振興費、教育振興事業、西小学校、節10の需用費の消耗品費3万1,000円になろうかと思えます。それと、その上の報償費の4万円、計7万1,000円ですけれども、心のバリアフリー推進事業というのは、心のバリアフリーというのは様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互の理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことというふうにされております。これにつき

ましては拠点校として県から西小学校が指定をされておりました、この心のバリアフリーの実践教育のための経費を計上しているものでございます。

具体的には西小学校の4、5、6年生を対象に、パラリンピックの選手をお招きしてボッチャの体験活動を通じて障害のある方、また高齢者等への理解の心の育成をする事業ということを計画しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

6番吉野君。

○6番（吉野僖一君） ページが37ページ、鉾毒ダムという、これ場所とかどこのあれかな、それをちょっと。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 鉾毒ダムになりますが、これは平沢ダムになります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

9番山口君。

○9番（山口定夫君） ページが35ページ、環境衛生事務費で騒音振動測定器を購入されるということなんですけれども、どんな目的で購入されるか、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 騒音計と振動計を今回予算のほうに計上させていただいているんですけれども、そちらの購入目的というのは、大多喜町の環境保全条例というのがありまして、その中では町は生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するために測定等の体制を整備し、必要な調査等を実施するというふうになっております。

また、同条例の施行規則では、騒音または振動の規制基準を規定しております。本町では現在、騒音、振動を計測できる機器は持っておりません。また、令和5年4月現在の県内の市町村の所有状況が出されていまして、騒音計につきましては54市町村中42市町村が所有しております。振動計につきましては、54市町村中32市町村で所有しております。

こういうことから、大多喜町環境保全条例に基づきまして環境保全を図る上で町に備える必要があると考えまして、今回予算のほうに計上しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

3 番野村君。

○3 番（野村賢一君） 歳入で23ページ、農業災害復旧事業費の負担金のことで伺います。

多分この一番上の分担金・負担金はこれ受益者の多分あれだと思うんですけども、それと県支出金のほうも県の負担金だと思うんですけども、この農地災害復旧事業の負担金というのは、国・県・町、受益者、この割合をまず教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この農地災害の負担金になりますけれども、こちらにつきましては災害の規模によって国の負担割合が変わってきますので、今回2件あります。この2件のうち粟又地先につきましては、令和5年6月2日から6月3日に発生しました梅雨前線による大雨及び台風2号の災害となりまして、激甚指定されておりますので、こちらに関しましては多くが国の、その割合がまだ出ておりませんが、把握できておりませんが、多くが国の補助金になるかと思えます。

もう一つの下大多喜地区につきましては、令和5年5月7日から5月8日に発生しました5月豪雨の災害になりますが、こちら激甚指定されておきませんので、その割合は激甚指定されているものよりもかなり低いものと考えております。

○議長（渡邊泰宣君） あと何かあったね。

3 番野村君。

○3 番（野村賢一君） この国・県・町、受益者負担の中ですごく抵抗感じるのは、受益者より町の負担のほうが少ないんだよね、割合が。じゃないですか。普通だと常識から考えれば逆のようなイメージもあるんだけれども、どうなんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） その辺、確かにそのとおりにかと思いますが、実際に受益を受けている方が本来であれば復旧することが求められるものではないかと思えますので、受益を受ける方が負担を多くしていただいている現状になっているかと考えます。

○議長（渡邊泰宣君） 3 番野村君。

○3 番（野村賢一君） よく分かりました。町民もう少し大事にして、あと農業振興にも影響するんじゃないかと、そんなような気で質問しました。

続いていいですかね。

○議長（渡邊泰宣君） はい。

○3番(野村賢一君) ページ39ページ、款5の農林水産業費の中で、林業総務費の中で備品購入費で小型ダンプの購入を166万6,000円が載っております。また、同じページ45ページで海洋センターの管理運営事業で同じ小型ダンプで173万、単価的にはちょっと違うんですけども、これは車種が違うのか、それともメーカーが違うのか。どうせ買うんだったら2台まとめて同じようなもの買ったほうが利益的にもよかったんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(渡邊泰宣君) 財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 公用車の購入に関して財政課のほうからお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおり両方とも軽トラのダンプとなります。予算要求上がってきたときに財政のほうでも担当のほう確認したところ、農林課のほうで使うものについては普通の軽トラの脇のあおりの低いやつ、要は林業とかで使って荷物やったりするので、そのあおりの低いやつ。海洋センターで購入しようとしているものは、今もそうなんですけれどもあおりの高いやつ、1メートルぐらいあって観音開きで後ろ開くようなそのようなもので、同じ軽トラのダンプの購入なんですけれども、形状というか仕様が違うものとなっております。

以上です。

○議長(渡邊泰宣君) 3番野村君。

○3番(野村賢一君) 議長、これ何項目も質問いいと言ったっけ。3回まで、3問まで。もう1点いいね。2つやったからもう1点いいね。

○議長(渡邊泰宣君) はい。

○3番(野村賢一君) 民生費の研修費の補助金で、31ページの民生費社会福祉総務費の27繰出金のところで、バスの借り上げ料追加2万3,000円載っていますね。これは当初予算で当然借り上げしたと思うんですけども、この追加の2万3,000円というのは燃料費が上がったとか、例えば距離数走ったとか、そういう追加のあれが出たんでしょうか。それとも最初からの見積りが甘かったのか、どちらかそこら辺聞いてください。

○議長(渡邊泰宣君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 見積りが甘いと言われてしまえばそれまでなんですけれども、研修の対象が上がってきた研修に対して参加してほしいという人数、上がってきた人数が増えたことと、当初予定してなかった研修に対しても補助を出すというか人数の増減と、あと研修自体が多くなったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにありませんか。

○3番（野村賢一君） 今の質問していい、2回目です。駄目なの、いいでしょう、大丈夫だよ
ね。3回までいいんでしょう、質問。

○議長（渡邊泰宣君） 同一の質問。

（「全部で3回」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 1議案のあれだったって。

（「一つの議案に3回」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） この議案のだから。

ほかに質問。

（吉野僖一議員挙手）

（「3回終わってますよ」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 3回終わっているんじゃないかな。同一議案で3回だから。3回目
ですよ。

（「4回目です」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 4回になるんだ。4回目ですよ。関連と何かやっているよね。鉦毒ダ
ムと、それから何か、出ていたね。

ほかにございませんか。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本君。

○5番（根本年生君） ページ43ページの公民館管理運営事業で施設工事請負費と施設補修工
事、ちょっとほかに何か項目がなかったので、この中に入っているのかどうか分かりません
けれども、中央公民館のエアコンが長い間壊れています。何か一部のお金がなかなか多額に
かかって、空調設備が工事が遅れているんじゃないかということを知りたりしています。

これやっぱりなるべく早めに直したほうがいいと思うんですけれども、補正に上がってこ
ないということはもう予算は確保されていて、改めて予算を取る必要がないということなの
か、それと実際工事やってみると、当初予算を取っていても、そのとおりにできるというのは
なかなかないと思うんですよ。そのときのエアコンの工事費の高騰とか人件費でいろんな面
があって、そのとおりにできるとは限らないと思うんです。

ですから早めにその工事費の算出等をして、この補正に上げてもらって早めに工事をやる
なりしないとどんどん遅れて、もしその金額が補正とかでやるのであれば、また議会開いた

りなんかしなくちゃいけないわけでしょうから、この時期、工事をやる時期とその辺はどのようになっているのか教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和泉陽一君） 今回補正させていただきました43ページの施設補修工事なんですけれども、こちらにつきましては中央公民館の会議室の雨漏りの修繕となっております。

それで、今、根本議員さんご心配いただきましたエアコンの工事につきましては、緊急を要したものですから予備費のほうを充当させていただきました、工事のほうは昨日終わっておりますので、もう今日からは通常どおり使えるような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問。

（吉野僖一議員挙手）

（「どういうふうにしたら」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） やっているんじゃない。

（「鉾毒ダムの件とさっきの地域おこしと2つだけだよ」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 鉾毒やっていたでしょう、鉾毒ダムについて。

（「鉾毒ダムと地域おこしと2回しかやっていない、俺」「地域おこしで2回やっています」「地域おこし2回……」「地域おこしで2つやっているんで、それで鉾毒ダムで3回です」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、11時5分から再開します。

（午前10時55分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、議案第51号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第51号について説明させていただきます。

議案つづり59ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

今回の補正でございますが、歳入歳出ともに人事異動等に伴う人件費の補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,468万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、64、65ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金86万5,000円の増額補正と、66、67 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費86万5,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額及び時間外手当を増額するため、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、議案第52号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案第52号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長、着座にて説明を。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案つづり79ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、まず、人事異動等による人件費の増、並びに委託料及び事務負担金の増に伴う国・県支払基金及び町負担分繰入金の増額、2点目として、対象者の増に伴う低所得者保険料軽減負担金繰入金の増額、3つ目に令和4年度分の国・県支払基金の交付金支出金等精算に伴う返還金の増に伴う補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,457万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,974万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。84、85ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）12万9,000円の増額補正は、職員人件費委託料の増に伴うものでございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）13万5,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴うものでございます。

款5項1支払基金交付金、目2地域支援事業交付金13万9,000円の増額補正は、職員人件費委託料の増に伴うものでございます。

款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万4,000円の増額補正は、職員人件費委託料の増に伴うものでございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6万7,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴うものでございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金37万円の増額は、職員人件費及び委

託料の増に伴う繰入金の増額と、低所得者保険料軽減対象者の見込数増に伴う増額、さらに第三者行為損害賠償求償事務負担金の増に伴う事務費繰入金等でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金4万2,000円の減額は、低所得者保険料軽減繰入金の増に伴う減額でございます。

款8 項1 目1 繰越金3,371万4,000円の増額補正は、交付金支出金等の前年度精算に伴う返還金等に充当するためのものでございます。

歳入は以上となります。

次に、歳出についてご説明をいたしますので、86、87ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費7万8,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴うものでございます。

目2 連合会負担金1万1,000円の増額補正は、国保連合会に対する第三者行為損害賠償求償事務負担金の増に伴うものでございます。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定調査等費10万8,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴うものでございます。

款3 地域支援事業費、項2 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費51万3,000円の増額補正は、職員人件費の増及び地域介護予防活動支援に係る委託料の増に伴う補正でございます。

項3 包括的支援事業・任意事業34万9,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴う補正でございます。

次に、一番下、款6 諸支出金、項1 目1 償還金及び還付金3,351万7,000円の増額補正は、交付金支出金等の前年度精算に伴う返還金でございます。

以上で、令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第4、議案第53号 令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(小高一哉君) 議案第53号について、ご説明いたします。

議案つづり99ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、職員及び会計年度任用職員の人件費の増額、それと八声加圧所解体に伴う配管の切り回し、工事費等の増額が主なものとなります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和5年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、下の表をご覧ください。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用を130万円増額し、総額を4,869万円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、下の表をご覧ください。

支出、第1款資本的支出、次のページをお開きください。

第1項建設改良費を739万1,000円増額し、総額を1億4,969万9,000円とするものです。

議会の議決を経なければ、利用することができない経費。

第4条、7,721万2,000円を7,881万4,000円に改めるものです。

詳細につきましては、令和5年度水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたしますので、112、113ページをお開きください。

支出。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費の補正予定額12万3,000円の増額は、人事異動などによるものです。

目3、総係費の補正予算117万7,000円の増額は、人事異動及び検針用のハンディ機器購入に伴うバッテリーの購入と、あとデータ移行の業務委託によるものです。

次のページをお開きください。

支出。款1資本的支出、項1建設改良費、目3配水施設費の補正予定額659万9,000円の増額は人事異動及び八声加圧所解体に伴う配水管の切り回しの材料及び工事によるものです。

目4固定資産取得費の補正予定額79万2,000円の増額は、水道メーター検針用のハンディ機器2台を購入するものです。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号～議案第60号、報告第11号～報告第13号の一括上
程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第54号 令和5年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、議案第60号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について、及び日程第12、報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから、日程第14、報告第13号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明までとします。これより順次説明及び報告をお願いします。

なお、説明については、着席について説明することを許します。

最初に、議案第54号 令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第54号 令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、財政課及び会計室から説明をさせていただきます。

初めに、財政課から令和4年度主要施策の成果説明書について、簡単に説明をさせていただきます。

主要施策の成果説明書の2ページをお開きください。

一般会計歳入歳出の総括表でございます。

まず、左側の歳入の状況ですが、一番下の欄、歳入の合計では、決算額65億4,066万3,000円、対前年度1億5,002万8,000円、2.2パーセントの減でございます。

右側の歳出の状況ですが、一番下の欄、歳出の合計で決算額59億4,052万3,000円、対前年度1億4,245万1,000円、2.3パーセントの減でございます。

歳入歳出の区分や各種事業の詳細については、この後の会計室長、及び来週開催予定の常任委員会で説明をさせていただきます。

次の3ページをお願いします。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき比率を算出したもので、推移や前年度との比較のため、直近5年度分の比率を記載してございます。

表に記載のとおり、①実質赤字比率、②連結実施赤字比率は、赤字でないために算定されず、③実質公債費比率は前年度より0.3パーセント下がり、3.8パーセント、④の将来負担比率は、前年度と同様に将来負担すべき金額よりも充当可能な財源などの額が多いため、算定をされませんでした。

以上、町の財政健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内となりました。各比率については、別途令和4年度決算に基づく健全化判断比率としてご報告をさせていただきます。

4ページ以降は、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

決算書につきましては、会計管理者のほうから説明をいたします。

以上、財政課からの説明とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 会計室長。

○会計室長（須藤明実君） それでは、決算書の内容につきまして、会計室から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

初めに、財産に関する調書について説明させていただきますので、決算書280、281ページをお願いいたします。

財産に関する調書については、決算年度中に増減のあった主なものについて説明させていただきます。

第1項公有財産、第1号土地及び建物、初めに、土地の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、学校、1,034平方メートルにつきましては、大多喜小学校駐車場用地、その2つ下の公園3,308平方メートルにつきましては、大多喜お城の森公園用地、その他の施設397平方メートルにつきましては、小田代公衆トイレ用地取得区分の変更による増でございます。次に、区分、その他、2,028平方メートルにつきましては、夷隅合同庁舎建設地周辺の整備用地取得による増でございます。

次に、建物、非木造の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、学校、マイナス7平方メートルにつきましては、大多喜小学校プールのポンプ室の取壊しによる減。区分、その他のマイナス151平方メートルにつきましては、都市交流センター農産物加工所の取壊しによる減でございます。

次に、第2号山林の面積につきましては、決算年度中増減高、分収林で9平方メートルの

減、立木の推定蓄積量につきましては、所有林で決算年度中増減高710立方メートル、分収林で8立方メートルの増でございます。

282、283ページをお願いします。

第3号無体財産権、第4号有価証券、第5号出資による権利については、決算年度中の増減はございません。

次の第2項物品につきましては、上から6番目、乗用車の2台は購入が5台、廃車が3台、差引き2台でございます。中段の情報ターミナル、小型バイオディーゼル燃料製造装置、モニターテレビ、ソフトクリームフリーザーそれぞれ1台の減につきましては、故障や老朽化により廃棄したものです。

また、284ページ、一番下の印刷機1台につきましては、役場内に設置しております。

次に、285ページの第3項債権につきましては、学校法人三育学院貸付金、決算年度中増減高は4,500万円の増でございます。

第4項基金につきましては、会計別に記載しております。第1号一般会計について、予算額に基づき増減していますが、一般会計22基金の合計は1億7,103万5,000円の増で、決算年度末現在高は、29億959万8,000円でございます。

次の286ページの第2号鉄道経営対策事業基金特別会計、第3号国民健康保険特別会計、第4号介護保険特別会計の基金は、記載のと通りの増減となります。

以上の26基金の合計は2億1,239万2,000円の増で、決算年度末現在高は35億9,265万5,000円でございます。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明させていただきます。決算書の18、19ページをお願いします。

歳入につきましては、科目と、右側ページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心に説明させていただきます。

款1町税は、対前年度1,091万9,000円増の収入済額11億5,343万6,723円、不納欠損額につきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税の合計で659万2,388円、収入未済額は5,799万2,641円でございます。

次に、款2地方譲与税は、対前年度209万4,000円の増の収入済額7,088万8,000円でございます。

20、21ページをお願いします。

款3利子割交付金は、対前年度3万4,000円減の収入済額49万5,000円。

款4 配当割交付金は、対前年度45万8,000円減の収入済額499万7,000円。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、対前年度288万円減の収入済額397万8,000円。

款6 法人事業税交付金は、対前年度735万2,000円増の収入済額2,116万5,000円。

款7 地方消費税交付金は、対前年度239万9,000円減の収入済額2億3,923万5,000円。

款8 ゴルフ場利用税交付金は、対前年度78万4,000円減の収入済額9,956万7,248円。

款9 環境性能割交付金は、対前年度151万8,000円増の収入済額949万3,000円。

款10 地方特例交付金は、対前年度2,066万9,000円減の収入済額417万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

款11 地方交付税は、対前年度368万円増の収入済額20億9,705万3,000円。

款12 交通安全対策特別交付金は、対前年度26万9,000円減の収入済額155万9,000円。

款13 分担金及び負担金は、対前年度1,215万2,000円減の収入済額6,058万3,795円。

不納欠損額につきましては、学校給食費負担金で96万2,470円、収入未済額は高齢者在宅生活支援事業負担金等の65万6,675円でございます。

24、25ページをお願いします。

款14 使用料及び手数料は、対前年度348万4,000円増の収入済額9,257万1,124円、収入未済額は住宅使用料等の190万7,500円でございます。

次に、26、27ページをお願いします。

款15 国庫支出金は、各種事業における国の負担金及び補助金で、対前年度5,395万5,000円減の収入済額7億2,883万2,560円でございます。

次に、32、33ページをお願いいたします。

款16 県支出金も、各事業における県の負担金及び補助金で、対前年度9,576万1,000円減の収入済額2億8,169万8,384円でございます。

次に、42、43ページをお願いします。

款17 財産収入は、町有財産や横山宮原住宅、光ファイバーケーブル貸付収入等で、対前年度1,246万6,000円減の収入済額4,492万4,084円、収入未済額は横山宮原住宅貸付収入等の125万5,000円でございます。

款18 寄附金は、対前年度5,505万6,000円増の収入済額1億5,598万353円、指定寄附金では、ふるさと納税が1億3,302万1,000円でございます。

款19 繰入金は、対前年度1億9,767万円減の収入済額7,281万1,471円は、基金からの繰入金でございます。

44、45ページをお願いします。

款20繰越金は、前年度繰越金及び繰越明許分等で、対前年度1億4,691万5,000円増の収入済額6億771万7,264円でございます。

款21諸収入は、対前年度1億435万1,000円増の収入済額4億9,179万9,811円でございます。雑入の主な収入は、地域通貨のチャージ分でございます。

次に、50、51ページをお願いします。

款22町債は、過疎地域自立促進特別事業債等で、対前年度8,590万円減の収入済額2億9,770万円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額66億8,235万7,000円、調定額66億1,002万9,491円、収入済額65億4,066万2,817円、不納欠損額755万4,858円、収入未済額6,181万1,816円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

54、55ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明させていただきます。

款1議会費、項1議会費の支出済額は7,509万6,740円、町議会議員と事務局職員の人件費、議会運営に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金等でございます。

款2総務費の支出済額は16億6,938万8,007円、翌年度繰越額の繰越明許費は1,248万6,000円でございます。項1総務管理費の支出済額は14億3,098万5,189円。57ページをお願いします。主なものは、特別職及び職員の人件費、中段の一般事務費の報償費は、行政連絡員への報償費等、委託料は宿直業務委託料等でございます。

61ページをお願いします。

下段の広報おおたき発行事業は、広報おおたきの発行に伴う印刷製本費等の経費でございます。

63ページをお願いします。

下段の公有財産管理事業は、主に町所有建物及び公用車の保険料、各種保守委託料等でございます。

65ページをお願いします。

庁舎管理費は、庁舎の維持管理に伴う経費等でございます。

67ページをお願いします。

町有林管理事業は、町有林保育管理を千葉県森林組合北部支部への委託、立木伐採撤去が

主な経費でございます。その下の公有財産管理事業繰越明許は、夷隅合同庁舎建設地周辺の整備用地の購入費でございます。

同じページの下段、定住化対策事業は、空き家改修事業補助金、69ページをお願いします。U I J ターンによる起業・就業者創出事業補助金等でございます。その下の地域おこし協力隊事業は、会計年度任用職員報酬や車両、住居借上料、また研修会等への参加負担金でございます。

71ページをお願いします。

上から3段目、地域公共交通対策事業は、委託料デマンド型地域交通運行業務や、臨時バス運行業務でございます。負担金補助及び交付金は、町内バス路線維持助成金、公共交通事業者継続支援金等でございます。ふるさと納税事業では、報償費はふるさと納税返礼品代等でございます。

73ページをお願いします。

地域通貨事業では、報償費は地域通貨利用協力金、プレミアムポイント、原油価格・物価高騰緊急対策支援金でございます。下段の広域行政推進事業は、郡市広域市町村圏事務組合負担金等でございます。

75ページをお願いします。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金、いすみ鉄道基盤維持費補助金、いすみ鉄道経営支援補助金等でございます。

77ページをお願いします。

下段のコミュニティ育成事業は、集会所等の壁の塗装や屋根の改修、トイレ改修に係る補助金でございます。

79ページをお願いします。

外国人技能実習生受入れ事業の経費は、特別養護老人ホーム特別会計の繰出金、三育学院中等教育学校誘致事業の貸付金、各事業の還付金でございます。

81ページをお願いします。

項2 徴税費の支出済額は9,213万5,148円。主なものは、職員の人件費、税務総務事務費の負担金補助及び交付金では、関係団体への負担金や補助金、賦課事務費の委託料では、不動産鑑定委託料、基幹系システム大量一括処理委託料、83ページをお願いします。中段の地図情報システム管理事業は、地図情報データ修正委託料等でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は1億3,046万7,823円。主なものは、職員の人件費、

85ページをお願いします。

各出張所会計年度任用職員給料、使用料及び賃借料の戸籍システム借上料等でございます。下段のマイナンバーカード取得促進事業、次のページの報償費は、マイナポイントの地域通貨利用協力金でございます。

同じページの項4 選挙費の支出済額は1,095万9,981円。主なものは、選挙管理委員会事務費、参議院議員選挙及び、89ページをお願いいたします。千葉県議会議員選挙の経費でございます。

項5 統計調査費の支出済額は452万6,038円。主なものは、職員の人件費、91ページをお願いします。各種統計調査の経費でございます。

項6 監査委員費の支出済額は31万3,828円。監査委員の報酬等でございます。

款3 民生費の支出済額は14億391万4,879円。翌年度繰越額の繰越明許費は4,850万円でございます。

項1 社会福祉費の支出済額は9億6,828万8,108円。主なものは、93ページをお願いします。職員の人件費及び事務費、社会福祉関係団体助成事業は、関係団体への負担金や補助金でございます。

95ページをお願いします。

障害者福祉事業は、委託料の地域生活支援事業委託料、扶助費の介護給付費や自立支援医療給付費、民生委員活動事業は、民生委員活動費としての報償費等でございます。

97ページをお願いします。

国民健康保険特別会計繰出金は、国保会計の基盤安定負担金等の繰出金でございます。子育て世帯等臨時特別支援事業、次のページの生活困窮者等支援事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業は、各給付金支給に係る経費でございます。

101ページをお願いします。

高齢者在宅生活支援事業。主なものは外出支援サービス委託料でございます。同じページの下から2段目、高齢者等物価高騰対策給付事業は、70歳以上の高齢者に対する給付金支給に係る経費でございます。

103ページをお願いします。

中段の介護保険特別会計繰出金でございます。主なものは、介護給付費繰出金、下から2段目、低所得者保険料軽減に伴う繰出金でございます。

105ページをお願いします。

後期高齢者医療対策事業は、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、基盤安定繰出金等でございます。

項2 児童福祉費の支出済額は4億3,562万6,771円。主なものは、職員の人件費、子ども医療対策事業は扶助費の医療費、107ページをお願いします。子育て世帯へ支給される給付金でございます。児童手当支給事業の扶助費は、児童手当の支給でございます。

下段の保育園管理運営事業は、両保育園の会計年度任用職員報酬、109ページをお願いします。施設の維持管理経費、園児の送迎バス委託料等でございます。下段の児童クラブ運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、111ページをお願いします。地域子育て支援センター運営事業は、人件費等の経費でございます。

款4 衛生費の支出済額は5億8,374万3,637円。翌年度繰越額の繰越明許費は275万円でございます。

項1 保健衛生費の支出済額は3億1,492万9,957円。主なものは、職員の人件費、113ページをお願いします。医療体制整備事業は、国保国吉病院への負担金等でございます。

また、がん検診、予防接種、115ページをお願いします。健康増進事業に係る経費等でございます。新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業、繰越明許費から117ページまでは、ワクチン接種体制に係る経費でございます。

119ページをお願いします。

環境衛生事務費の負担金補助及び交付金は、夷隅環境衛生組合への負担金、下段の合併浄化槽設置整備事業は、121ページをお願いします。くみ取り、単独槽から合併浄化槽への転換に対しての補助金、中段の省エネ家電購入補助事業は、エアコン、冷蔵庫のうち、省エネ電化製品の購入に対する補助金でございます。

下段の妊娠・出産包括支援事業は、健康診査や産後ケア事業の委託料、123ページをお願いします。出産・子育て応援交付金や不妊治療費でございます。

斎場無相苑管理運営事業は、施設の維持管理経費及び火葬炉運転業務委託料、工事請負費では、火葬炉改修工事等でございます。

125ページをお願いします。

項2 清掃費の支出済額は1億8,657万680円。主なものは、職員の人件費、会計年度任用職員報酬等でございます。

下段の環境センター運営事業は、次のページをお願いします。ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、小型家電運搬処理委託料等、負担金補助及び交付金は、いすみクリーンセンタ

一塵芥処理負担金でございます。

項3 上水道費の支出済額は8,224万3,000円で、水道企業会計へ対する上水道高料金対策補助金でございます。

款5 農林水産業費の支出済額は2億8,888万5,517円。翌年度繰越額の繰越明許費は1,783万9,000円でございます。

款1 農業費の支出済額は2億2,123万1,415円。主なものは、職員の人件費、農業委員会運営事業は、農地利用最適化推進委員、農業委員会委員への報酬でございます。

129ページをお願いします。

下段の農業振興事業は、会計年度任用職員報酬、131ページをお願いします。負担金補助及び交付金は、農業等各種団体への負担金や補助金、物価高騰に伴う農業者支援給付金、農業次世代人材投資資金等でございます。

鉦毒ダム対策事業は、平沢ダムの維持管理費等の経費、その下の基幹農道整備事業、133ページをお願いします。工事請負費は農道の道路改良工事でございます。土地改良関係団体事業委託料は、測量業務、工事請負費は排水路改修工事、また関係団体への負担金や補助金等でございます。

多面的機能支払交付金事業、次のページの中山間地域等直接支払交付金事業は、事業実施区への交付金でございます。

基幹農道整備事業繰越明許の工事請負費は、農道の災害防除工事でございます。

次に、集落センター、味の研修館、137ページをお願いします。農村コミュニティーセンターの管理運営事業は、各施設の維持管理経費等でございます。

都市交流センター管理事業は、管理事業繰越明許の工事請負費は、たけゆらの里建物の外壁の塗装工事でございます。

項2 林業費の支出済額は6,765万4,102円。主なものは、職員の人件費、139ページをお願いします。有害鳥獣駆除対策事業は、有害獣の捕獲に伴う捕獲報償費、有害鳥獣駆除委託料、被害防止に係る補助金等でございます。

141ページをお願いします。

森林環境譲与税事業は、基金への積立金等でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 提案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間、昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時59分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（渡邊泰宣君） 説明を会計室よりお願いします。

会計室長。

○会計室長（須藤明実君） 引き続き、決算書の説明をさせていただきます。

決算書141ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費の支出済額は1億5,442万6,359円、翌年度繰越額は、継続費逐次繰越が5,734万4,000円、繰越明許費が5,001万円でございます。

主なものは職員の人件費、商業振興事業、143ページをお願いします。負担金補助及び交付金では、商工会への補助金、事業者物価高騰対策支援事業補助金等でございます。

商い資料館管理運営事業の商い資料館管理委託料は、町観光協会への指定管理委託料でございます。観光施設管理事業では、公衆トイレ、公園等の維持管理経費、145ページをお願いします。工事請負費の施設改修工事は、二の丸公園の東屋や擬木柵の改修工事でございます。

下段の観光振興事業、147ページをお願いします。負担金補助及び交付金は、町観光協会ほか関係団体への負担金や補助金でございます。

下から2段目の面白峡遊歩道整備事業委託料は、希少植物等保全調査業務委託料でございます。その下の観光施設整備事業委託料は、駐車場予定地の測量調査、公衆トイレの設計業務、工事請負費は葛藤の公衆トイレ改修でございます。

149ページをお願いします。

款7 土木費の支出済額は3億9,457万6,141円、翌年度繰越額は、繰越明許費2,894万7,000円、事故繰越24万6,000円でございます。

項1 土木管理費の支出済額は9,288万9,035円、主なものは職員の人件費、土木総務事務費、会計年度任用職員の報酬、委託料は道路台帳更新業務、計画策定業務、負担金補助及び交付金は、土木関係各種団体への負担金や補助金でございます。

151ページをお願いします。

下段の地籍調査事業委託料は、地籍調査に係る委託料でございます。

153ページをお願いします。

項2 道路橋梁費の支出済額は2億6,933万8,179円、主なものは道路維持管理事業、会計年度任用職員の報酬、委託料、測量調査委託料は町道新坂宮線の用地測量業務、155ページをお願いします。工事請負費の排水整備工事は、町道葛藤筒森線ほか、のり面修繕工事は町道岩井原線でございます。

繰越明許については、町道大中線の設計業務、工事請負費は町道葛藤筒森線、共栄トンネルほかのトンネル修繕工事でございます。

町道改良事業の委託料、測量調査委託料は、町道会所弓木線ほか、工事請負費の道路改良工事は、町道新坂泉水線でございます。

事故繰越については、工事請負費、道路改良工事は町道船子東前線でございます。

交通安全対策事業、157ページをお願いします。区画線工事は、町道中野大多喜線ほかでございます。

橋梁長寿命化事業の調査設計業務委託料は、町道紺屋横山線白山橋の橋梁修繕設計業務でございます。工事請負費は町道弓木西下線前堀橋等の橋梁補修工事でございます。

その下の繰越明許の工事請負費は、町道堀切線堀切橋の橋梁補修工事です。

項3 都市計画費の支出済額は357万2,818円、街なみ整備助成事業補助金、お城の森公園の維持管理経費でございます。

項4 住宅費の支出済額は2,877万6,109円、町営住宅管理事業は、町営住宅の維持管理経費、159ページをお願いします。公営住宅管理等基金積立金、中段の横山住宅管理事業は、維持管理経費、各基金への積立金等でございます。下段の定住化対策住宅助成事業は、住宅取得奨励金及び、161ページをお願いします。住宅リフォーム補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費の支出済額は2億8,330万6,872円でございます。

常備消防負担事業は夷隅郡市広域常備消防負担金でございます。消防団運営事業では、町消防団員の報酬、各分団における消防車の維持費用、委託料は団員の健康診査委託料、負担金補助及び交付金は、消防関係の負担金等でございます。

163ページをお願いします。

消防機械器具整備事業、備品購入費は小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。

下段の防災無線維持管理費は、防災無線の維持管理経費、165ページをお願いします。防災行政無線施設保守委託料、大多喜町情報発信システムの導入委託料でございます。

款9 教育費の支出済額は4億9,397万655円、翌年度繰越額は、繰越明許費393万円でございます。項1 教育総務費の支出済額は8,940万1,204円、主なものは教育委員の報酬、教育長

及び職員の人件費、教育委員会事務事業、167ページをお願いします。消耗品は抗原検査キットの購入、委託料、人材派遣業務はG I G Aスクールサポーター委託料でございます。

169ページをお願いします。

項2 小学校費の支出済額は9,473万5,550円、主なものは、小学校管理事務事業は、町内2小学校の学校医報酬、児童送迎バス委託料、小学校施設管理事業は施設の維持管理経費、整備の保守点検等の業務委託、171ページをお願いします。工事請負費は西小学校の空調設備工事等でございます。公有財産購入費は、大多喜小学校駐車場用地の購入でございます。

173ページをお願いします。

教育振興事業は、教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金等でございます。小学校教育振興事業は、英語教室業務委託料、学校給食費補助金等でございます。

項3 中学校費の支出済額は5,579万839円、主なものは、中学校管理事務事業は学校医報酬、175ページをお願いします。生徒送迎業務委託料及び送迎バス委託料等で、中学校施設管理事業は、施設の保守点検等の業務委託、生徒用机、椅子の購入等でございます。

177ページをお願いします。

教育振興事業は、教材備品等の購入費、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒の通学費の補助金等でございます。中学校教育振興事業は、外国語指導助手の委託料、学校給食費補助金等でございます。

項4 社会教育費の支出済額は7,019万5,822円、主なものは職員の人件費、179ページをお願いします。生涯学習推進事業、社会教育関係団体への負担金や補助金等でございます。公民館管理運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費等でございます。

181ページをお願いします。

図書館管理運営事業は、会計年度任用職員報酬や施設の維持管理経費等でございます。

183ページをお願いします。

項5 保健体育費の支出済額は1億8,384万7,242円、主なものは職員の人件費、保健体育振興事業はスポーツ推進委員の報酬、185ページをお願いします。体育関係団体への負担金や補助金等でございます。海洋センター管理運営事業は、施設の維持管理経費、187ページをお願いします。海洋センター屋外施設管理運営事業は、野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費等でございます。

その下の繰越明許の公園設備事業は、お城の森公園の遊具設置工事等でございます。学校

給食センター管理運営事業は会計年度任用職員報酬、189ページをお願いします。施設の維持管理経費、給食用賄材料費、給食配送委託料、ボイラーの更新工事等でございます。

款10災害復旧費の支出済額は7,409万1,033円、翌年度繰越額は繰越明許費5,200万5,000円でございます。

項1公共土木施設災害復旧費の支出済額は6,557万6,033円、道路橋梁災害復旧事業、191ページをお願いします。工事請負費は町道横山鳴滝苗代街線の災害復旧工事でございます。その下の繰越明許の工事請負費は町道中野大多喜線ほかの災害復旧工事でございます。河川災害復旧事業、繰越明許の工事請負費は、普通河川大久保川の災害復旧工事でございます。

項2農林水産施設災害復旧費の支出済額は951万5,000円、工事請負費は平塚地先の排水路の災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は4億4,912万3,147円、借入れした起債分の元金と利子でございます。

款12諸支出金の支出済額は7,000万円、特別養護老人ホーム事業会計貸付金でございます。

款13予備費の当初予算額は500万円、予備費を充当した額は329万6,000円でございます。

以上、歳出合計は、予算現額66億8,235万7,000円、支出済額59億4,052万2,987円、翌年度繰越額の継続費逓次繰越5,734万4,000円、繰越明許費2億1,646万7,000円、事故繰越24万6,000円、不用額4億6,777万7,013円でございます。

194ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、この表は会計年度の実質的な歳入歳出の額を示したものでございます。単位は1,000円でございます。

第1項歳入総額65億4,066万3,000円、第2項歳出総額59億4,052万3,000円、第3項歳入歳出差引額6億14万円、第4項翌年度へ繰り越すべき財源は、第1号継続費逓次繰越額5,734万4,000円、第2号繰越明許費繰越額1億173万3,000円、第3号事故繰越繰越額24万6,000円、計といたしまして1億5,932万3,000円、第5項実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた4億4,081万7,000円でございます。

以上で令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、議案第55号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 議案第55号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、この特別会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

着座にてご説明させていただきます。

それでは、決算書の事項別明細書によりご説明いたします。

決算書の202ページ、203ページをお開きください。

歳入、款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子、収入済額は13万5,000円で、鉄道経営対策事業基金運用による利子となります。

款2項1目1繰越金、節1前年度繰越金、収入済額739円は令和3年度での基金運用に伴う利子の繰越金です。

歳入合計は13万5,739円です。

次のページをお開きください。

歳出、款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節24積立金、支出済額13万5,739円、こちらは鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものです。

歳出合計は13万5,739円です。

なお、積立て後の基金残高は4億1,944万4,789円となります。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額以降の行はゼロ円となっております。

以上で鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、議案第56号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、座ったまま説明させていただきます。

議案第56号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し

上げます。

議案つづりは121ページ、決算書は213ページからとなります。

初めに、国民健康保険の加入状況でございますが、令和4年度末現在の加入者数は2,200人、加入世帯数は1,441世帯となり、前年度と比較すると後期高齢者医療保険等への移動や死亡等により、加入者数で141人、世帯数で52世帯それぞれ減となりました。

また、加入者の53パーセントに当たる1,167人の方が65歳以上となっており、高齢化率が非常に高い状況にあります。

それでは、決算の内容について事項別明細書によりご説明申し上げますので、決算書214ページ、215ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、説明については国民健康保険税以外は収入済額について説明し、収入のないものについては割愛をさせていただきます。

款の1国民健康保険税、収入済額2億1,322万5,889円で前年度と比較し1,093万2,115円の増となりました。

なお、保険税の徴収率は、現年度分97.8パーセント、滞納繰越分32.4パーセント、合計で87.4パーセント、前年度比5.3パーセント高くなっております。

次に、不納欠損でございますが、140万3,100円となりました。不納欠損の事由でございますが、死亡、生活困窮、生活保護などとなっております。

次に、収入未済額は2,933万4,007円で、前年度と比較し1,019万1,489円の減、滞納整理が進み、毎年度滞納額が減少しています。

款の3使用料及び手数料10万7,200円は、保険税の督促手数料でございます。

次は、一番下の段になります。

款の5県支出金は8億734万5,341円で、前年度と比較し1億1,184万557円の減となりました。

216、217ページをお願いします。

減となった理由は、歳出の保険給付費が減となったことで、保険給付費分として交付される普通交付金が減となったためでございます。

次に、款の6繰入金9,436万2,282円で、前年度と比較し1,107万304円の増となりました。内訳は保険税の軽減措置や国民健康保険事業に必要な経費に対する国・県・町の負担分として繰り入れた一般会計繰入金と保険税の不足分に充当するため繰り入れた財政調整基金繰入金となります。

款の7繰越金は、令和3年度からの繰越金で、国民健康保険事業費納付金等の支出に充当したため前年度比6,460万512円の減の4,690万5,321円となりました。

款の8諸収入は256万7,995円で、内訳は保険税の滞納に伴う延滞金、次のページをお願いいたします。交通事故などの第三者行為に係る納付金、特定健康診査の受診者負担金などでございます。

歳入合計は11億6,451万4,028円、前年度比1億5,485万5,128円の減となりました。

次に、歳出のご説明をいたします。

220、221ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明し、支出のないものにつきましては割愛させていただきます。

款の1総務費は、支出済額2,460万663円、支出内訳は備考欄記載のとおりで、職員人件費、国税の賦課徴収や資格管理などに係る事務的経費、国保連合会負担金などでございます。

次に、一番下になります。

款の2保険給付費は、支出済額7億8,873万5,788円で、前年度と比較し1億1,244万4,065円の減となりました。

222、223ページをお願いいたします。

保険給付費の内訳になります。一番上の項の1療養諸費、これは通常の医療費に係る町負担分になり、支出済額は6億8,875万1,028円。次に中段より少し下になります。項の2高額療養費、これは医療費が自己負担限度額を超えた場合に給付されるもので、支出済額が9,860万1,019円、この2つの支出済額を合わせると7億8,735万2,047円で、前年度比1億1,203万7,386円の減となっており、保険給付費が大きな減額となった要因となっております。

226、227ページをお願いいたします。

款の3国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費等を含む国民健康保険事業に係る見込額を基に、県が各市町村の被保険者数及び所得や医療費等の水準に応じて納付額を算出したもので、町の保険税の必要額を算出する基準額にもなるものでございます。

支出済額は3億221万7,830円、前年度比1,980万3,092円の減となりました。

228、229ページをお願いいたします。

款の4共同事業拠出金は28円となります。

次に、款の5保健事業費は1,646万4,978円で、前年度比372万2,415円の減となりました。

支出内容は医療費の削減、疾病の早期発見や予防に係る経費となっております。

次に、款の6諸支出金は102万8,700円で、前年度比175万6,110円の減となりました。

230、231ページをお願いいたします。内訳は、被保険者の所得の修正や資格の異動などによる過年度分保険税の還付金となります。

歳出合計11億3,304万7,987円、前年度比1億3,926万7,826円の減で、不用額は7,441万1,013円となりました。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

第3項歳入歳出差引額及び第5項実質収支額は、ともに3,146万6,000円となりました。3,146万6,000円につきましては、翌年度に繰り越し、国民健康保険事業費納付金等の財源に充当を予定しております。

以上で令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、議案第57号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 続きまして、議案第57号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

議案つづりは123ページ、決算書は233ページからとなります。

初めに、後期高齢者医療保険の加入状況でございますが、令和4年度末現在の加入者数は1,947人となり、前年度と比較すると53人の増となりました。増となった要因は、団塊の世代に当たる方が後期高齢者に移行したことにより増となったもので、今後数年はこの傾向が続くと思われま。

それでは、決算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、決算書240、241ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

なお、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料以外は収入済額について説明させていただきます。

初めに、款の1後期高齢者医療保険料は、収入済額1億783万7,300円、前年度比570万3,900円の増となりました。不納欠損額は前年度比2,000円減でゼロ円でございます。

収入未済額は、前年度比39万9,300円減の7万2,500円でございます。

保険料の徴収率は、現年度分99.94パーセント、滞納繰越分97.05パーセント、合計で99.93パーセント、前年度比0.39パーセント高くなりました。

款の2 使用料及び手数料1万2,800円は、保険料の督促手数料でございます。

款の3 繰入金3,343万228円は、事務費に対する一般会計からの繰入金と低所得者の保険料の軽減に対する保険基盤安定繰入金でございます。

款の4 繰越金32万8,700円は、令和3年度からの繰越金でございます。

款の5 諸収入46万9,800円は、過年度分の保険料の還付金として広域連合から還付されたものでございます。

歳入合計は1億4,207万8,828円、前年度比586万1,628円の増となりました。

次に、歳出の説明をいたしますので、242、243ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明させていただきます。

款の1 総務費80万2,477円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課徴収に係る事務的経費となります。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,076万4,000円で、前年度比619万6,343円の増となりました。被保険者から納付されました保険料及び基盤安定繰入金を保険者であります広域連合へ納付するものでございます。

款の3 諸支出金46万9,800円は、所得の更正や死亡等に伴う過年度分保険料の還付金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出合計は1億4,203万6,277円、前年度比614万7,777円の増、不用額は13万2,723円となりました。

246ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

第3項歳入歳出差引額及び第5項実施収支額は、ともに4万3,000円となりました。この4万3,000円につきましては、翌年度に繰り越し、後期高齢者医療広域連合納付金の財源に充当いたします。

以上で令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、議案第58号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案第58号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、第1号被保険者数を申し上げますと、令和5年3月末現在は3,632名で、前年度比42名の減となっています。

決算の明細については、決算書事項別明細書でご説明をいたしますので、256、257ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1 保険料、調定額2億3,032万3,380円、収入済額2億2,545万9,970円、収納率97.88パーセント、内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

不納欠損額36万6,990円は、時効成立による13名、13件分の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金7万9,500円は、いきいき塾及び認知症予防教室参加者負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料5万6,400円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となります。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金1億9,212万3,544円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2 国庫補助金9,678万4,077円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の包括的支援事業・任意事業と介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものとなります。

258、259ページをお開きください。

一番上段、保険者機能強化推進交付金、こちらは市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するためのものがございます。

次の保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくり等の取組を支援するためのもので、地域支援事業に充当されるものとなります。

次の介護保険事業費補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修に対する補助金として介護保険事務費に充当されています。

款 5 項 1 支払基金交付金 2 億 8,724 万 6,000 円は、介護給付費等地域支援事業に係る 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者分の法定交付金となります。

款 6 県支出金、項 1 県負担金 1 億 5,741 万 6,473 円は、介護給付に係る県法定負担金となります。

項 2 県補助金 651 万 3,738 円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業と介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 7,638 万 2,216 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

260、261 ページをお開きください。

款 8 項 1 繰越金 7,289 万 9,033 円は、前年度の繰越金でございます。

款 9 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料につきましては 1,700 円。

項 2 雑入 18 万 3,878 円は、生活保護者の認定調査等手数料、予防給付介護負担金と介護予防ケアマネジメント負担金、介護給付費返還金となります。

以上、歳入合計 12 億 1,514 万 6,529 円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

262、263 ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。

なお、支出のない科目は割愛させていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 2,308 万 4,480 円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費となります。

項 2 徴収費 105 万 6,182 円は、第 1 号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。

項 3 介護認定審査会費 489 万 1,799 円は、認定調査に従事する会計年度任用職員人件費、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び 2 市 2 町による介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。

項 4 運営協議会費 3 万 5,000 円は、介護保険運営協議会の委員報酬となります。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 9 億 3,598 万 3,605 円は、訪問系サービス、通所系サービスに係る給付費のほか、266、267 ページをお開きください。グループホームや介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。

さらに、在宅において入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や手すりの取付けや段差の解消など住宅改修に対して給付されるものでございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費となります。

項 2 介護予防サービス等諸費は 1,394 万 4,319 円でございます。内容は、介護サービス等諸費と同じでございますが、対象者が要支援 1、要支援 2 の方に対する給付費となります。

268、269 ページをお開きください。

中段、項 3 その他諸費 62 万 700 円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料となります。

項 4 高額介護サービス等費 2,086 万 63 円は、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項 5 高額医療合算介護サービス等費 208 万 469 円は、介護保険と医療保険両方の自己負担額が合算して年額の限度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものとなります。

270、271 ページをお開きください。

項 6 特定入所者介護サービス等費 4,033 万 3,530 円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう所得に応じて食事と居住費が一定額を超えた分について保険給付するものとなります。

款 3 区域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費 983 万 7,785 円は、要支援 1、2 の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費でございます。

272、273 ページをお開きください。

項 2 一般介護予防費 145 万 9,742 円でございます。これは高齢者及びその支援のための活動に関わる者を対象に行う事業等に係るもので、具体的には介護予防の普及啓発に資する経費となります。

項 3 包括的支援事業・任意事業費 2,329 万 5,180 円は、包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費となります。

274、275 ページをお開きください。

介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、目 4 包括的支援事業（社会保障充実分）は、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る人件

費となります。

項 4 その他諸費 2 万 9,250 円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料となります。

款 4 項 1 基金積立金 5,371 万 4,000 円は、前年度から繰り越された保険料と国・県支払基金交付金の精算に伴う積立てでございます。

次ページをお願いいたします。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付金 1,298 万 9,416 円は、令和 3 年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計 11 億 4,421 万 5,520 円でございます。

278 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 12 億 1,514 万 7,000 円、歳出総額 11 億 4,421 万 6,000 円、歳入歳出差引額 7,093 万 1,000 円。歳入歳出差引額の 7,093 万 1,000 円につきましては、令和 4 年度分の精算に伴う国・県・支払基金等への返還金及び令和 5 年度の保険給付費及び基金積立金等の財源となるものでございます。

以上で令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、議案第 59 号 令和 4 年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 着座にてご説明させていただきます。

議案第 59 号 令和 4 年度大多喜町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

別冊の水道事業会計決算書の 1 ページ目をお開きください。

令和 4 年度大多喜町水道事業決算報告書。

第 1 号、収益的収入及び支出。

収入の部、第 1 款水道事業収益の決算額は 4 億 9,552 万 8,405 円。

その下、支出の部、第 1 款水道事業費用の決算額は 4 億 8,784 万 3,553 円となりました。

続いて、第 2 号、資本的収入及び支出。

収入の部、第 1 款資本的収入の決算額は 6,624 万 4,000 円です。

支出の部、第 1 款資本的支出の決算額は 2 億 2,150 万 9,162 円となりました。

また、翌年度繰越額として、地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額 3,689 万円は、令

和5年度へ繰越しいたします。

資本的収入及び支出において収入が支出に対し不足する額1億5,526万5,162円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,126万9,801円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額886万8,386円、過年度分損益勘定留保資金6,061万9,797円及び当年度分損益勘定留保資金6,470万7,178円で補填しました。

また、棚卸資産の購入執行額は229万199円、うち仮払消費税は20万8,200円となりました。
次のページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業損益計算書になります。

営業収益につきましては1億6,539万3,564円の損失となりました。

次に、営業外収益につきましては1億6,604万5,766円の利益となり、水道事業としての当年度純利益が65万2,202円となり、前年度繰越利益剰余金に当年度純利益を足し、最終的に当年度未処分利益剰余金は4,693万4,456円となりました。

続いて、令和4年度大多喜町水道事業剰余金計算書についてご説明します。

一番右の列から左に右から3列目の一番下になります。

年度末未処分利益剰余金が4,693万4,456円となったことで、年度末の資本合計が12億9,792万7,655円となりました。

次のページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業剰余金処分計算書です。

未処分利益剰余金4,693万4,456円の処分方法について、全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すためのものです。

次に、令和4年度大多喜町水道事業貸借対照表です。こちらは水道事業の令和5年3月31日現在の財政状態を示した表になります。

資産の部。第1項固定資産及び第2項流動資産の資産合計は39億7,930万3,791円となります。

次に、負債の部です。第3項固定負債、第4項流動負債及び第5項の繰延収益の負債合計は26億8,137万6,136円となります。

次に、資本の部。第6項資本金及び第7項剰余金の資本合計は12億9,792万7,655円となり、負債資産合計は39億7,930万3,791円となります。

次のページをお開きください。

重要な会計方針につきまして、引当金の計上方法や取崩し状況等を注記したものとなって

おります。

続きまして、10ページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業報告書となります。

第1項概況です。第1号総括事項、イ、業務の状況。本年度の給水状況は、給水戸数3,763戸、前年度に比べ8戸の増加、給水人口は7,542人で前年度に比べ148人の減となりました。

年間総給水量は116万2,477立方メートルで、前年度に比べ1万2,327立方メートルの増加、年間総有収水量は97万859立方メートルで、前年度に比べ1万3,436立方メートルの減となりました。これに伴う有収率は83.52パーセントとなり、前年度に比べ2.06ポイントの減となりました。

ロ、建設改良事業です。改良工事では緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設替え工事など4か所、総延長894メートル、横山及び面白浄水場施設の修繕工事、弓木及び大高加圧ポンプ更新工事を実施しまして、水道水の安定供給の向上に努めました。

ハ、経理状況。経理状況につきましては、決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので、説明を省かせていただきます。

次のページをお開きください。

第2号経営指標に関する事項です。経営の健全化を示す経常収支比率は面白浄水場更新に伴い古い浄水場の償却資産を除却したことにより、前年度比0.94ポイント増の101.4パーセントとなり、健全経営の水準とされる100パーセントを上回る結果となりました。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は前年度比1.73ポイント増の63.06パーセントとなり、事業に必要な費用を給水収益で賄えていないため、給水収益以外の収入割合が高い傾向にあります。

償却対象資産の減価償却状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.37ポイント増の49.79パーセントとなりました。また法定耐用年数を経過した管路延長を示す管路経年化率は前年度比1.59ポイント増の30.63パーセント、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.42ポイント増の0.87パーセントとなりました。

施設の老朽化による更新費用の増加が懸念される中、さらなる経営の効率化や経費削減を図り、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

次に、第3号議会の議決の事項から次のページの第6号職員に関する事項、次のページをお開きください。第2項の工事等の概況までは記載のとおりとなります。

次のページをお開きください。

第3項です。15ページになります。

第1号業務量から次のページの第4号その他事項までは、各項目については当年度と前年度の比較をしたものとなります。

次のページ、17ページをお開きください。

第4項会計、第1号重要契約の要旨です。200万円以上の契約として建設工事請負契約9件、業務委託契約1件で、内容については記載のとおりとなっております。

第2号企業債の概況ですが、本年度末残高20億6,051万1,038円となり、この借入残高の件数は71件となっており、その内訳は22、23ページの企業債明細書のとおりとなっております。

続きまして、第3号その他会計管理に関する重要事項。こちらについては消費税に関わる補助金収入の用途の特定状況を記載したものとなります。

続きまして、令和4年度大多喜町水道事業のキャッシュ・フロー計算書です。このキャッシュ・フロー計算書は、令和4年度中の現金の流れを事業活動別に記載したものとなっております。

年度末の現金預金の期末残高は2億5,132万2,573円となります。この額については、決算書5ページの貸借対照表、第2項流動資産、第1号現金預金の金額と一致するものとなっておりますので、後ほどご確認ください。

次のページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業会計収益費用明細書です。こちらについても説明を省かせていただきますので、後ほど確認をしていただきたいと思います。

21ページをお開きください。

固定資産明細書、第1号有形固定資産明細書です。こちらにつきましては、令和4年度中の固定資産の取得及び除却の明細を記載したものとなっております。

第2号無形固定資産明細書及び第3号投資明細書については、令和4年度中の増減はございません。

続いて、22、23ページの企業債明細書については、決算書17ページ、第4項会計第2号の企業債の概況の明細となっております。

以上で令和4年度大多喜町水道事業会計決算のご説明を終わりにします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

なお、2時15分から再開します。

(午後 2時03分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長（渡邊泰宣君） 議案第60号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について説明願います。

財政課木島主幹。

○財政課主幹（木島丈佳君） 議案第60号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算報告書。

第1号収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益の決算額は1億7,402万1,213円、第1項営業収益が1億4,492万7,221円、第2項営業外収益が1,554万7,657円、第3項特別利益が1,354万6,335円となりました。

次に、支出でございますが、第1款特別養護老人ホーム事業費用の決算額は2億5,677万8,499円、第1項営業費用が2億5,593万1,999円、第3項特別損失が84万6,500円、第2項営業外費用と第4項予備費については支出がございませんでした。

続きまして、次ページの第2号資本的収入及び支出でございます。

収入はございませんでした。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の決算額は71万1,370円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額71万1,370円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1、営業収益合計1億4,492万7,221円から、2、営業費用合計2億5,593万1,999円を差し引きますと1億1,100万4,778円の営業損失となり、3の営業外収益1,554万7,657円を加えた事業の経常損失は9,545万7,121円となります。この経常損失に4の特別利益1,354万6,335円を加え、5の特別損失84万6,500円を差し引いた当年度純損失は8,275万7,286円となります。

前年度繰越欠損金3億4,538万966円に当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は4億2,813万8,252円となります。

続きまして、4ページの剰余金計算書の表中の下段におきましても、当年度未処理欠損金が同額の4億2,813万8,252円となります。

続きまして、5ページの欠損金処理計算書になります。令和4年度末で欠損金が4億2,813万8,252円ございますが、処理で充てるものがございませんので、そのまま当年度未処理欠損金が4億2,813万8,252円となります。

その下から令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表になります。

資産の部、1、固定資産の合計額は2億2,983万5,447円となります。

6ページをご覧ください。

流動資産の合計額は5,775万5,551円で、資産合計額は2億8,759万998円となります。

負債の部、3、流動負債の合計額は7,958万7,108円となります。

4、繰延収益の合計額は8,605万2,050円で、負債合計額は1億6,563万9,158円となります。

資本の部、5、資本金合計は5億5,009万92円です。

6、剰余金の合計額はマイナス4億2,813万8,252円で、資本合計額は1億2,195万1,840円となり、負債資本合計は2億8,759万998円となります。

続きまして、決算附属書類でございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

1の概況、1号総括事項の業務でございますが、表をご覧ください。

初めに、施設入所でございますが、令和4年度の年間利用者数は1万3,632人で、1日の平均利用者数は37.3人となり、前年度比1日当たり平均8.2人の減となりました。こちらにつきましては、民営化に伴う事業廃止により、職員の離職や有給休暇の取得が見込まれたため、新規入所者の受入れを控えたことと、夜勤ができる職員の不足が見込まれるために1フロアで見ることができる人数まで入所者数を減らしたことによるものでございます。

続きまして、短期入所の年間利用者数は483人で、1日の平均利用者数は1.3人となります。こちらの利用者の増は短期入所利用者の利用日数の増によるものでございます。

続きまして、13ページ、キャッシュ・フロー計算書をご覧いただきたいと存じます。

キャッシュ・フロー計算書は1年間の資金の流れを示したものです。一時借入れによる収入7,000万円があったことで資金期末残高は3,635万955円となりました。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと存じます。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

まず、収益でございます。第1款特別養護老人ホーム事業収益は1億7,402万1,213円となります。

第1項営業収益は1億4,492万7,221円となり、内訳としまして、第1目介護報酬収益が1億1,249万358円、第2目の介護負担金収益が3,243万6,863円となりました。

第2項営業外収益は1,554万7,657円となります。主な内訳としましては、第2目長期前受金戻入939万4,657円、第3目その他事業外収益は344万621円、第4目他会計繰入金、こちらは外国人技能実習生受入れに対する町一般会計からの繰入金でございますが、こちらが271万1,940円となりました。

第3項特別利益は1,354万6,335円となります。こちらは介護報酬再請求に伴う修正益となります。

続きまして、事業費用でございます。

15ページをご覧ください。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用2億5,593万1,999円、第1目総務管理費は1億4,406万3,801円で、正職員の人件費と企業会計システム及び福祉総合情報システムのリース料などが主なものでございます。

第2目施設管理費は2,004万7,866円で、介護の諸材料費や施設設備の維持管理に係る手数料、委託料、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

第3目居宅介護事業費269万3,605円は、短期入所に関する事業費となり、会計年度任用職員1名分の人件費になります。

第4目施設介護事業費6,214万3,863円は、会計年度任用職員の人件費及び給食用賄材料費が主なものでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

第5目減価償却費が1,777万3,317円です。

第6目外国人技能実習生受入れ事業費は920万9,547円で、外国人技能実習生3名分の人件費が主なものでございます。

第2項特別損失84万6,500円につきましては、介護報酬再請求に係る返金分となります。続きまして、17ページをご覧ください。

令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計資本的明細書になります。収入はございませんでした。

支出になりますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費は71万1,370円で、内訳でございますが、決算書の9ページに記載してございます浄化槽放流ポンプ交換工事、ガス乾燥機の修繕工事、食器洗浄機の修繕工事になります。

8ページから12ページ及び18ページから19ページにつきましては、記載のとおりとなりますので割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚泰夫君） 報告第11号を説明させていただきます。

議案つづり131ページをお開きください。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和4年度も黒字のために該当ありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、令和4年度の連結実質収支は黒字のため該当ありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和4年度

決算は前年度より0.3パーセント減少し3.8パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

一番下、将来負担比率は、地方債の現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額などから、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額算入見込額、交付税で措置される額などを控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和4年度決算では地方債残高や一部事務組合等の負担見込額などが減少したことと、充当可能基金額の増額により将来負担すべき金額よりも充当可能な財源が多くなったために、昨年同様比率は算定されませんでした。

以上、令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことをご報告させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、報告第12号 令和4年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 報告第12号をご説明させていただきます。

議案つづり133ページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率をご報告いたします。

経営健全化に関する指標については、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、報告第13号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、報告願います。

財政課木島主幹。

○財政課主幹（木島文佳君） 報告第13号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

議案つづりの135ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する

指標につきましては、国の経営健全化基準の20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲内となっております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

それでは、議案第54号から議案第60号までの各会計決算認定についての説明及び報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから、報告第13号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告は終わりました。

ここで、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ご指名いただきましたので、監査報告いたします。

令和4年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また財政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

まず、水道事業、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、去る7月7日、また一般会計・特別会計につきましては、8月9日、10日に渡辺監査委員と共に審査を実施しました。

初めに、一般会計・特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、そして計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果であります、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また予算の執行は適法かつ適正に執行されており、計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、基金は令和4年度中に創設、廃止した基金はございません。総数26基金のままでございます。年度末の総額は、昨年度に対しまして2億1,239万2,000円増加し、35億9,265万5,000円となりました。

一般会計のふるさと創生基金や国保特別会計の国保財政調整基金などは必要な施策に充当して減額されていますが、庁舎管理基金やふるさと基金など近い将来必要な施策に充当するために各基金を計画的に積み立てております。基金については、今後も目的に沿って計画的かつ効果的に活用されますことを強く希望します。

詳細につきましては、令和4年度大多喜町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び

基金の運用状況審査意見をご覧いただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算について申し上げます。

こちらについても、審査に付されました決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて計画どおり執行されているか、そして計数は正確であるかなどに主眼を置きまして、これも担当職員の方の説明を聴取し、審査を行いました。

その結果であります、両事業会計ともに決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されておりました。そして適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づいて目的どおり執行され、計数も正確で決算は適正なものとして認められました。

特別養護老人ホーム事業会計につきましては、ご承知のとおり令和4年度も大きな赤字となりましたが、本年6月23日をもって事業を廃止されまして、その長い歴史に終止符が打たれました。長年にわたり本町唯一の特別養護老人ホームとして大きな役割を担い、町民福祉の向上のために大変大きく貢献したことは誰しもが認める所だと思います。

この事業につきましては、新たに民間施設に継承されました。これは町の福祉の継続のため大変有意義であるというふうに判断します。しかし、今後は残された建物の利活用等多くの問題に対して万全を期して対応されますよう期待しております。

詳細につきましては、令和4年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算意見書をご覧ください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、22条1項の規定によります大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、併せてご報告します。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、これも担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。その結果は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎的となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

財政の健全化に関する法律の指標4項目のうち、先ほど財政課長からも発言がありましたけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、大多喜町は赤字ではないため全く問題ありません。

続いて、実質公債費比率も3.8パーセントにありまして、5年前、平成30年度と比較しま

すと1.4ポイント改善されており、これは良好な状態を保っているというふうに判断できます。

続いて、将来負担比率は、先ほども話ありましたけれども、町債残高の減少と充当可能基金の増加によって将来負担比率そのものがマイナスとなっていますので、これは算出されておりません。将来負担額が将来充当可能財源を上回っている状況で、要因としては、地方債残額が約1億3,500万減少して、充当可能基金が約2億500万増額となったことが大きな要因になっています。充当可能財源は、総体では将来負担額を約2億5,500万上回っています。大変よい状態だと思います。

将来負担比率が減少したことは、民間の企業で例えれば、内部留保が厚い状態で大変喜ばしいことですが、もろもろの事情で先延ばしをした事業の繰越金も含まれております。したがって、この数値が手放しで喜べるものではないと考えます。繰越し事業の中には複数年にわたるものも含まれておりまして、事業の見直しも含めて早期完結、完遂を希望します。

計画そのものがありきでこだわらないで、柔軟な発想、対応も時には必要ではないかと思われまます。今後も速やかな事業執行や将来を見据え有効な投資などを行った上で、良好な将来負担比率を堅持されますよう期待します。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査については、これも同じく審査に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、これも担当職員の説明を聴取しながら審査を実施しました。

その結果、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載する書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、詳細につきましては、令和4年度大多喜町財政健全化及び水道事業・特別養護老人ホーム事業経営健全化審査意見についてをご覧くださいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、以上をもちまして、令和4年度大多喜町一般会計・各特別会計及び事業会計の決算、そして基金の運用状況並びに財政健全化等に係る審査についての報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

12日と13日は、総務文教・福祉経済常任委員会合同の委員会協議会が予定されています。
時間は、いずれも午前9時から、会場は議場で開催します。

また、9月19日は午前10時から本会議を開きますので参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時44分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和5年9月19日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
財政課主幹	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	和泉陽一君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 5 4 号 令和 4 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 5 5 号 令和 4 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 5 6 号 令和 4 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 5 7 号 令和 4 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 5 8 号 令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 5 9 号 令和 4 年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 6 0 号 令和 4 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 8 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第 1 報告第 1 4 号 専決処分の報告について
- 追加日程第 2 議案第 6 1 号 令和 5 年度大多喜町一般会計補正予算（第 6 号）

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

本日の議事は、既に配付の議事日程第3号により、令和4年度大多喜町一般会計のほか、各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては、重複する部分をご遠慮いただき議事進行にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本日は議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、9月5日以降の行事でございますので、皆様のお手元に配付させていただきました報告書によりましてご了承賜りたいと思っております。

さて本日の会議事件は、令和4年度一般会計のほか4つの特別会計並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案、説明をさせていただき、常任委員会協議会においても、詳細な説明をさせていただいたところでございますが、いずれの会計におきましても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め、健全な財政運営に配慮し事業を推進してまいった所存でございます。この結果、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議をいただきまして、ご了承賜りますよう、よろしくご願ひ申し上げ、行政報告とさせていただきたいと思っております。

どうか本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。9月6日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告により、ご了承願ひたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第54号から日程第7、議案第60号までの令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっています。

9月6日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、質疑に当たりましては決算書で質疑されますようお願いするとともに、大多喜町議会会議規則第55号では、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとされています。このようなことから、一般会計については、歳入全般にわたり、また歳出は4つに分けた款ごとに質疑を行います。4つに分けた款ごとに同一議員につき3回までとしますのでご協力お願いします。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願いいたします。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第1、議案第54号 令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳入及び歳出のうち、款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑ないようですので、以上で歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑ないようですので、以上で款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑ないので、以上で款5農林水産費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

以上で、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費の質疑を終わります。

これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

反対者はありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。

3番野村君。

○3番(野村賢一君) それでは、賛成討論させていただきます。

その前に、9月8日の町の、統計史上最高の大雨ということで、町長はじめ職員の皆さんには大変、町民の災害復旧のため、ご努力していることで、本当に感謝申し上げるところで

ございます。

それでは、私は、令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算について、賛成する立場で討論をさせていただきます。

賛成する理由は、令和4年度はまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対策、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料の価格の上昇や円安による燃料、食料品等の物価高騰への対策など、町民の安全・安心な生活を守るために、対応が求められる年でありました。

このような状況の中、新型コロナウイルスワクチン接種の実施はもとより、各種感染拡大防止対策、物価高騰に対する町民、事業者への経済対策の実施など、様々な施策が実施されました。

町の最上位の計画であります総合基本計画では、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進や、町道の整備、住環境の向上に向けた各種事業も実地され、その成果は大いに評価をいたします。

また、地方公共団体の財政健全化に基づく各指標や経常収支比率等、各種財政指標においても良好な状態が保たれていますので、今後も安全で安心した健やかに暮らせる町民生活を確保して、将来のまちづくりのために、健全な財政運営の維持の継続を望みます。

一方、令和4年度も前年度も前々年度も同様に、多くの事業は、翌年に繰り越されており、国の施策や社会情勢等、やむを得ない理由等と認識していますが、計画に沿った適正な事業実施にも努めるようお願いいたします。

大多喜町は財政の健全化判断比率に見られるとおり、多くの基金があります。将来の財政需要に備えるため、また各施策実現の財源として必要な金ですが、財政健全化と住民福祉向上のために、事業実施とのバランスを取り、今後とも必要な基金の積立てと、その基金が有効活用することを期待します。

以上何点か申し上げましたが、常に状況は変化し、多くの行政課題がある中で、その都度、適正な対応や事業の実施が必要となります。令和4年度は、それぞれの状況の中、総合計画等の施策をはじめ、多くの課題等への対策が実施されていると認められることから賛成いたします。

最後に、我々町会議員は、町民代表として、議場にて執行部の皆さんと議論し、最後に議決します。

こんな中で、町民からの事業の要望が、我々には多くあります。しかし、要望を、その要

望を担当課に行きますと、予算がない、また適正な補助制度がありましたら後で連絡しますと、回答がほとんどでございます。

決算書を、最後に決算書を見ますと、黒字でしょうと報告を受けます。毎年5億前後の黒字が発生しております。基金の積立ては重要と考えておりますが、しかし我々議員も町民からの要望事業の金額は数万円から100万円ぐらいかと思えます。この要望で町民の福祉向上とサービスが少しでも向上になると思えます。ぜひご理解していただきたいと思えます。

最後に、監査委員長の、今日滝口さんおりませんけれども、毎月の例月監査、また決算議会に上程しなければ特別監査で、関係諸帳簿、証書書類の照合と、大変ご苦労さまでした。おかげさまで4年度の決算議会も無事、開催されたことに対してお礼を申し上げます。監査委員の滝口さんと渡辺さんには大変ご苦労さまでした。

以上で討論を終了します。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第54号 令和4年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、議案第55号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第55号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第3、議案第56号 大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第56号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、議案第57号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第57号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第58号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第58号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第6、議案第59号 令和4年度大多喜町水道会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和4年度大多喜町水道会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第59号 令和4年度大多喜町水道事業会計決算認定については認定する

ことに決定しました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、議案第60号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第60号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定については認定することに決定しました。

以上で、各会計決算認定についての審議が全て終了しました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本件につきましては、現選挙管理委員及び補充員の任期が10月4日をもって満了となることから、地方自治法第182条の規定により、委員及び補充員それぞれ4名を選挙するものです。

選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識権を有する者のうちから、議会において選挙することとされており、またこの選挙を行う場合

においては、同時に選挙管理委員と同数の補充員を選挙しなければならないこととなっております。

本件、選挙管理委員及び補充員の選任に当たっては、法律の定めにより行われる選挙や投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者でないことを、委員または補充員は、それぞれの中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者でないこと、委員は地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができないものであることなどの制約事項があります。

なお、委員及び補充員の選挙は、それぞれ全員を1回の選挙により選挙することとなっておりますが、議員各位に異議がなければ、指名推薦の方法により選挙することができることとなっております。

また、補充員の指名推薦するときは、その際、補充の順序を併せて定めておく必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで、議長が指名する選挙管理委員及び補充員候補の一覧表を作成しておりますので、議会事務局職員をして配付をいたします。

(一覧表配付)

○議長(渡邊泰宣君) 候補者の一覧表の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 配付漏れなしと認めます。

初めに、選挙管理委員を指名いたします。

大多喜町堀切285番地13、吉野康夫君。

大多喜町小内28番地、渡邊勝君。

大多喜町船子134番地1、大谷節櫻君。

大多喜町小土呂443番地、横山直示君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました吉野康夫君、渡邊勝君、大谷節櫻君、横山直示君、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名します。

第1順位、大多喜町栗又899番地、永嶋典夫君。

第2順位、大多喜町森宮188番地、宇野和矩君。

第3順位、大多喜町下大多喜1849番地1、井守毅一君。

第4順位、大多喜町堀之内236番地、齋藤ふく代君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、永嶋典夫君、第2順位、宇野和矩君、第3順位、井守毅一君、第4順位、齋藤ふく代君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程の追加

○議長(渡邊泰宣君) お諮りします。

ただいま町長から、報告第14号 専決処分の報告についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第14号 専決処分の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡邊泰宣君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 配付漏れなしと認めます。

◎報告第14号の上程、説明

○議長(渡邊泰宣君) 追加日程第1、報告第14号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 報告第14号の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から町長の専決処分事項として指定されている災害対応業務として、台風13号に伴う大雨の災害対応に係る職員手当と、早急に対応が必要となる土砂の撤去などの予算を、令和5年9月8日に専決処分したものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

報告第14号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

次のページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,502万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,518万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは次に、事項別明細書により説明をさせていただきますので3枚めくって、8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,502万1,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費502万1,000円の増額補正は、災害対策本部の設置及び避難所開設など、災害対応業務に係る職員手当でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費1,000万円の増額補正は、早急に対応が必要な町道の土砂等の撤去委託料でございます。

以上で、令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで報告第14号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第61号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）を議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡邊泰宣君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 追加日程第2、議案第61号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第61号の説明をさせていただきます。

この補正予算は、先ほどの専決処分の報告と同様に、台風13号による災害復旧のための予算措置でございます。

それでは本文の説明に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,820万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,338万3,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることを定めるものです。

それでは次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3枚めくって6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2,909万2,000円と、その次の款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億5,911万円の増額補正は、今回の補正予算の財源としての増額でございます。

次に、歳出予算となります。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費100万円の増額補正は、今回の災害で被災し修繕が必要となった家庭用飲用井戸等の補助金、2件分でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費231万8,000円の増額補正は、農地や農業施設の災害復旧による職員手当の増でございます。

目5農地費175万3,000円の増額補正は、被災農地等の測量や設計、図面作成等に必要な消耗品でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費16万5,000円の増額補正は、浸水被害のあった釜屋の畳の購入でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費34万1,000円と、その次の項2道路橋梁費、目2道路新設改良費268万4,000円の増額補正は、土木関係の職員手当の増と測量や設計、図面作成等に必要な消耗品でございます。

項4住宅費、目1住宅管理費244万1,000円の増額補正は、災害救助法に基づく半壊、準半壊の住宅の応急修理でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業施設災害復旧費1,500万円と、目3農地災害復旧費900万円の増額補正は、被災した農業施設、農地の測量業務委託でございます。

次のページをお願いします。

項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費1億1,900万円と、目2河川災害復旧費3,450万円の増額補正は、被災した町道や河川の地質調査、測量設計及び土砂の撤去でございます。

今回の台風13号の災害関連の予算については、補正予算の第5号、第6号と2回の補正予算を編成させていただきました。

この2回の補正予算は、早急に対応が必要なものとして、復旧に向けた測量や設計などとなっております。今後新たな被災箇所の判明や実際の復旧工事等を実施するには、追加で予算が必要となりますので、その際には改めて補正予算を編成し、議会のほうに上程させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、議案第61号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番吉野君。

○6 番（吉野僖一君） 本当に災害復旧、大変だと思います。メイン道路であります町道大多喜カネシキ中野線、大多喜湯倉線ですね、この坂の途中の道路決壊ですか。大分、大きな災害なんですけれども、この復旧予定計画はどうなっているのでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまご質問のあった内容ですけれども、中野大多喜線の西部田のトンネルの先の通行止めだと思いますけれども、ここにつきましては、災害もですね、大分大きく、道路のほうが決壊しております。

今、災害の復旧方法等、これから検討するところでございますけれども、予算のほうにつきましても、まだ12月以降にですね、工事費のほうの積算が出る見込みでいます。

その前に、できるものであれば、仮設工事等によって、復旧にできる内容をですね、検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6 番吉野君。

○6 番（吉野僖一君） いろいろ大変だと思うんですけれども、やはりメイン道路でありますので、できるだけ早くの復旧をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ございませんか。

8 番渡辺八寿雄君。

○8 番（渡辺八寿雄君） 1 点ほどお願いしたいと思います。

災害対応、誠にご苦労さまでございます。

今回6号補正におきまして繰越金1億5,911万、計上されておりますが、これによりまして繰越金、4年度からの繰越金4億4,081万7,000円ですか。そうすると繰越金全部使い果たしてしまうこととなりますが、今後、追加予算の編成が必ずあるかと思うんですけれども、予備費の活用ができなくなると思います。私が心配することでありませんが、そのような場合、こういった財源措置をされるのか、参考までにお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの質問に財政課のほうからお答えさせていただきます。

今後の補正予算編成の際の財源ですけれども、考えられるものとしてはまず財政調整基金、あと災害復旧の補助事業に関しては補助事業の災害復旧事業債、または国・県の補助金の活用ということが考えられると思います。

以上です。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(渡邊泰宣君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日20日から12月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

よって、明日20日から12月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日は、これをもって散会とします。
お疲れ様でした。

（午前10時46分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 末 吉 昭 男

署 名 議 員 根 本 年 生